

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」

保存活用計画

～近世城下町から続く暮らしと錦帯橋への物見の生業が育む景観地～

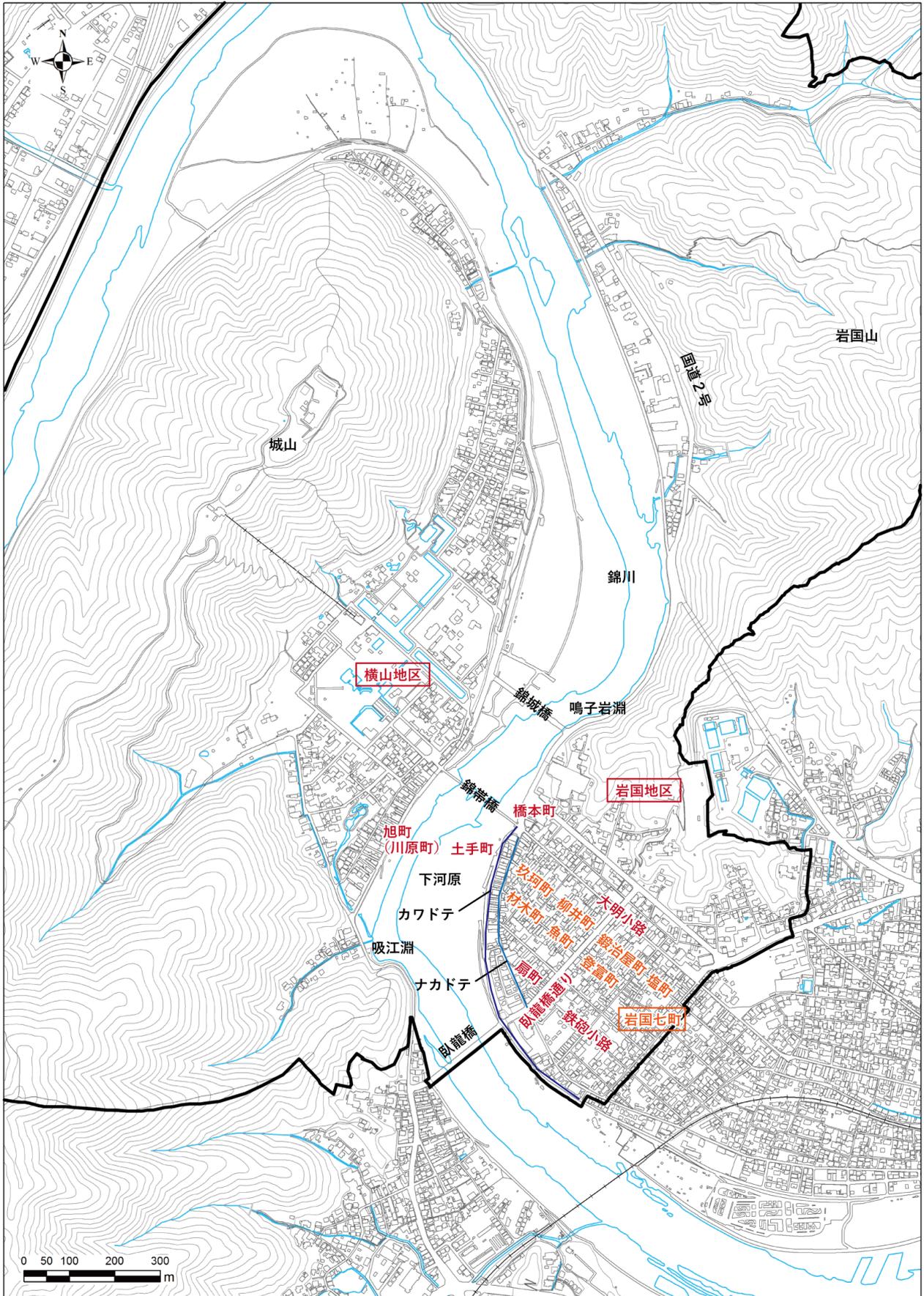
令和3年1月

岩 国 市

目次(案)

第1章 文化的景観保存活用計画策定の背景と目的	1
1. 文化的景観保存活用計画策定の背景	1
2. 文化的景観保存活用計画策定の目的	2
3. 文化的景観保存活用計画策定の体制	3
第2章 文化的景観の位置、範囲及び価値	5
1. 岩国市の位置と地形	5
2. 文化的景観の位置	5
3. 「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲	6
4. 「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の価値	7
(1) 本質的価値	7
(2) 本文化的景観の3つの特徴	10
第3章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針	14
1. 基本方針	14
2. 保存管理の観点	14
(1) 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全	14
(2) 城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承	15
3. 整備活用の観点	16
(1) 城下町由来のまちなみと文化の継承	16
(2) 錦帯橋の物見が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備	16
4. 運営体制の観点	17
(1) 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成	17
5. 景観単位別の観点	18
(1) 景観単位	18
(2) 景観単位別の特徴と方針	18
第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項	25
1. 土地利用の方針	25
(1) 全体方針	25
(2) 景観単位別の方針	25
2. 行為規制の方針	28
3. 重要文化的景観の滅失又はき損、現状変更等の取扱基準	38

第5章 文化的景観の重要な構成要素	39
1. 基本的な考え方	39
2. 重要な構成要素の特定	40
3. 重要な構成要素(個票)	45
第6章 文化的景観の整備活用に関する事項	87
1. 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全に向けて	87
2. 城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承に向けて	87
3. 城下町由来のまちなみと文化の継承に向けて	87
4. 錦帯橋の物見が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備に向けて	88
5. 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成に向けて	88
6. 文化的景観の価値の保存に向けた持続的な取組	89
第7章 文化的景観の保存及び活用のために必要な体制	90
1. 運営に関する方針	90
2. 運営体制	90
(1) 市の体制	90
(2) (仮称) 文化的景観保存活用委員会	91
3. 保存管理・整備活用体制	92
(1) 地域住民や事業者等との連携体制	92
(2) 技術者の育成に向けた各種団体との連携体制	92



■岩国城下町の主な旧町名、小路名等

第1章 文化的景観保存活用計画策定の背景と目的

1. 文化的景観保存活用計画策定の背景

本市は、南北に長い市域を持ち、北端には寂地山（標高 1,337m）を最高峰に、北から南にかけて中国山地、周防山地、周防丘陵、周南丘陵が連なり、東端で瀬戸内海に面している。この南北に長い山々の間を県下最大の河川である錦川（流域面積 889.8k m²）が蛇行を繰り返しながら瀬戸内海へと流れこみ、その下流域に本市の中心市街地である都市域が形成されている。

流域の大部分は山林であるが、河口部には三角州が形成され、この下流域において、近世の吉川広家公の岩国入封に始まる城下町が整備された。その沿岸部では繰り返し行われた開作により農地や塩田が開発され、近代以降はこうした土地が市街地、臨海部の工業地帯等となり、現在の都市活動に繋がる基盤が整えられた。長年に渡る人々の営みが緩やかに姿を変えながら、本市の景観を育んできた。岩国―五日市断層帯の影響により錦川が最後に大きく蛇行する特徴的な地形を示す下流域の位置口付近の両岸に、本市の都市の始まりにあたる近世岩国藩の城下町を引き継ぐ景観が広がっている。

本市では、この特徴ある城下町の景観を保全・活用した景観まちづくりを推進するため、『岩国市都市計画マスタープラン』において、「歴史と自然が調和した魅力ある城下町の保全・整備」と「国内外から多くの人々が訪れる観光拠点の形成」を掲げ、まちづくりに取り組んでいる。また『岩国市景観計画』を定め、時代の変化の中で失われつつある歴史的なまちなみの保全に向け、岩国城下町を対象に「横山重点地区」「岩国重点地区」に指定し、地区の特徴をふまえたきめ細やかな景観形成に取り組んでいる。このように、岩国城下町では、都市計画・景観行政の面から、魅力ある景観の保全・創出による景観まちづくりを推進している。

錦川両岸の城下町を結ぶ錦帯橋は、その上下流を含めた区域を対象として、大正 11 年(1922) に史蹟名勝天然記念物保存法により名勝に指定された。これは、同法に基づく最初の名勝指定 12 件のうちの 1 件であった。その後、昭和 18 年（1943）に区域の追加指定がなされている。なお、現在、名勝錦帯橋が持つ本質的価値について精査し、その保存活用等について定める『名勝錦帯橋保存活用計画』の策定を進めている。

こうした自然と歴史的営みが生み出した錦川下流域の文化的景観を守り、未来へと伝えていくため、平成 27（2015）年度から保存調査を実施してきたところであり、平成 31 年（2019）3 月には、『錦川下流域における岩国の文化的景観保存調査報告書』を取りまとめた。このうち、都市域における象徴的景観地である「岩国城下町地区」を「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観（以下、「本文化的景観」という。）」とし、その特徴と文化的景観としての価値を示し、錦川下流域において独特の自然と向き合う営みが生み出した景観地の保存活用を図ることとした。

2. 文化的景観保存活用計画策定の目的

『「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画』（以下、「本計画」という。）は、本文化的景観の保存活用を図る上での方針を定め、広く共有して実行に移していくことを目的に策定するものである。

本計画に基づく取組を推し進めることにより、市民及び来訪者が、本文化的景観の成り立ち及び本質的価値に対する認識と理解を深め、これまで大切にされてきた地域の文化や暮らしを見つめ直すきっかけとし、地域の活力向上に繋げることを目指すものである。



■岩国市の地勢と錦川下流域における本文化的景観の位置

3. 文化的景観保存活用計画策定の体制

● 岩国市文化的景観保存活用計画策定委員会

平成 27 (2015) 年度から実施された文化的景観の保存調査を踏まえ、横山・岩国地区を中心とする本文化的景観について、保存及び整備・活用等に関する方針の検討を行うため、多様な分野の専門家と地域住民代表等から構成される岩国市文化的景観保存活用計画策定委員会を設置した。本委員会では、平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 3 カ年において保存活用計画の検討を行った。本委員会の構成は以下に示すとおりである。

■ 岩国市文化的景観保存活用計画策定委員会

区分	職名	氏名	分野	備考
学識経験者	神戸芸術工科大学芸術工学部 環境デザイン学科教授	小浦 久子	都市計画、景観計画	委員長
〃	京都府立大学文学部 歴史学科准教授	上杉 和央	歴史地理学	副委員長
〃	県立広島大学人間文化学部 名誉教授	秋山 伸隆	日本史	
〃	特定非営利活動法人 新川田箆環境資産保全研究会副理事 九州大学大学院 人間環境学研究院学術協力研究員	天満 類子	建築計画、住居計画、 集落景観	
〃	NN ラントシャフト研究室 代表	西山 穂	河川環境	
〃	元岩国徴古館長	宮田 伊津美	郷土史	
〃	岡山理科大学生物地球学部 生物地球学科准教授	宮本 真二	地理学、環境考古学、 環境史	
地域代表者	横山地区自治会連合会長	福田 博一	(地元自治会)	
〃	岩国地区自治会連合会長	藤川 克己	(地元自治会)	
オブザーバー	林野庁近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所長	元山 英樹		令和 2 年度 (第 5 回)
〃	文化庁文化財第二課文部科学技官	永井 ふみ		
〃	山口県社会教育・文化財課長	山本 敏和		平成 30 年度
		谷元 憲治		令和元年度～

(敬称略)

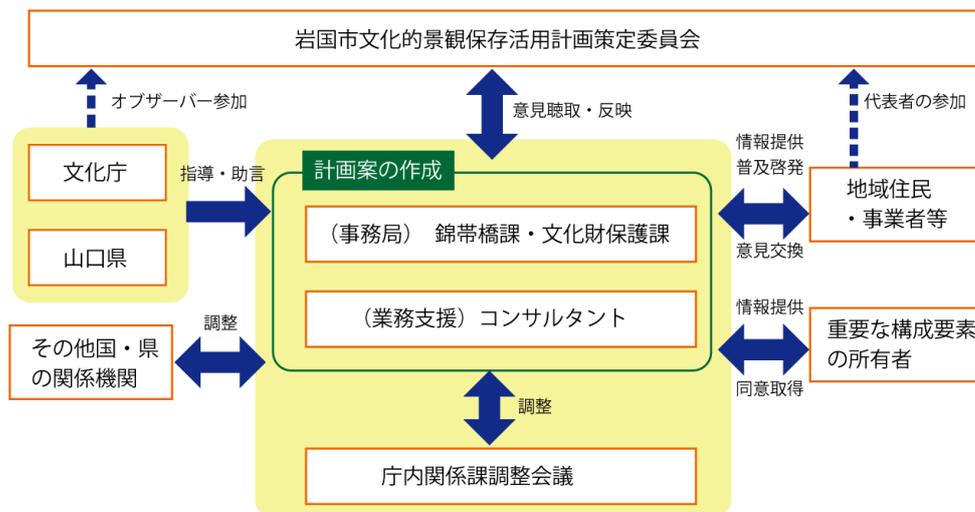
● 地域住民等への周知・意見聴取

本計画を検討するにあたり、岩国城下町を構成する横山地区、岩国地区の住民を対象に、意見交換会を実施した。意見交換会では、文化財保護法に基づく文化的景観について説明し、保存調査により明らかになった本文化的景観の価値や特徴に関する情報提供を行い、その価値と特徴を保全・継承するまちづくりの取組に対する理解と協力を得ることに努めた。あわせて、地域住民から意見を聴くことにより、官民の協力・連携に基づく文化的景観の保存活用につながる方針案の検討を行った。

● 庁内関係課調整会議

文化的景観の保存活用には、庁内関係課の施策・事業との調整が不可欠であることから、本計画の検討にあたり、岩国城下町のまちづくりに関係する部署を対象に、庁内関係課調整会議を実施した。

景観行政を所管する公園景観課、都市計画を所管する都市計画課、商業活性化等の経済施策を担当する商工振興課、観光振興を所管する観光振興課、地区まちづくりにおける施設整備や事業調整を行う拠点整備推進課を中心に、関係する部署間において文化的景観に関する情報共有や保存活用に向けた施策の協議等を行ってきた。



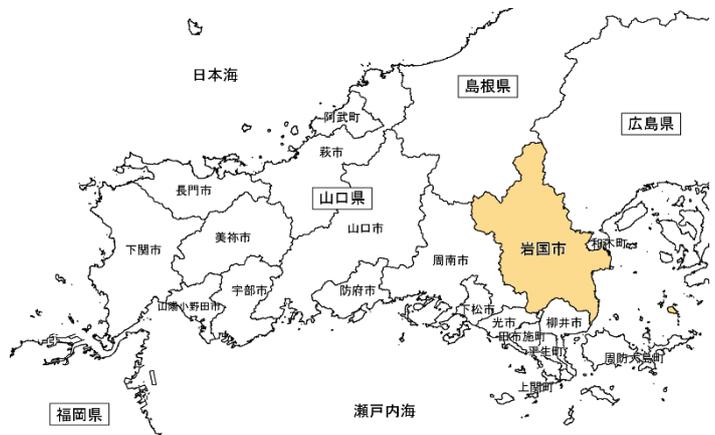
■ 文化的景観保存活用計画の策定体制図

第2章 文化的景観の位置、範囲及び価値

1. 岩国市の位置と地形

岩国市は、山口県東部に位置し、総面積873.72km²は県下第2位の広さである。南北に長い市域には、北から南に向かって中国山地、周防山地、周防丘陵、周南丘陵が連なり、東端南部は瀬戸内海に面している。

水系は、大きく3つに分かれており、市域の大部分を占めるのが錦川水系である。錦川は、流域の大部分を占める山々を縫った後、下流域に入るとすぐに大きく逆S字に蛇行し、川幅を広げながら、錦川と門前川に分かれて三角州を形成し、瀬戸内海へ流れ込む。



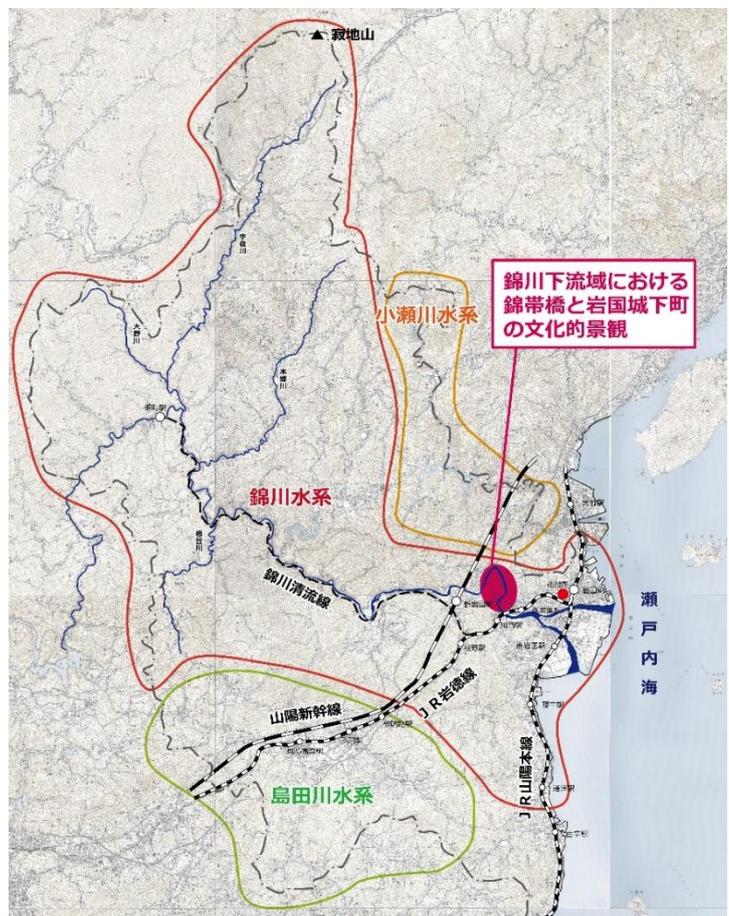
■ 岩国市の位置

2. 文化的景観の位置

錦川下流域の都市域を象徴する本文化的景観は、市の東南部で錦川が下流域に入る地点に位置する。

ここは、岩国-五日市断層帯の影響により城山がせり出し、錦川が最後に大きく蛇行するところで、この地形を天然の要害として城を築き、兩岸の土手の整備により河道を整え、城下町が整備された。本文化的景観はこの岩国城下町を中心とする。

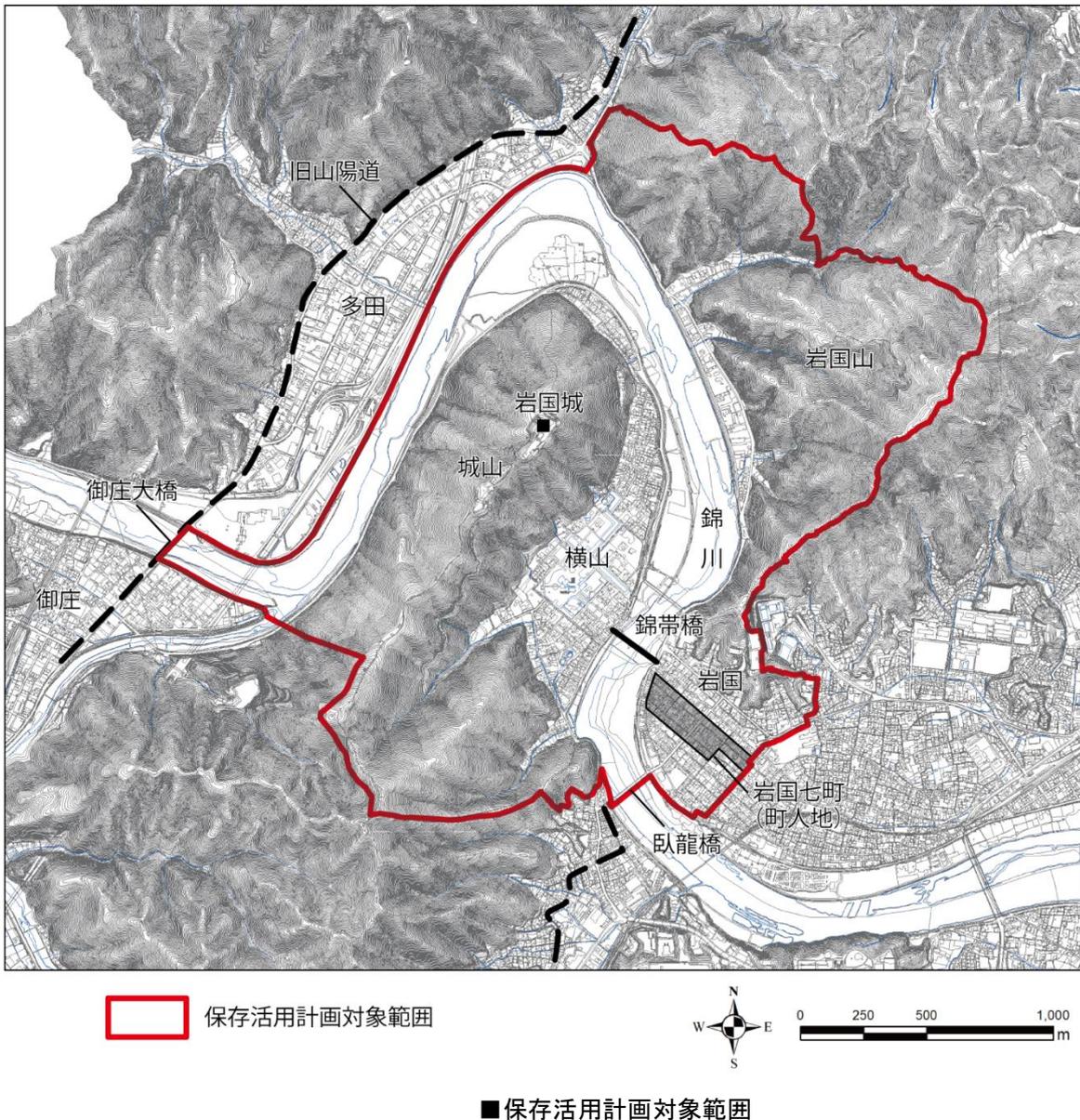
また、近代化過程で、中心商業・業務地はJR岩国駅周辺の臨海部へ移動し、市街地が臨海部に向かって拡大したが、この現在の市街地の西端に本文化的景観は位置する。



■ 市内における3つの水系と文化的景観の位置

3. 「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」は、以下の図に示す範囲とし、これを本計画の対象範囲とする。



※範囲の設定の考え方

【錦川】下流域に入り城山を大きく取り囲む蛇行部を対象とし、上流側は蛇行が始まる場所にあたり旧山陽道における御庄の渡しが行われていたと推定される場所に架かる御庄大橋（上流側）より、下流側は岩国から西氏に通じる脇街道の渡しが行われていたと推定される場所に架かる臥龍橋（下流側）までとする。

【城山】横山と多田、御庄と多田との各大字界までとする。

【城下町】横山地区（横山一～三丁目の全域）及び岩国地区（岩国一、五丁目の全域と岩国二～四丁目の一部）とする。なお、岩国地区の東側は岩国七町と称される町人地が配された区域までとする。

【岩国山】現在の錦帯橋や錦川（下河原）から見た第一稜線までを基本に稜線よりも50m外側までとし、境界は道路等の地形地物や地籍界とする。

4.「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の価値

(1)本質的価値

岩国城下町は、旧山陽道と瀬戸内海に挟まれ、錦川の上中流とも交流しやすい位置に拓かれた。当地は交流の要衝であり、防芸国境の要地でもあったことから、延慶2年(1309)には大内弘幸が横山の地に永興寺を創建し、軍事拠点ともされた場所である。

慶長5年(1600)、初代岩国藩主となった吉川広家は、岩国―五日市断層帯の影響により大きく北に迫り出す城山とそれにより大きく蛇行する錦川からなる特徴的な地形を天然の要害とし、旧山陽道や錦川、瀬戸内海が見通せる山頂に居城を構えた。錦川下流域は陸化が遅く、まとまった平地が形成されておらず、州が広がる地形であった。そこで、錦川に土手を築くことで河道を整理し、州の中にまちを建設することとなり、結果として錦川兩岸にわたる城下町となる。

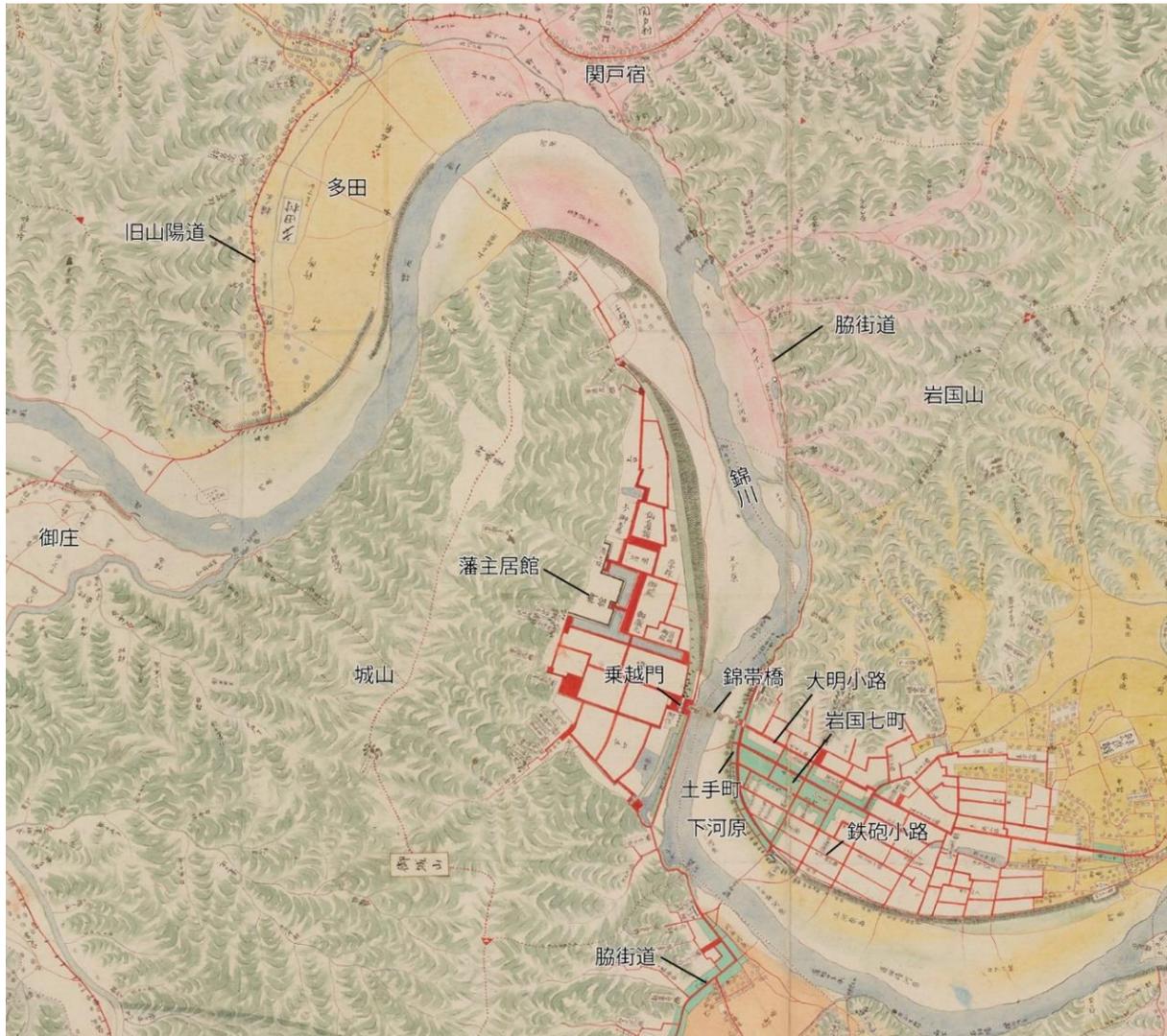
築城にあたっては、城山の北半部を取り巻く錦川が外堀に見立てられ、堀内にあたる東麓部には、藩主居館や諸役所、重臣等の屋敷が置かれた。これを引き継ぐのが現在の横山地区である。対岸の岩国山南麓では州の最も高い場所に大明小路が東西に通され、この通りを軸に町割りされた。大明小路の沿道には武家地が配され、その南側に並行する二筋の東西路における両側町が7つの町^{ちょう}を形成し、それらが岩国七町と呼ばれる町人地であった。さらに南側の筋には寺院や鉄砲組等の屋敷が集められた。これらを引き継ぐのが現在の岩国地区である。

逆S字に蛇行する錦川の流れとその州の中に築かれた城下町での暮らしには、錦川の治水や浸水への備え等、暮らしを維持するための工夫が求められた。その一方で、川による流通・往来に応じる暮らし方が土手町や川原町(現在の旭町)で生まれた。これらは「川と向き合う都市の仕掛けと暮らし」を伝える要素として、今も岩国城下町の景観を特徴づけている。

また、兩岸にわたる城下町の暮らしには往来を支える橋が不可欠である。川の蛇行部の河床環境、急な増水を繰り返す川の流れ、約200mという広い川幅という地形条件に対し、岩国藩の長年の研究により、延宝元年(1673)に錦帯橋が架橋された。錦帯橋は、架け替えを繰り返しながら現在までその姿が維持されてきた。これにより、錦川兩岸にわたる岩国城下町の一体性が保持されている。

錦帯橋は、その独特の構造美から、万葉集に詠われた名所(ナドコロ)岩国山と共に江戸時代中頃から名所(メイショ)として知られ、物見に訪れる人の往来が生まれた。「錦帯橋」と「岩国山」がセットで描かれる風景は、多くの刷り物や絵画により全国に広まり、岩国城下町に物見の賑わいともてなしの生業を生み出すこととなり、都市に新たな経済活動や文化活動をもたらした。これは現在に至るまで岩国城下町における都市活力の源を担っている。

本文化的景観は、陸化の遅い瀬戸内地域における川の州の中での都市の拓き方を見せるまちづくりの典型であり、川と向き合う都市の営みを伝えている。これを象徴した風景が、城山と錦川、錦川兩岸にわたる城下町を構成する横山地区と岩国地区、その町をつなぐ錦帯橋、そして錦帯橋とともに眺められる岩国山という5つの景観のまとまりが重なり合い一体性を成す風景である。この風景は、本市の都市としての発展の歴史を理解する上で欠くことのできないものであり、人の手がつくり上げてきた「自然と都市の関係性」を伝える重要な文化的景観である。



■岩国領全図（三ノ中）【慶応3年（1867）、岩国徴古館蔵】に加筆



■多様な景観のまとまりが重なり合い一体性を成す象徴的な風景の構図

また、文化的景観の価値を語る上で、錦帯橋は、錦川と岩国城下町の関係から、自然と人の営みがつくりだす景観としての特徴を見ることができる。

文化的景観からみる、岩国城下町を結ぶ錦帯橋と錦川の関係性は、以下のようにとらえることができる。

錦帯橋と錦川

河床を読み適地を選ぶ

錦帯橋は、大水時に錦川の河床が深く掘られた鳴子岩淵と吸江淵の間の平瀬に架橋された。水深が浅く、河床が安定しているからである。複数の大型橋脚を設置する上での最適地が見極められたものと考えられている。

川の流れの変化に耐える

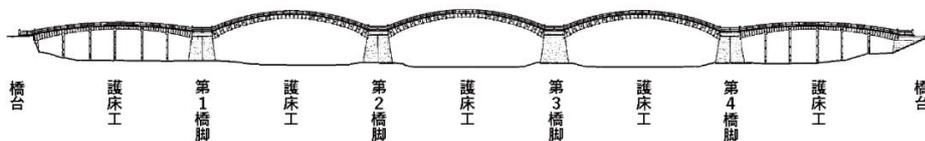
錦帯橋付近では、普段は水深が浅いものの、洪水が発生するほどの大雨時には7mを超える水位の上昇が起こり、橋脚に非常に大きな水圧がかかる。

城下町をつなぐ橋には、増水に耐え、流されない強さが必要とされた。

広い川幅を渡る工夫

錦帯橋付近では、川幅が約200mと広がる。岩国藩は長年の研究により、急な増水に耐え、かつ広い川幅をまたぐため、石積の橋脚と木造の桁を組合わせた、3つのアーチ橋と2つの桁橋からなる5連構造を見出した。橋脚は、最小限の基数、規模で流れに沿って配置し、周囲の河床の洗堀を防ぐために護床工を施して安定化を図っている。

錦帯橋は、錦川の特性を理解し、吉川氏の独自の発想力と土木・建築の総合力で生まれ、独特な構造美を有する橋であり、岩国市の宝となっている。



(2)本文化的景観の3つの特徴

本文化的景観の特徴は、「川と向き合う都市の仕掛けと暮らし」「錦帯橋がつなぐ岩国城下町」「描かれる風景と物見の生業」の3つにまとめることができる。

この3つの特徴は、岩国城下町の歴史を根底に置き、その唯一無二の魅力を継承しながら今後の発展を導く上で、欠くことのできないものである。

1)川と向き合う都市の仕掛けと暮らし

○錦川の治水

岩国城下町は、錦川が下流に入り大きく逆S字に蛇行する地点において、州が広がる中、土手を築き、河道を整理することで建設された。そのため、蛇行部における川の流れに対する治水対策は常に重要視されてきた。文献からも、まず横山の藩主居館周りの石垣や堀の工事に着手し、その後、山上の城の普請に取り掛かった様子からも、治水が重要であったことが伺える。

土手では水が激しく当たる箇所には浸食を防ぐため、石積を施したり、水防林として竹を植えたりしてきた。横山地区では、水衝部の手前に、川に突き出す石積の構造物「石出し」を現在も見ることができる。これは、水の流れと勢いを制御して、その川下の土手を守るためのものである。



石出し護岸



竹林（水防林）

○浸水への備え

横山地区は、南北に流れる錦川に沿って土手が築かれ、城山との間の狭い土地に市街地が整備されている。大雨時には錦川の水位が上昇し、地区内の排水ができなくなるという問題を抱え、錦川の増水・氾濫と内水の両方から浸水しやすいところであった。浸水時に備え、藩主居館や家中屋敷には船が配備されていた。

城下町建設時には、藩主居館の周囲とその近傍に堀を設けていたが、戦乱が治まり社会が安定すると、これらは浸水対策の遊水池として使われるようになった。

幅広の排水路を巡らしたり、浸水を防ぐために地盤や建物基礎を嵩上げするなどの対策も見られ、特徴的な景観をつくりあげている。



掘割



石積による嵩上げ

○川と向き合う暮らし

蛇行する錦川に半円状に突き出す岩国地区では、河岸に比較的広い河原が形成されている。

江戸時代後期の絵図には、錦川を船が往来し、河原に船が停泊する様子や散策を楽しむ人とともに、錦帯橋橋詰北側の土手上に町家が並ぶ様子などが描かれている。

昭和9（1934）年度に新たな土手（カワドテ）が川側に築堤されると、江戸期の土手は堤防の役割を失い、ナカドテと呼ばれるようになる。

今でも土地の起伏や法面の石積みに土手の名残を見せ、また川に張り出して建てていた家屋を沿道に残している。

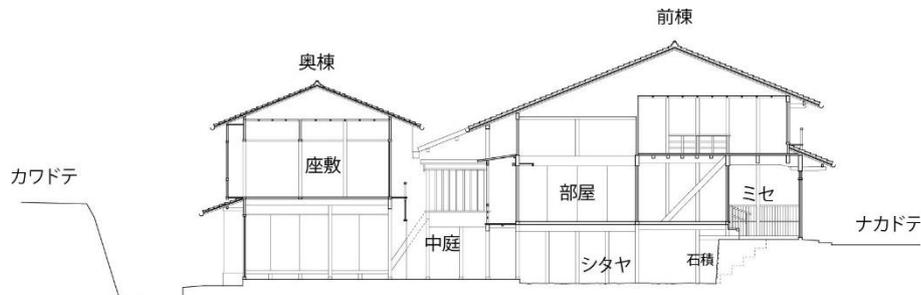
ナカドテの川側に懸かる形で、「懸作り」と呼ばれる町家（下図）が江戸時代の早い時期から建てられている。今でもナカドテを内包する建物が多く、あわせて川側の建物の2階は川を眺める部屋としてかつては接客等に使われていた設えが残る。川側の内縁や手摺り等のある外観は、風格ある座敷として使われてきたことを受け継ぐ。



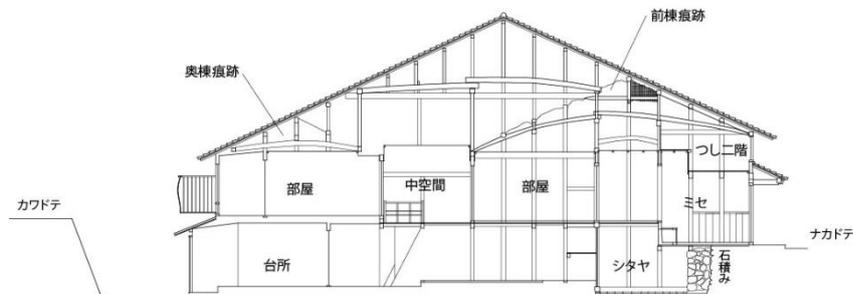
ナカドテ側のまちなみ



カワドテ側のまちなみ



ナカドテの懸作りの建物と川側の2階屋を廊下でつないだタイプの住宅



ナカドテの懸作りの建物と川側の2階屋を大屋根でつないだタイプの住宅

2)錦帯橋がつなぐ岩国城下町

○城下町としての一体性

吉川広家の移封以前、錦川の河道は安定せず、州が広がっており、城山の山裾に永興寺が建つ以外、土地の利用は極めて限られていたと考えられる。

岩国城下町は、錦川の州の中に建設することとなったため、兩岸に分かれる形で整備せざるを得なかったと考えられる。そのため、藩政初期から兩岸の城下町をつなぐ橋が架けられていたと考えられる。橋は、増水により何度も流出したとされ、そのため、錦帯橋付近には渡船場も常置されていた。

錦帯橋が架橋された場所は、錦川の蛇行が緩やかになり、川幅を広げるため、水深も浅い平瀬となっているところで、架橋にも渡河にも適していた。直線的に主要道がこの兩岸に通されている点にも、城下町建設の計画性が強くうかがえる。



兩岸をつなぐ錦帯橋

○横山地区と岩国地区

江戸時代、横山地区は藩主居館や諸役所、重臣等の屋敷が置かれ藩政の拠点とされ、岩国地区には家臣団の屋敷が並び、町人地が形成されていた。

岩国藩は江戸時代初期から干拓と開作により土地を広げ農地を増やしてきたことから、近代以降は瀬戸内海に近いこれら開作された地域に住宅地や商業地、工業地帯が発展した。経済の中心は沿岸部へと移ったが、横山地区も岩国地区も、岩国城下町の風情と活気を保ちながら、今日に至っている。

横山地区では、明治以降、城山と共に文教エリアや観光スポットとしての性格を強めてきたが、城山と共に江戸時代の武家地の敷地割が継承され、藩政期の拠点であった風情を残す。

岩国地区には、近世の岩国七町の町家や近代初期の賑わいを伝える商業・業務施設を継承するまちなみがある。生活を支える商店や事業所、旅館や土産物屋等が建ち並び、その瀟洒な外観は各時代の都市の活力を伝える。町人地や武家地由来の景観が残る岩国地区は、その特徴ある景観とともに、今でも周辺地域の生活拠点の役割を担う。



横山地区のまちなみ



岩国地区のまちなみ



時代の変化を伝える岩国地区の建物

3)描かれる風景と物見の生業

○描かれる風景

江戸時代に入ると、戦が収まり、街道や宿場が整備され、旅の大衆化が始まる。最初はお伊勢参りなど、寺社の参拝を目的とするものだったが、旅を題材とした滑稽本や道中日記、案内絵図や風景画等の普及と合わせて、江戸時代後期には物見遊山の旅も増えていった。

錦帯橋も江戸時代中期には、木曾の棧、甲斐の猿橋と並ぶ三奇橋として漢文詩に詠われ、参勤交代や幕府巡検視の記録にも表れる。江戸時代後期には、様々な刷り物に描かれ、西国では金毘羅宮（香川県）や宮島の厳島神社（広島県）に匹敵する一大名所となり、多くの往来を育んできた。

この頃描かれた錦帯橋の絵図には、古代から名所として知られる岩国山を背景に橋を描いているものが多い。時を経る中で、変わらず好まれ続けてきた風景の構図が、ここにはある。



描かれてきた錦帯橋の構図



錦帯橋を紹介する刷り物

(「防州岩国錦帯橋 田邊屋貞治郎板」
岩国徴古館蔵)

○物見による往来ともてなしの生業

全国を見渡せば、城郭、藩主居館や庭園等が近代になって観光地となる所は多くみられる。一方、岩国城下町は、江戸時代から、錦帯橋の右岸橋詰には城門があり、左岸橋詰には物見客が訪れる。近世期より藩主居館に非常に近い場所に多くの人が訪れていた、独特な観光地であった。

近代になると物見客を相手にした生業がおこる。左岸では橋詰周辺や土手町を中心に旅館や土産物屋が建つようになり、大正期や昭和初期頃に流行った3階建ての木造建築が今に残る。

右岸の横山地区では武家地が文教施設に変わり、明治末期に川沿いに植えられた桜並木が新たな名所となる。左岸の岩国地区では、橋詰めや武家屋敷の一部等が旅館や料亭等になり、近代的な意匠の町家や業務施設が新たな時代性を添えるようになる。

戦後には岩国寿司等の郷土料理や伝統が見直され、一旦途絶えた鵜飼い等も復活した。錦帯橋への物見が時代を超えて、岩国城下町におけるもてなしの生業をつないでいる。



橋本町のまちなみ



土手の桜並木

第3章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針

1. 基本方針

本文化的景観は、人々が城山や錦川等の自然と向き合い、地形の特性を活かし課題を克服しながら岩国城下町を築き都市を維持・発展させてきた都市の歴史を象徴する景観であり、岩国における「自然と都市の関係性」を理解するうえで重要な景観地である。自然と向き合うなかで架橋された錦帯橋は、城下をつなぎ物見の賑わいを生み出し、今に至る岩国城下町を特徴づける。

この独特の景観地を構成する岩国城下町は、長く都市の中心性を維持してきたことから、居住地としての評価が高く、まちなかにおける開発圧力を受けてきた。加えて、住み続けてきた住民の高齢化、世代交代や居住者の入れ替わりにより、固有の生活文化の継承が難しくなるなか建替えが進み、歴史を語る景観が失われつつある。

本文化的景観は、錦川下流域における自然との向き合い方と都市の文化に根ざした独特の景観地として保全継承することが必要であり、その価値を保存活用するために、以下に示す3つの観点における5つの基本方針を提示する。

保存管理の観点

◆ 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全

2 - (1)

◆ 城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承

2 - (2)

整備活用の観点

◆ 城下町由来のまちなみと文化の継承

3 - (1)

◆ 錦帯橋の物見が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備

3 - (2)

運営体制の観点

◆ 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成

4 - (1)

2. 保存管理の観点

(1) 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全

江戸時代より、錦川にかかる錦帯橋、その背後にそびえる岩国山からなる構図は、多くの刷り物や絵画に描かれてきた。この風景は、城山とその山麓を流れる錦川、兩岸にわたる岩国城下町とそれをつなぐ錦帯橋、背後に山容を見せる岩国山という多様な景観のまとまりにより構成され、それらが重なりあうことにより一体性を生み出しており、本文化的景観を象徴する風景となっている。この風景は、江戸時代から全国各地からの人の往来を生み、物見の賑わいをもたらし、現在の岩国城下町の都市活力の源を担っている重要な風景



■防州岩国岩国錦帯橋図【岩国徴古館蔵】

である。

この描かれてきた風景の構図とそれを成り立たせている特徴ある景観のまとめ（景観単位）は、土地利用が変化しても保持されてきたことから、この構図の維持と眺めの保全を図るとともに、景観単位ごとの景観の特徴を保全する。（景観単位別に関する基本方針は、「5. 景観単位別の観点」に示す。）



■描かれてきた風景の構図を伝える現在の風景

（2）城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承

岩国は、慶長5年（1600）に、吉川広家が横山に居館をかまえ、城山山頂に城を置き、錦川の兩岸に城下を整備することで、都市としての営みが始まる。

岩国―五日市断層帯の影響により大きく北側へ迫り出す城山と、錦川が山地から低地へと抜け出る下流域において大きく逆S字に蛇行する流れを天然の要害としつつ、増水を繰り返す錦川の自然条件に対し、兩岸に土手を築き河道の安定化を図りながら、州であった地形を整えることにより土手内に城下町の整備を行ってきた。

城山の麓にあたる横山には、藩政を担う場所かつ重臣の屋敷地を配置し、対岸の岩国には武家地や町人地、寺町を配置するとともに、川幅200m近く離れた兩岸をつなぐ錦帯橋を架橋することで城下町としての一体的な利用を可能とした。この城下町由来の空間構造は、現在でもその多く残るものの、土地利用の変化とともに少しずつ失われてきている。

城山には岩国城址の遺構が残り、横山や岩国の街区は、ほぼ江戸時代の町割を継承している。特に、横山には浸水への備えとしても機能した堀割や水路、石積による嵩上げ地盤等の建造物や、藩政時代からの建物、近代化の中で、居館や武家屋敷のあった広い土地を活かして整備された文教施設等の建物が残る。岩国では、近世の土手（ナカドテ）に懸作りで建つ住宅が並ぶ土手町において、建物の内部にナカドテを有する構造を継承する建物が多く残る。

岩国城下町の町割に由来する街区や道、土手の空間構成などは、岩国のふち石や横山の石垣、堀割などの歴史的建造物やナカドテの適切な保存とともに保全継承をはかる。また、城下町由来の特徴ある通りの構成は、宅地割や建物の配置、伝統的な建造物や岩国城下町の歴史を伝える施設の適切な継承により、保存継承を図る。これら城下町由来の空間を構成する要素については、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設の指定等による保全・整備を図る。

3. 整備活用の観点

(1) 城下町由来のまちなみと文化の継承

横山地区は、藩政時代の宅地割を基本に、門・塀に囲まれ、庭木が塀越しに見え、宅地内に独立して建つ低層の建築物からなる武家地の構えが引き継がれた住宅地と、歴史的な拠点性を継承した文教施設群からなり、落ち着きと風格を感じさせるまちなみが保全・形成されてきた。また、武家地の文化として伝わる南条踊りが伝統芸能として継承されている。

岩国地区では、武家地由来の大明小路、町人地由来の岩国七町に、その通りを特徴づける建築物が残されている。また、地区内には近代化の過程で立地した業務施設の近代建築や看板建築が混在し、錦帯橋への物見をもてなす生業の店舗や宿が共存している。小糠踊りや椎尾八幡宮の大祭等、町人地の文化に根ざした年中行事や伝統芸能も継承されている。

錦川沿いでは、岩国地区の土手町において、ナカドテを内部に取り込んだ建て方の住宅が建ち並ぶ。これらは、昭和9（1934）年度に現在の堤防（カワドテ）が整備されるまでの土手町での生活空間を継承しつつ、現在の生活様式に応じて更新させた建築群であり、特徴ある通りの空間構成を示している。対岸の旭町は、昭和10年（1935）年度の堤防整備に伴い土手上に曳家された経緯を有し、藩政の中心であった横山地区において唯一の町場であった歴史を伝える町家のまちなみをみることができる。

このような城下町由来の各地区の特徴を保全・継承し、その特徴を活かす整備を通して個性あるまちなみの維持・創出を図り、魅力ある城下町地区のまちづくりの実現を図る。

また、地区固有の祭り等の文化の継承につながる仕組みや環境の整備を図る。

(2) 錦帯橋の物見が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備

近世に始まる錦帯橋への物見は、来訪者をもてなす生業を生み出した。現在の橋本町付近には、かつて涼ミが置かれ、その後、近代化の過程で旅館や料理屋、土産物屋等が立地し、現在に至っている。錦帯橋周辺では、横山地区・岩国地区ともにもてなしの生業が営まれており、城下町地区の賑わいを生み出している。

横山地区では、かつての藩政の中核機能が集積したところで公園の整備が進められ、吉香公園を中心に多くの来訪者を迎えている。一方で、近世以降、物見客をもてなしてきた岩国地区では、来訪者の多くが大型バスや自家用車等であり、下河原の駐車場を中心とした交通動線となったことにより、錦帯橋を訪れる人々が大明小路や岩国七町等のまちを訪れることが少なくなっている。

江戸時代から来訪者を迎えてきた岩国地区では、大明小路や橋本町、岩国七町等において、訪れる人々へのもてなしにつながるような、魅力ある建物の再生利用と生業の再生・創出を図る。

横山地区では、来訪者をもてなす公園機能と武家地に由来する広い敷地を持つ閑静な住宅地機能が共存するよう、来訪者の動線を整理・整備し、本地区内における観光業を行う建物等において、地区の風格ある景観との調和を図るよう誘導する。

また、来訪者の駐車場の位置や地区内を回遊する補助的な交通システム等、物見の往来を支える交通環境の再構築を図る。さらに、既存資源の整備・活用及び新たな資源の創出に取り組み、錦帯橋を中心に錦川兩岸の城下町が一体となった賑わいを生み出すことで、魅力と活力あるまちづくりの実現を図る。

4. 運営体制の観点

(1) 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成

文化的景観の円滑な保存活用のためには、行政と住民等とがそれぞれの役割のもと、協働で取り組むことが不可欠である。

城下町地区は、まちなかであり開発圧力も高く、住み続けている住民の高齢化、暮らし方に対する価値観の変化、住民の入れ替わり等により、まちの様相が変化しがちである。地区固有の文化の継承やまちなみの保全に向けては、住民と行政が方向性を共有しながら、協働による取組を推進することが求められる。

行政は、文化的景観の保全・継承に向け、住民等と協力・連携しながら、景観まちづくりに関する運営体制の構築を図ることとする。

そのためには、文化的景観の大切さを広く発信するとともに、多様な分野にわたる文化的景観の保存活用に向けた取組を総合的に推進していくことが必要である。このため、庁内の関係部署が連携を図るとともに、国や県、専門家の技術的な支援を受けながら、住民等とともに、文化的景観の保存活用に取り組む体制づくりを推進する。

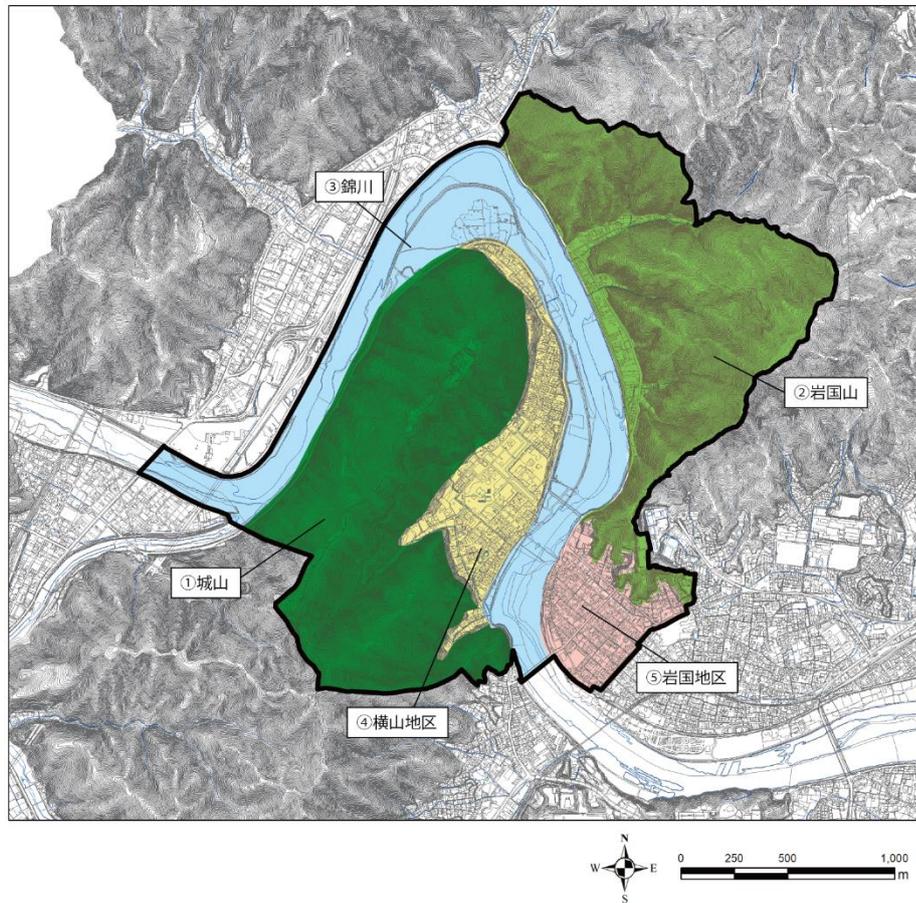
また、住民や事業者が主体的に文化的景観の保存活用に取り組むことができるよう、行政による支援策の充実を図る。

住民等は、文化的景観の本質的価値と、その価値が地域の魅力であるということ、さらには自らが当事者として、価値の継承と活用に取り組んでいくことの重要性を理解し、地域で共有した上で、価値を継承していく取組を推進することが求められる。その実現に向け、行政は住民等に対し継続的な情報共有や普及啓発の機会の創出に取り組む。こうした取組を通じて、より多くの文化的景観を支える人材の育成を図る。

5. 景観単位別の観点

(1) 景観単位

本計画の対象となる区域は、大きく5つの景観単位により構成されている。



■ 5つの景観単位

(2) 景観単位別の特徴と方針

1) 城山

城山の特徴

- ・ 岩国－五日市断層帯の影響で北側に大きく迫り出した山である。
- ・ 慶長13年(1608)の築城当時には、山頂からは旧山陽道や錦川が注ぐ瀬戸内海の陸上・水上交通を見通せたと推測され、この城山の地形と地理的条件から吉川氏により岩国城の選地が行われたことから、岩国の都市が拓かれる上で重要な地形(山)である。
- ・ 岩国城は、一国一城令により元和元年(1615)に破却された。旧山陽道からの眺望がある西側では、石垣が破却されるものの、基底部が残される等不徹底なものとなっている。一方で、城下町のある東側では、石垣は破却されず残されている。このように、破却の様子からも、旧山陽道や城下町からの眺めも意識されてきたことが伺える。
- ・ 江戸時代を通じて城山の樹木の伐採が原則制限されたことで、植生の遷移が進んでいる。明治時代以降、西側は施業林として景観にも配慮した施業が行われるとともに、東側は風致保安林に指定され、錦帯橋や錦川から眺められる対象として自然林の保全が図られている。こ

れにより、城山全体が本文化的景観の美しい景観を構成する要素となっている。

- ・昭和 37 年（1962）に旧天守台から位置を変えて建設された復興天守の展望場やロープウェイ乗り場周辺からは、岩国城下町や錦川、瀬戸内海を眺望でき、錦川下流域の全体像を理解することができる。
- ・城山全体が岩国自然休養林としてレクリエーションの場となっており、城跡を中心に吉香公園の一部として活用されている。

城山の保存及び活用の方針

- ・岩国に都市が拓かれたことを伝える山としての地形や岩国城の石垣や空堀、破城跡等からなる遺構の保存を図る。
- ・錦帯橋や錦川とともに美しい風景を構成する城山の山容や樹林地については、適切な保全を図る。
- ・「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の全体像を俯瞰することのできる場として整備・活用を図る。

2)岩国山

岩国山の特徴

- ・万葉集に「周防なる 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒しその道」（天平2年（730））と詠まれるなど、古くから名所（ナドコロ）として知られた山である。
- ・錦帯橋の架橋（延宝元年（1673））後は、錦帯橋とともに絵画や刷り物などに描かれることになり、これが世に広まることで、錦帯橋は次第に名所（メイショ）となり、多くの往来を生み出してきた。
- ・現在でも、錦帯橋を中心とした錦川の流れと山々が一体となって作り出す美しい風景の一部として、城山と同様に眺められる対象となっている。

岩国山の保存及び活用の方針

- ・岩国山は、江戸時代には「メイショ」として知られる錦帯橋とともに多くの絵画や刷り物に描かれてきた。その風景を継承するため、岩国山の山容や樹林地の適切な保全を図る。
- ・岩国山麓の市街地は、錦帯橋や錦川からの眺めの一部となることに配慮した景観形成を図る。

3)錦川

錦川の特徴

- ・幹線流路延長、流域面積ともに山口県下最大の二級河川である。上流から蛇行を繰り返す蛇行川であり、その広い流域の中、最後に城山の麓で大きく蛇行し、瀬戸内海へと注ぐ。
- ・城下町が整備されたエリアは、錦川の流れにより形成された州であった。吉川氏は、両岸に土手を築き河道の安定化を図ることで、河道に外堀の機能をもたせ、城下の開発整備を可能とした。

- ・河道を安定化させ城下町を整備するために築かれた土手には、石出し護岸等の歴史的な遺構が残る。また、河川敷には水防林として配された竹林が今も川沿いの景観を特徴づけている。
- ・錦川は、河床勾配が緩やかで平時には流れが穏やかなことから、兩岸の城下町の往来は船によりなされていた。一方で、増水時には大きく水位が上昇する特性を有するため、安定的な統治のためには増水時にも行き来可能な橋が必要とされた。長年の研究の末に、瀬・淵・砂州等の河床地形及び水位の変化等を含む河川特性を踏まえた上で、吉川藩の土木・建築技術により錦帯橋が架橋された。
- ・この錦帯橋を中心とする空間は、錦帯橋の独特の構造美と相まって名所となり、錦川の流れとともに風景として眺められている。
- ・錦川は、蛇行と流送土砂により瀬・淵・砂州が顕著に形成される河道特性を示す。城下町の近くでは、左岸に形成される広い砂州（河原）をかつては物資の荷揚げ場として、現在でも町の地先として錦帯橋を眺める場や年中行事など、住民・来訪者ともに多様な利用がなされている。また、現在では鵜飼や観光遊覧が行われるほか、河川敷の桜並木の花見など、錦帯橋とともに人々の往来を育む中心となっている。
- ・取水堰・床留め等の横断構造物がほとんどないのも錦川全体の特徴である。この特徴は、アユ等、川の上下流及び海との行き来を必要とする生物の移動路を提供するだけでなく、土砂移動の健全性を保ちやすいことから、瀬・淵・砂州の保全においても良好な条件である。また、今後の利活用において、船による観光やカヌー等のアクティビティ利用のポテンシャルが大きい。
- ・上記のような錦川には多様な生物が生息し、特に石人形をつくるニンギョウトビケラや鮎などは、岩国城下町の物見の文化とも関わるものである。

錦川の保存及び活用の方針

- ・城下町整備に伴う河川護岸等については、河道安定化のための歴史的遺構として保存を図る。
- ・名勝錦帯橋の保存活用を図る。
- ・水の流れや砂州の形成をもたらす自然環境、物見の文化に関連する生物の生息環境の保全を図る。

4)横山地区

横山地区の特徴

- ・錦川の右岸に形成された州であった土地で、吉川氏入封以前から拠点性を持った場であった。吉川氏による城下町整備にあたり、土手を築くことで安定的な土地利用が可能となった。
- ・横山地区は、山麓に藩主居館や諸役所、重臣等の屋敷が配され、大きな敷地割がなされた。現在では、時代とともに役割が変化しつつもその土地利用の文脈は継承されており、文教施設等の公共施設が立地する吉香公園と低層の住宅地となっている。
- ・現在でも、比較的広い敷地が多く、道路沿いには塀が連なり、風格のある門の向こうにはゆったりと低層の住宅が配され、前庭の庭木が塀越しに垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した風格あるまちなみが特徴となっている。

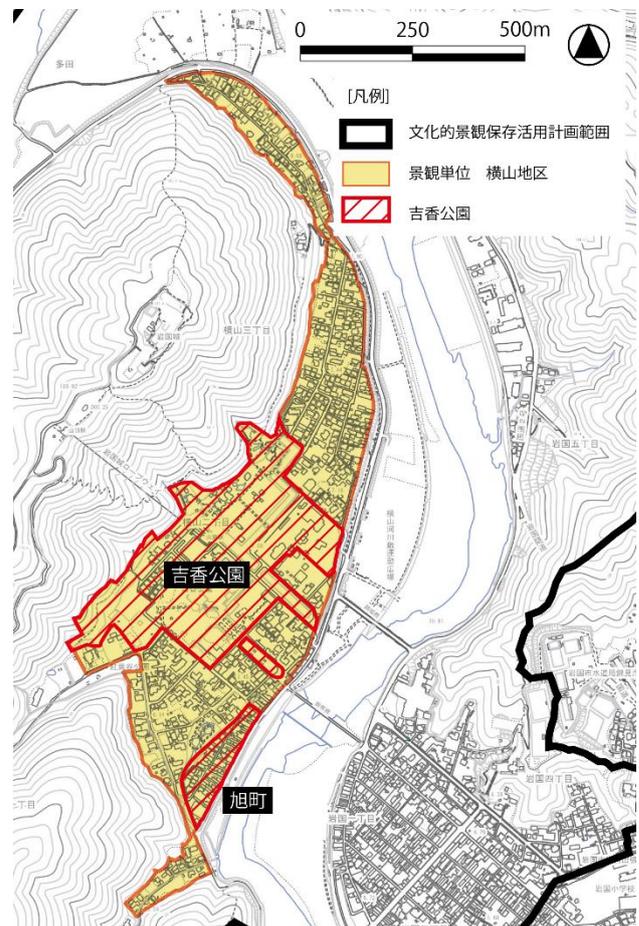
- ・掘割や町割の痕跡を示す街区構成の大部分は継承されており、地区内には、吉川氏に関する歴史的な建造物や施設、錦帯橋を中心とした景勝地づくりに始まる桜並木等、歴史的な拠点性を示す要素や物見にまつわるもてなしの要素も観られる。
- ・また、内水位の上昇に対応できるよう、地盤が上げられた屋敷地や基礎が高い建造物など、浸水に備える営みの証も継承されている。

◆吉香公園

- ・藩主居館・重臣等の屋敷地に由来する地区である。近代化の中で、行政機能や文教施設等に変化しつつも、旧目加田家住宅や香川家長屋門等の武家地としての佇まいを表す歴史的な建造物が保存されている。
- ・城下町由来の街区構成はすでに失われているものの、現在は、総合公園として位置づけられた吉香公園の一部として、広く市民・来訪者に開放されており、錦帯橋から城山へとつながることから、横山地区において多くの人が行き交うエリアとなっている。

◆旭町

- ・錦川沿いに位置する地区である。江戸時代の早い時期から、横山地区唯一の町人地として河川敷に形成された。錦川の増水時には浸水することもあったが、昭和10(1935)年度の河川改修に伴い土手上に曳家された。
- ・町人地由来の営みを伝える地区で、切妻屋根で平入りの格子のある町家が並ぶまちなみが川沿いの景観を特徴づけている。
- ・町家の建物は、河川改修の際に曳家により土手上に上げられており、中には浸水時に家財を守る小屋裏の空間を継承しているものもある。
- ・旭町には、土手上の道路に沿って建ち並ぶ町家により川を望むまちなみが形成されていると同時に、錦帯橋や錦川から風景の一部として眺められる地区でもあり、横山地区内で川とのかかわりを継承した町としての利用の痕跡が、現在のまちなみを通してみることができる。



■横山地区（詳細）

横山地区の保存及び活用の方針

- ・横山地区では、「横山が岩国の都市が拓かれた拠点的な場所であったことを伝える歴史的建造物や遺構」、「近世の城下建設において武家屋敷地として整備されたことによる街区構造、大規模な宅地割と武家屋敷地由来の構え」及び「浸水への備えや錦川との関わりを今に伝え

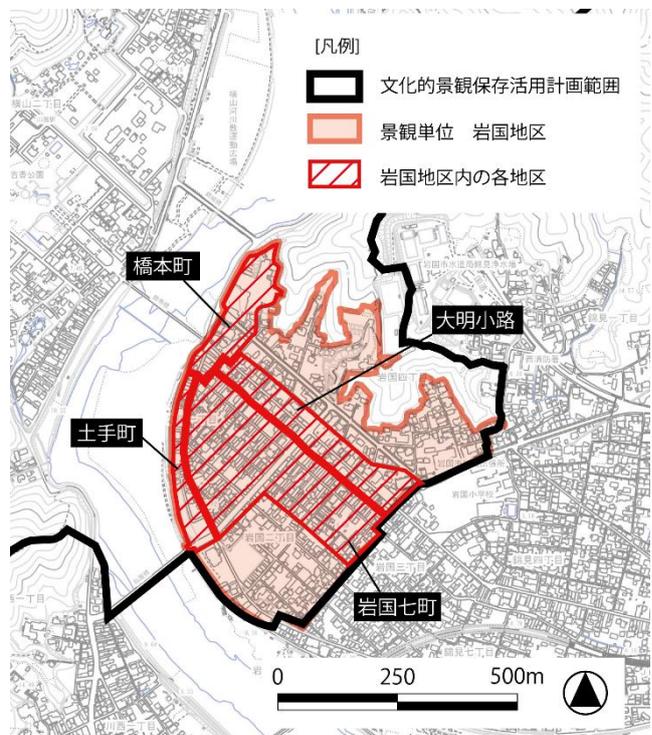
る要素」を保全継承する。

- ・比較的広い敷地に門・塀の構え、低層の建物と庭木等からなるゆとりと潤いのある市街地環境を維持することにより、当地区での暮らしの心地よさの保全を図る。
- ・旭町では、川と向き合う特徴を伝える町人地由来の特徴を継承するまちなみの保全・継承を図る。
- ・錦川沿いの景観を保全し、城山や錦帯橋、錦川から眺められる景観を保全・継承する。
- ・吉香公園は、岩国城下町の中核を担ってきた場所性を継承し、公共性の高い文教地区にふさわしい景観を保全する。
- ・錦帯橋を中心とした物見由来の往来をもてなす空間にふさわしい、落ち着きと賑わいが調和した景観の保全・創出を図る。

5)岩国地区

岩国地区の特徴

- ・錦川の左岸に位置し、大部分が州であった土地で、吉川氏による城下町整備により土手が築かれることで土地利用が可能となり、町割された地区である。
- ・城山と土手に囲まれた横山地区に対し、地形的な広がりを持っており、大半の家臣の屋敷地と町人地、寺町が配置されたことに由来する地区である。
- ・錦帯橋につながる大明小路沿いには武家地が配され、その南側に並行する二筋に岩国七町と称される町人地が配され、町と川の間位置する土手(ナカドテ)沿いには土手町が形成された。さらに南側の筋には寺院や鉄砲組等の屋敷地が配された。これらの土地利用の由来は、現在のまちなみを通して見ることができる。
- ・江戸時代から経済の中心地として栄え、現在でも町割を示す街区構成はほぼ維持されており、錦帯橋に通じる往来の中心を支える大明小路をはじめ、通りごとに歴史的な由来や変遷を表す特徴ある景観が形成されている。
- ・昭和40年代までは、拠点性を持つ商業・業務機能があり、それが看板建築等の形で表れている。現在の中心市街地である岩国駅周辺とともに、拠点市街地としての特性を有していた。
- ・近代化の過程において地区の防火対策を兼ねた市街地整備が臥龍橋通り沿いで行われた。
- ・現在では、商業地としての集積は少なくなってきたものの、武家地由来の門・塀の構えのある屋敷、町人地由来の町家、近代建築等、通りごとに特徴ある景観が継承されている。



■ 岩国地区（詳細）

◆大明小路地区

- ・武家地に由来する地区で、錦帯橋へと通じる往来を支える中心の通りである。近代に入り、武家地の一部が旅館へと変化するとともに、町の中心機能としての商業業務施設が立地したことにより、現在は風格のある屋敷地と旅館、商業業務施設が共存している。
- ・武家地に由来することを伝える屋敷地では、比較的広い敷地を維持している。立派な門構えと高い塀が通りに沿って建ち並び、塀越しには庭木、屋敷の屋根や2階建ての旅館等の建物が垣間見えることで、通りとしての風格を形成している。
- ・屋敷地から商業業務施設地への土地利用が変化したものについては、通りに面した建物配置の銀行や瀟洒な外観の写真館等の近代建築が建ち、地区における中心性ととも、これらが共存する時代ごとの特徴を伝える風格あるまちなみが継承されている。
- ・中国地方で初めて通された電車（岩国電気軌道。明治42年（1909）～昭和4年（1929））の駅が置かれた新町周辺では、ロータリーの形跡を伝える道路形状と周辺に立地した業務施設等により、かつて駅前であった地区特性を伝える景観が継承されている。

◆岩国七町地区

- ・岩国七町と称される町人地に由来する町で、近代以降も地域における経済を支えてきた商業地である。
- ・切妻屋根で平入りの2階建ての町家が多く残り、通りに面して1階の軒や下屋が連なるのが景観的な特徴として、町人地由来の風情あるまちなみを継承している。
- ・町人地の町割による短冊状の土地に建つ町家は、通りに面して建築が立ち上がり、通りに面してミセ、奥に居住があるのが基本である。中庭を設けて採光や通風を確保することで、通りの賑わいと住環境を両立させてきた。
- ・このような町家等の伝統的な建造物と時代に応じた洗練されたデザインの外観の商店等が混在しているのが当地区の特徴である。
- ・生活様式の変化に伴い、かつての町家等の建造物が減少しつつある。また、暮らしを支える商店は減少する一方で住宅利用は維持・増加しており、住・商が共存する町人地由来の町の暮らし方が変化しつつある。

◆橋本町地区

- ・錦帯橋を眺める場として近世に置かれた涼ミが発展して町が形成され、近代以降、旅館や土産物屋等の商店が建ち並ぶ地区である。これらの商店は、旅館業から食堂、土産物屋等、時代によって業態が変化しつつも、個々の建造物がそれらの履歴を伝えている。
- ・2階及び3階建ての木造建築が錦川に間口を向けて建ち並んでいる。道路に面して大きな開口を持ち、上階は錦川を臨むことができる部屋に大きな開口が設けられている。
- ・錦帯橋を中心とした往来を支えるもてなしの生業が集積する地区であり、多くの建物が錦帯橋や錦川を眺める様式を有している。一方で、錦帯橋や錦川等から風景の一部として眺められる地区でもあり、錦帯橋を中心とした風景と密接な関係のある地区である。

◆土手町地区

- ・近世の土手（ナカドテ）上の道路に面する地区である。かつてはナカドテに対して懸作りで

建てられた町家と、その敷地の奥にあたる川側に独立して建てられた建物の2棟で構成されていた。

- ・近代の堤防が整備されるまでは河原と連続した暮らし方がなされており、川側の建物の1階やナカドテ側の建物の地階は、増水時には浸水することを前提とした利用がなされていた。また、川側の2階には錦川を臨むことができる部屋があり、川を楽しむ暮らしが継承されてきている。
- ・現在は、近代に整備された堤防（カワドテ）により川との連続性は失われたものの、ナカドテの石垣を建物内に有する懸作りの町家と、川側の外を眺める居室を持つ建物からなる2棟を一体化した構造を継承した住宅として住みこなされている。
- ・ナカドテ側は町家の連なりを有する一方で、カワドテ側は錦帯橋や錦川の眺めを楽しむ部屋を持つもの等、川との関わりを継承している。また、錦川沿いの風景の一部ともなっており、川との関わりを伝える営みがおだやかに継承されている。

岩国地区の保存及び活用の方針

- ・錦帯橋につながるメインストリートである武家地由来の大明小路や、町人地に由来する岩国七町、川と関わる暮らしを伝えるしつらえを残す錦川沿いの土手町等、通りごとの特徴を伝える景観要素を継承する。
- ・城下町由来の町割を残す街区構成及び道路と民地との境界を示す葛石（縁石）の保存に努める。
- ・岩国地区はかつて岩国市の中心地であり、岩国駅前が中心地となった後も地域の中心地として機能し続けてきた。この町の特徴を伝える時代ごとの特徴を示す外観を有する歴史的な建物を保全・継承する。
- ・岩国地区では、通りごとの歴史的な特徴を伝える個々の要素と調和した市街地景観の保全・整備を図るとともに、特徴ある建物等を再生利用する等により錦帯橋への物見を支える生業の創出・再生を図ることにより、地区固有の魅力を育みにぎわいある市街地環境の形成を図る。
- ・土手町では、川と向き合う暮らしを今に伝える、ナカドテの石垣を保存するとともに、その石垣等を内包する建物の保存活用を図る。

第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1. 土地利用の方針

(1) 全体方針

本文化的景観は、複数の特徴ある景観のまとまりから構成され、それらが重なり合うことで一体性のある風景が成り立っている。その象徴的な風景が錦帯橋の眺めである。多くの人々の往来を呼び起こしてきたこの風景は、城山と錦川、兩岸の城下町（横山地区と岩国地区）とそれをつなぐ錦帯橋、そして背景となる岩国山が重なり合うことで成り立っている。これは、社会経済的営みの要請や生活の変化に対応し土地利用が変化する中でも、それぞれの景観のまとまりの特徴が維持されてきたことにより保全されてきたものである。

本文化的景観の保存に向けては、これまで受け継がれてきた城下町由来の都市の成り立ちと発展の文脈を継承していくことで、風景を構成する景観単位ごとの特徴ある土地利用と景観のまとまりを維持・保全することとする。

この実現に向けて、既存制度を活かしつつ、景観単位ごとの土地利用の変化を調整する計画や仕組みを整備する。

また、兩岸の城下町においては、それぞれの時代を特徴づける外観の建物の積極的な保存活用を図ることとする。これにより、城下町由来の市街地としての地区の魅力向上、来訪者をもてなす生業による賑わいの創出を図り、都市活力を生み出す景観まちづくりの実現を目指す。

(2) 景観単位別の方針

基本方針を踏まえ、保存に配慮した土地利用に関する景観単位別の方針を以下に示す。

また、都市計画や景観計画との連携を図り、それらの法制度が文化的景観の保存管理上、効果的に機能するよう調整を図る。

1) 城山

- ・城山は、西側は施業林、東側は自然林である特性を踏まえ、国有林として適切な管理のもと、それぞれの森林環境に応じた樹林地の保全を図る。特に、東側は風致保安林として、錦帯橋や錦川とともに眺められる美しい自然景観の維持・保全を図る。
- ・岩国城跡の石垣や空堀、井戸等の遺構については、史跡として、今後、調査を行いながら適切な保存措置を図る。
- ・城山は、公園やレクリエーションの場としての役割も有していることを踏まえ、地区内において施設整備を行う際には、城山の歴史的かつ自然的な特徴を踏まえ、周囲と調和した整備となるよう配慮する。
- ・岩国城の選地要因の一つでもある瀬戸内海への見通しを保全するため、眺める場やその環境の保全を図る。また、城山の山容が錦帯橋とともに眺められる風景の一部を構成することを踏まえ、樹林地が作り出す景観及び山の稜線・尾根線が作り出す景観の保全を図る。

2)岩国山

- ・岩国山の山容が錦帯橋とともに眺められる風景の一部であることを踏まえ、樹木の過度な伐採や傾斜地への造成等は避け、樹林地の維持を図る。
- ・岩国山の稜線や尾根線等への人工物の設置等、錦帯橋とともに眺められる風景を阻害する行為は避けるとともに、岩国山への人工物の設置の際には、樹林地との調和に向けた適切な措置を図る。
- ・岩国山の麓に位置する国道2号及び錦川沿いは、錦帯橋とともに眺められること、また錦帯橋上から眺められることに配慮し、建物や工作物等の人工物が過度に目立つことのないよう景観に配慮した措置を図り、岩国山や錦川の自然と調和した景観形成を図る。

3)錦川

- ・錦川下流域にあたる本区域の河川環境は、上中流域における行為の影響を受けることから、上中流域から本区域までの本来の河川環境のあり方について調査・研究し、「錦川水系河川整備計画」との調整を図りながら、河川環境の保全を図る。特に、河川災害復旧や維持管理、砂防、利水、河川敷空間の利活用等のために流域で行われる整備において、河道の上下流の連続性、及び瀬・淵・砂州の形成のメカニズムの維持に努めるとともに、河川の本来の姿を保全し、多様な生物の生息のため河床・河岸の環境を単調化しないよう配慮する。
- ・土手や現存する石出し護岸等の歴史的な遺構、水防林（竹林）等については、城下町の暮らしを維持してきた要素として、適切な保全を図る。
- ・錦帯橋とその周辺については、名勝としての適切な保存活用を図るとともに、岩国城下町をつなぐ重要な構成要素でもあることを踏まえた保全措置を図る。
- ・錦帯橋下河原は、町の地先として、持続的な利用につながるよう適切な維持・管理に努める。
- ・名勝錦帯橋とともにある風景として整備され、現在の市有数の桜の名所となっている土手等の桜並木の保全を図る。
- ・錦川に架かる橋梁（臥龍橋、錦城橋）、道路内占有工作物、河川沿いの転落防止柵等の工作物については、錦帯橋や錦川からの眺めに配慮するとともに、周囲の自然と一体となった風景と調和したものとする。

4)横山地区

- ・武家地に由来する地区では、道路沿いに塀が連なり、門の向こうに低層の住宅が配され、前庭の庭木とともに塀越しに屋根や壁面が垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した風格あるまちなみの保全を図る。また、武家地に由来する地区であることを今に伝える、比較的広い敷地による街区からなる土地利用を保全・継承する。
- ・掘割や石垣等の歴史的な遺構や歴史的な建造物と調和した景観の保全・形成を図る。
- ・旭町では、横山地区における唯一の町人地であった歴史を伝える町家の保全を図る。また、川から眺められる対象として、川側に間口が向く平入りの建物が連なるまちなみの保全を図る。
- ・敷地や建物の基礎部分に使用される石垣等については、水との関わりを伝える要素として保

全を図る。また、浸水への備えを継承した土地の使い方を伝える景観の保全を図る。

- ・錦川沿いでは、錦帯橋や錦川と一体となって眺められることに配慮した景観の保全・形成を図る。
- ・吉香公園では、岩国城下町の中核を担ってきた場所性（公共性）、吉川家関連施設を継承するとともに、物見の往来をもてなす空間にふさわしい、落ち着きと賑わいが調和した景観の保全を図る。

5)岩国地区

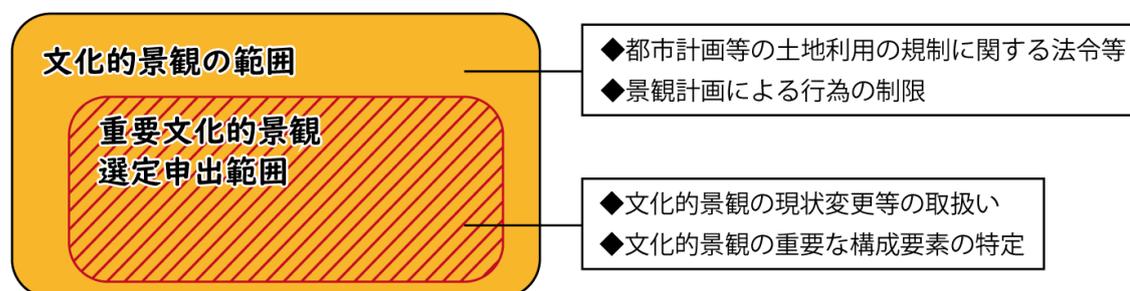
- ・岩国城下町の町割を継承する街区構成は、歴史的な土地の使われ方を示す重要な要素であることから大幅な拡幅や街区の細分化、複数の街区の一体化等の改変を避け、その保全・継承を図る。また、道路と民地との境界を示す葛石（縁石）については、その保存に努める。
- ・岩国地区では、低層を中心とした建物による居住と商業機能が共存する、暮らしと賑わいが調和した市街地環境の保全を図る。
- ・大明小路等の武家地由来の地区では、旧武家屋敷地を継承した門・塀、庭木と住宅からなる構えを継承する。また、大明小路は錦帯橋に通じる中心となる通りであり、近代化の過程において鉄道駅が置かれた駅前通りでもあった土地の文脈を継承した、風格ある通りとしての景観の保全・創出を図る。
- ・近代に入り、武家地の大規模な敷地を活かした旅館や近代建築等からなる業務施設等、通りの景観を象徴する建造物の保全を図る。
- ・岩国七町等の町人地由来の地区では、時代ごとの特徴を有する外観の町家や看板建築の店舗等の建物が多く残る。これらは、間口が狭く奥行きが深い土地において豊かな暮らしと生業が共生する土地の使い方の表れであり、城下町での暮らしを支える町としての歴史性を伝える魅力ある景観を形成している。この地区内に残る歴史的な建物の保存活用を図るとともに、これらと調和し、通りごとの特徴を守り活かした景観の保全・創出を図る。
- ・土手町では、建物にナカドテを内包する懸作りの構造等を保持する建物の保存活用を図る。また、ナカドテは、土手町がかつては堤外地であったことを伝える重要な要素であることから、土地の起伏や石垣の保全に努める。
- ・土手町では、ナカドテ上の道路に面して間口が向き、通り沿いに低層の建物が建ち並ぶ景観の保全・継承を図るとともに、川側は上階に川を眺める居室を有する暮らしを継承する建物の外観（川側に開く設え、窓・縁・手摺等）を保全・形成する。
- ・橋本町では、錦川や錦帯橋に間口が向き、道路に面して建物が建ち並ぶ景観を保全するとともに、建物上階において錦川や錦帯橋への眺めを楽しむ部屋を有する空間の保存活用を図る。また、錦川や錦帯橋とともに眺められることに配慮し、建物外観において、もてなしの生業による賑わいと建物群としてのまとまりとの調和に配慮した景観の保全・創出を図る。
- ・土手町や橋本町では、錦川沿いに建物が連なることから、錦川の水辺や錦帯橋と一体となった景観を形成しており、特に川側の建物外観については、水辺の風致景観と調和したものとなるよう、保全・継承を図る。
- ・臥龍橋通りは、椎尾八幡宮への参道である狭い道に面する横町だった。近代都市計画におい

て岩国地区における延焼防止帯として沿道の建物と一体的に整備された地区として、市街地住宅（道沿いの店舗、上層部での住宅が一体となった建物）が連なる特徴ある通りの景観を形成している。臥龍橋通り沿道においては、都市の近代化の過程で整備された防火建築帯の通りとしての空間性を保全する。また、グランドレベルでの賑わいを生み出すために、1階部分において店舗等による利用の促進と魅力ある外観の創出を図る。

2. 行為規制の方針

本計画対象範囲には、本文化的景観の保存に必要な措置として、都市計画法や景観法等の法令やそれに基づく条例により土地利用や景観形成等に関する行為規制が定められている。特に景観法に基づく『岩国市景観計画』では、横山地区と岩国地区を景観形成上きめ細やかな取組を行う「景観重点地区」に、岩国山や城山の一部を「一般地区」に指定しており、文化的景観としての価値の保存に有効な行為規制が定められている。また、文化財保護法に基づき、錦帯橋及びその上下流の一定範囲が名勝区域に指定されるとともに、そのバッファ的な役割として、城山の一部、横山地区全域と岩国地区の河川沿い等の一定の範囲には、都市計画法に基づき風致地区が指定され、錦帯橋や岩国城下町周辺の自然的景観の保全が図られている。

これらの行為規制については、本計画における基本方針及び土地利用の方針等と整合を図り、運用を行う。特に、景観計画における行為規制の考え方を示す景観形成基準、都市計画法に基づく風致地区の許可基準の適正な運用を図るものとする。



■文化的景観の保存に向けた行為規制図

表 土地利用等における行為規制の概要 (1/3)

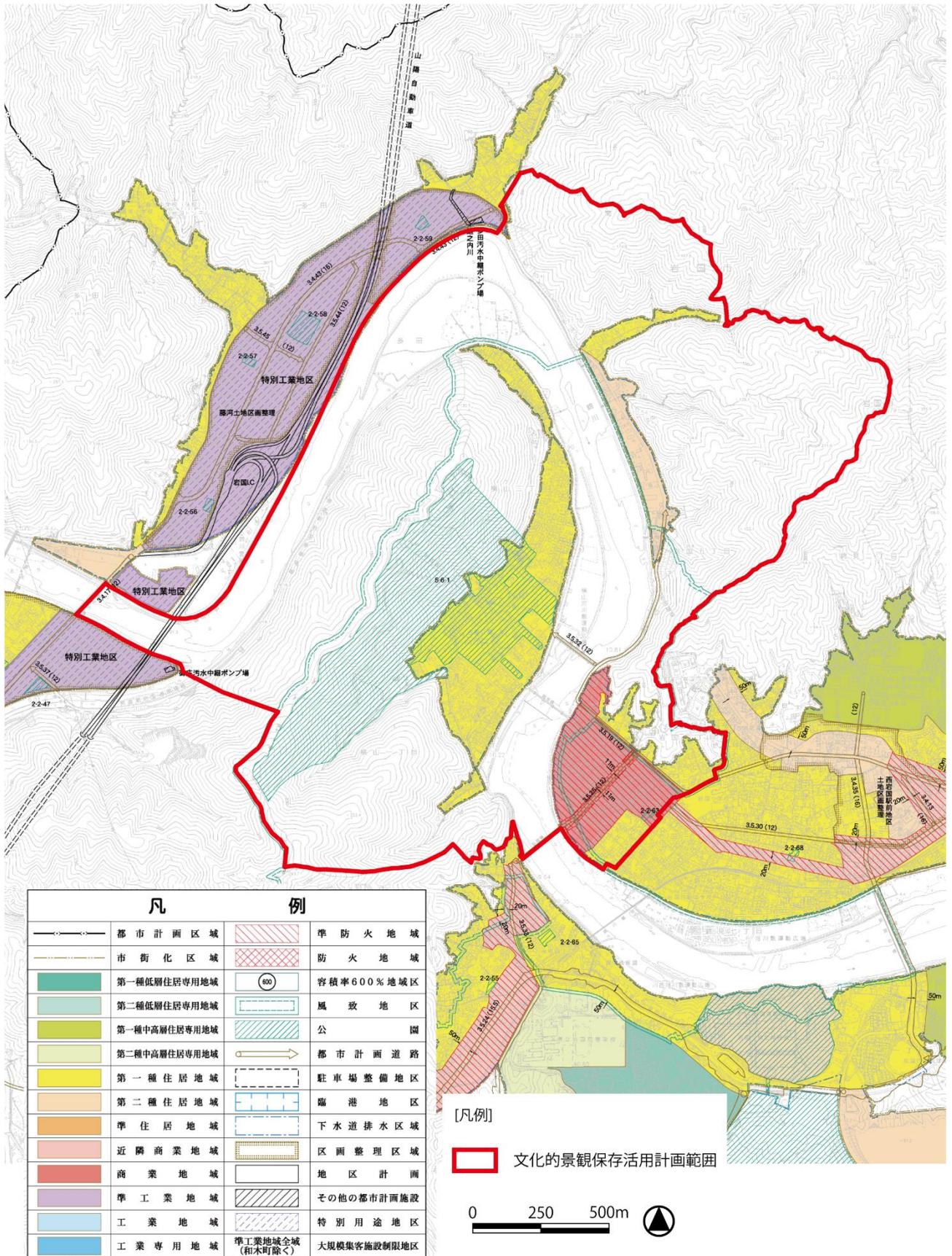
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
都市計画法 建築基準法	都市計画区域 用途地域	申請	・建築物等の新築、改築等に際して、建築確認の申請が必要	懲役又は罰金	土地利用規制 図①参照
都市計画法 建築基準法 消防法	防火地域 準防火地域	許可	・市街化区域のうち、特に建築物の密集が想定される建築物等は一定の防火基準を満たさなければならない。	懲役又は罰金	土地利用規制 図①参照
都市計画法	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	許可	・市街化区域において、開発区域面積 1,000 m ² 以上の開発行為 ・市街化調整区域において、原則すべての開発行為及び開発許可区域以外の建築行為	罰金	土地利用規制 図①参照 ※景観法に基づく行為制限の対象
都市計画法 (岩国市風致地区 条例)	風致地区	許可	・建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形状変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立又は干拓、建築物等の色彩の変更、屋外における土石・廃棄物・再生資源のたい積を行う場合は、岩国市長の許可が必要		土地利用規制 図①参照 ※現在、許可基準の運用の見直し中
景観法 (岩国市景観条例)	景観計画区域 (一般地区/ 重点地区)	届出	・建築物の新築、増築、改築、移転、滅失、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・木竹の植栽又は伐採 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		土地利用規制 図②参照
	景観重要建造物	許可	・景観重要建造物に関し、その現状を変更しようとするときは、岩国市長の許可が必要		
	景観重要公共施設 (河川・道路)	許可	・景観重要公共施設に指定され施設の整備方針を定め、景観に配慮した整備を実施 ・占用許可における許可が必要		土地利用規制 図③④参照

表 土地利用等における行為規制の概要 (2/3)

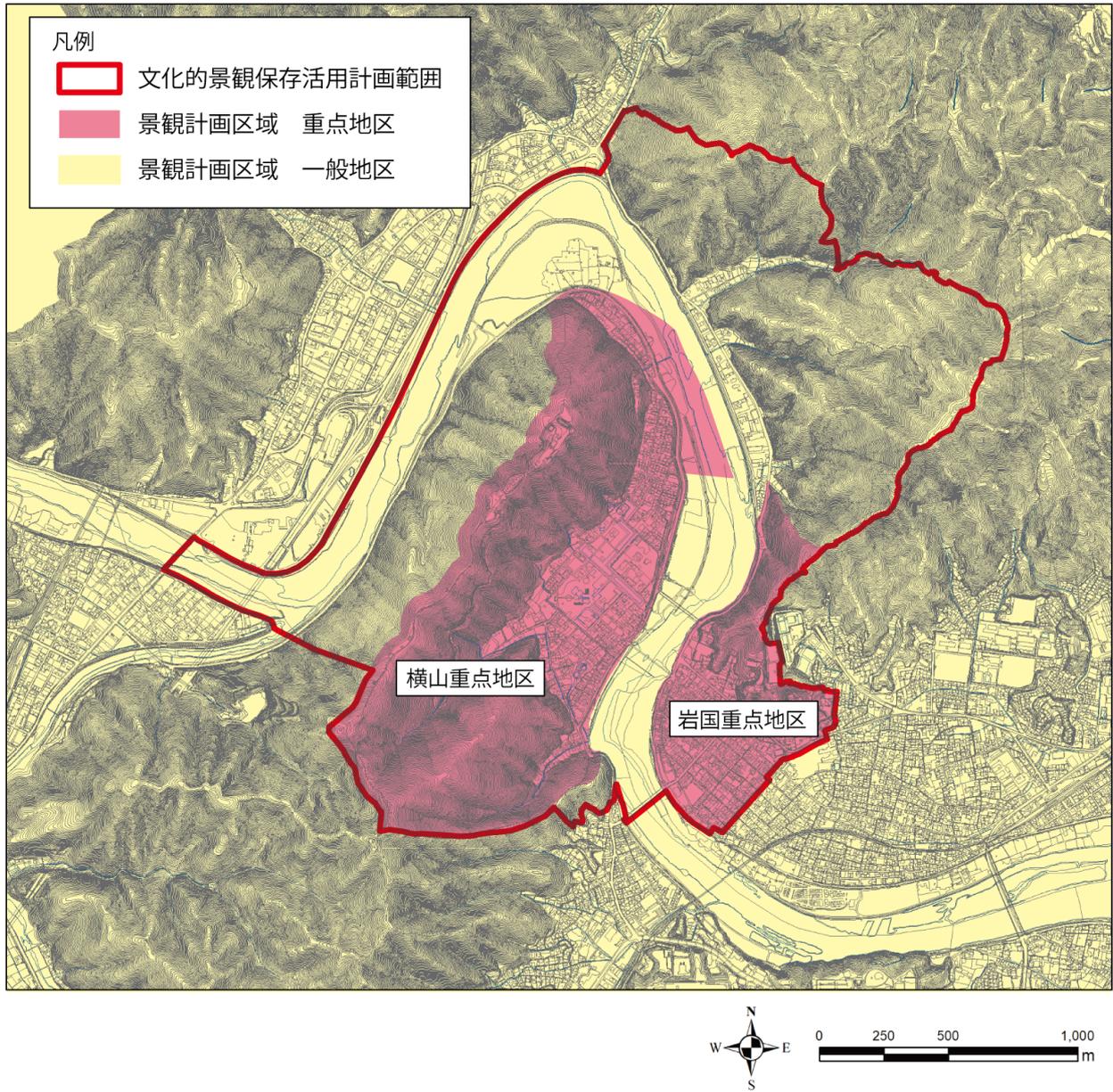
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
河川法	錦川	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の占用 ・土石の採取 ・工作物の新築、改築又は除却 ・土地の形質の変更 ・材木の栽植、伐採等 	懲役又は罰金	※景観法に基づく景観重要河川に指定
道路法	県道、市道	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 ・水道管等の埋設物の占用、変更 ・地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 ・露店等の施設の占用、変更等 		※景観法に基づく景観重要道路に指定
都市公園法 (岩国市都市公園条例)	都市公園	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置、変更 ・都市公園に公園施設以外の工作物等を設置、占用 	懲役又は罰金	土地利用規制図①参照
		禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を損傷又は破損 ・材木の伐採又は植物の採取 ・土石、材木等の物件のたい積等 	過料	
文化財保護法	重要文化財	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。 	懲役若しくは禁固又は罰金若しくは過料	
	名勝	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。 	懲役若しくは禁固又は罰金若しくは過料	土地利用規制図⑤参照
	登録有形文化財	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・登録有形文化財に関し、その現状を変更しようとするときは、文化庁長官に届出を行う必要がある。 	過料	
	埋蔵文化財	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に、文化庁長官に届出を行う必要がある。 	過料	
森林法	保安林	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・立木・立竹の伐採 ・立木の損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉又は落枝の採取 ・土石又は樹根の採掘 ・開墾その他の土地の形質の変更 	懲役又は罰金	土地利用規制図⑥参照

表 土地利用等における行為規制の概要 (3/3)

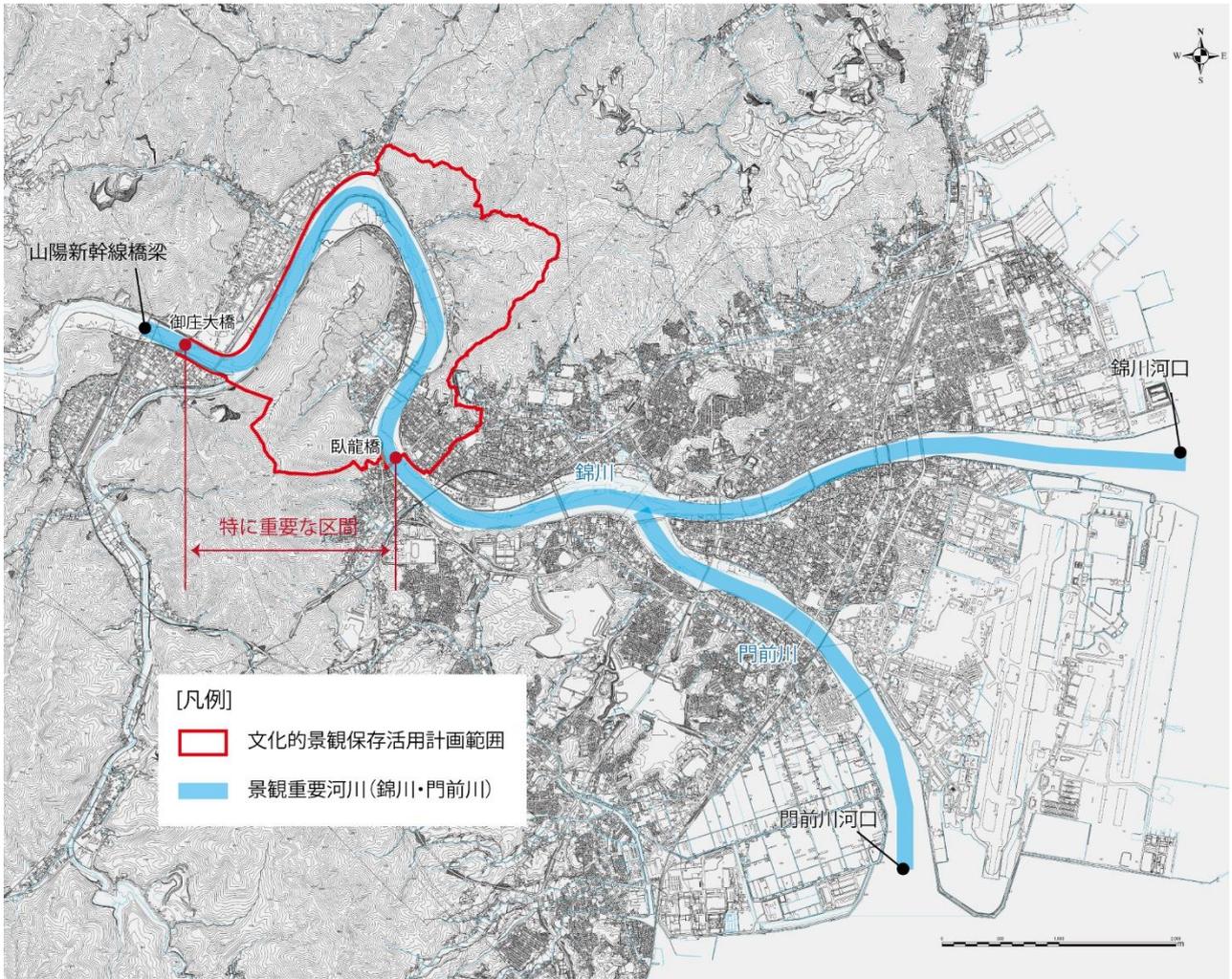
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
森林法	地域森林計画対象民有林	許可	・1ha を超える開発行為を行う場合、許可が必要	懲役又は罰金	土地利用規制図⑥参照
		届出	・立木の伐採を行う場合、届出が必要	懲役又は罰金	
屋外広告物法 (山口県屋外広告物条例)	禁止地域	許可	・広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準 ・掲出物件の形状その他設置の方法の基準 ・維持の方法の基準		※R2年度市に権限移譲済。
	許可地域	許可	・広告物等の形状、面積、色彩、意匠、その他の表示の方法の基準 ・掲出物件の形状、その他設置の方法の基準 ・維持の方法の基準		
山口県文化財保護条例	山口県指定文化財	許可	・県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県の許可を受けなければならない。		
岩国市文化財保護条例	岩国市指定文化財	許可	・市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市の許可を受けなければならない。		



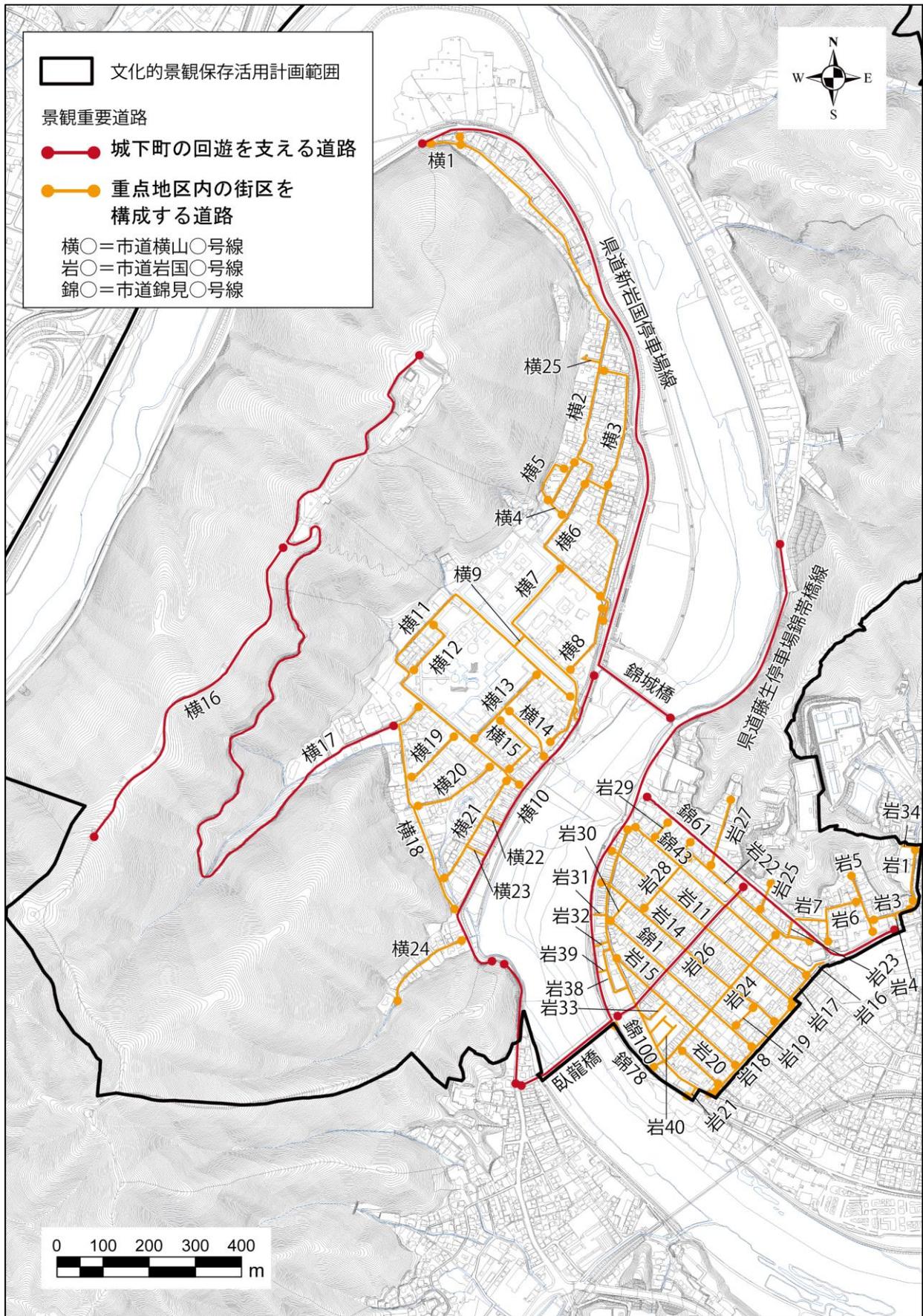
■土地利用規制図①（都市計画の指定状況）



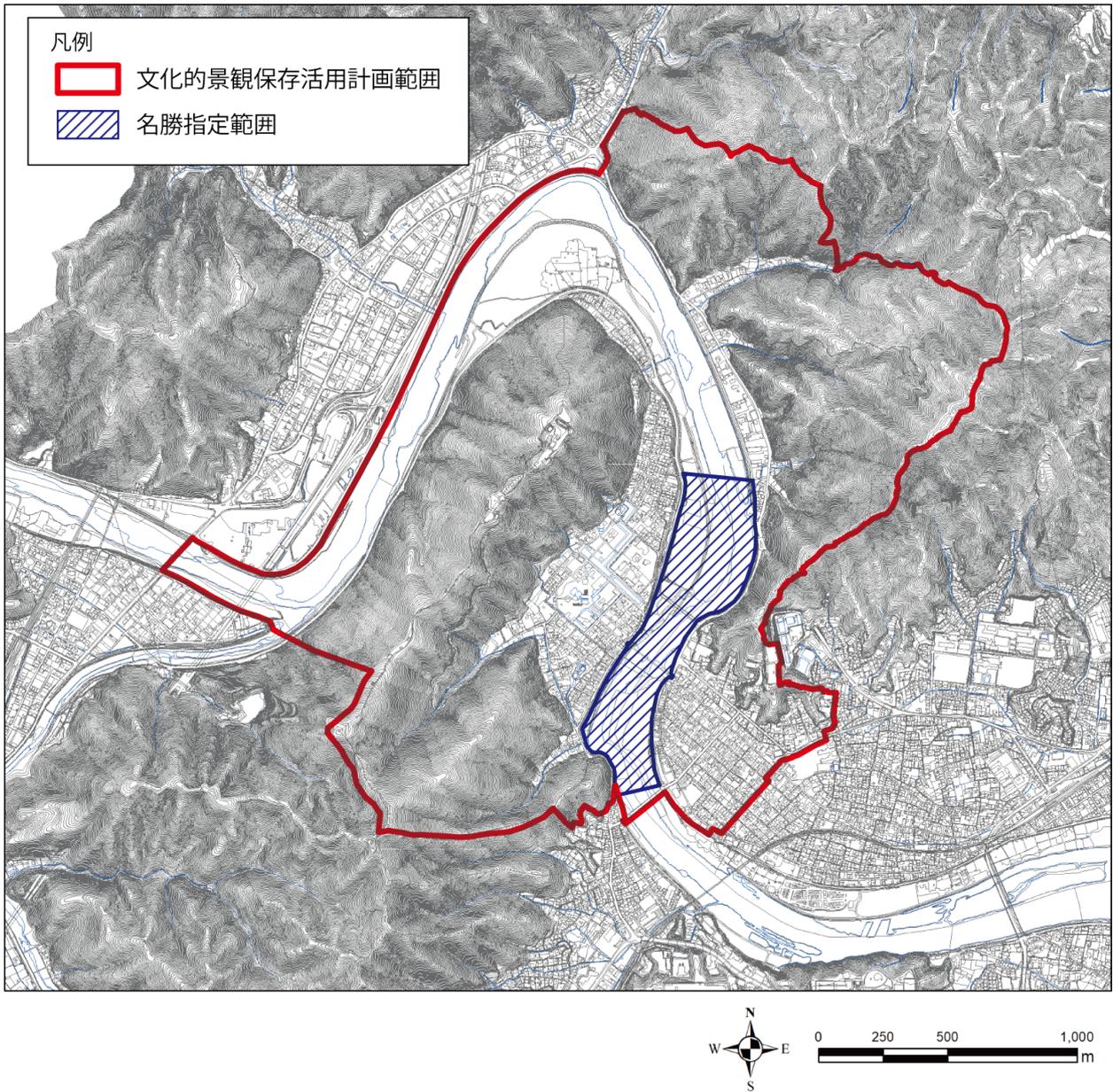
■土地利用規制図②（景観計画区域及び景観重点地区の指定状況図）



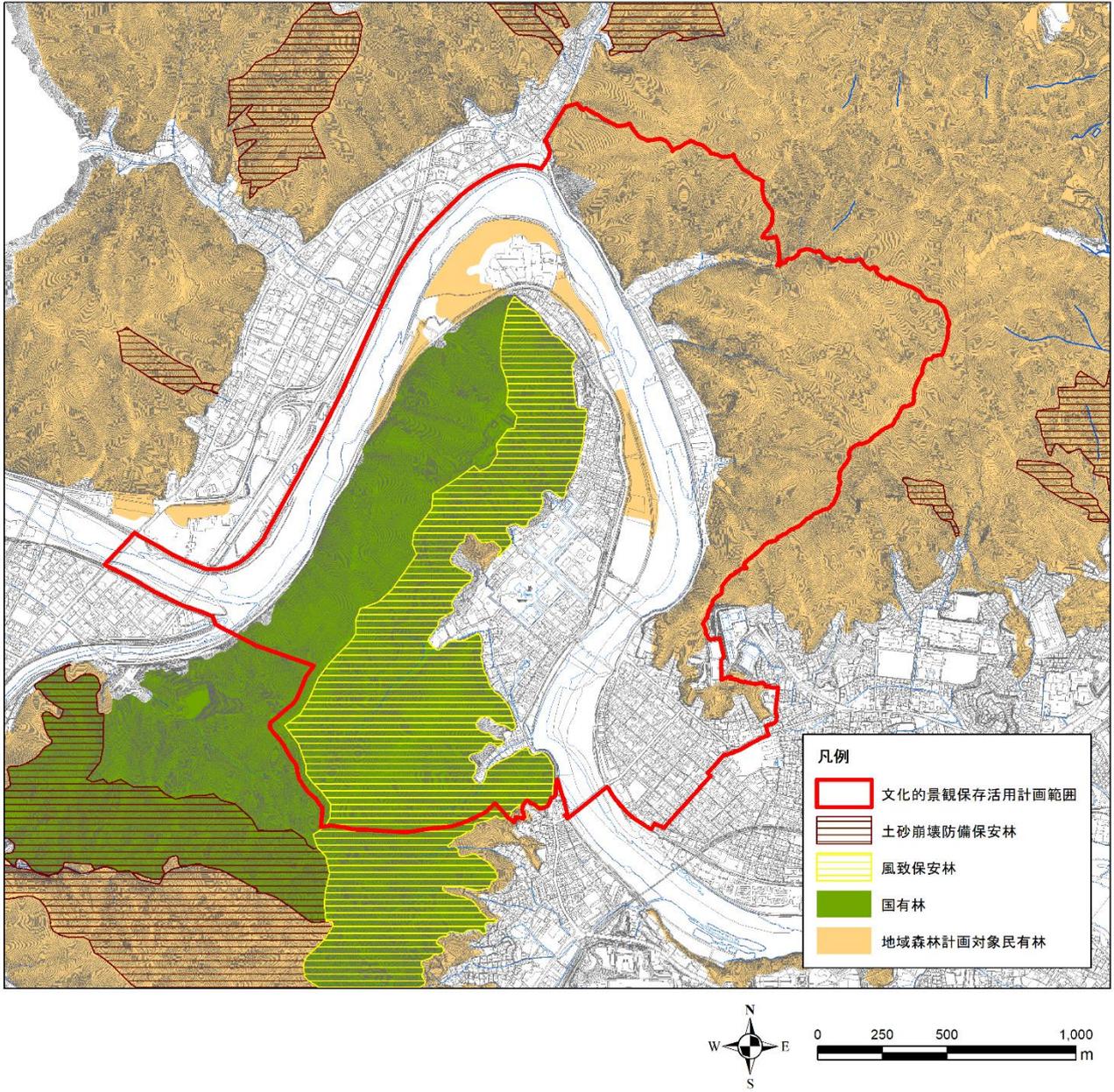
■土地利用規制図③（景観重要河川の指定状況図）



■土地利用規制図④（景観重要道路の指定状況図）



■土地利用規制図⑤（名勝区域の指定状況図）



■土地利用規制図⑥（森林法に基づく指定状況図）

3. 重要文化的景観の滅失又はき損、現状変更等の取扱基準

重要文化的景観の重要な構成要素について、滅失又はき損、現状変更等がある場合、文化財保護法第 136 条及び第 139 条に基づき、所有者等が文化庁長官に対して届出を行うこととする。

文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、文化的景観の本質的な価値を示す上で特に重要なものであるとともに、それぞれの景観単位を特徴づけ保存が必要なものを特定し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいう。

前述の「重要な構成要素」（個票、第 5 章を参照）の現状変更等をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

この届出にあたっては、構想段階において、あらかじめ所有者等から市の文化的景観担当部局（錦帯橋課）に事前相談を行うこととする。

当該部局は、当該計画が文化庁長官への届出対象に該当するか否かの判断を行った上で、現状変更等に該当する場合は、価値の保存に資する現状変更等の方法について、専門家の助言を受けた上で所有者等と調整を行うこととする。

法令	届出の種類	届出が必要な場合	届出者	届出先	届出日
文化財保護法 第 136 条	滅失・き損	重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。 ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。	所有者又は権原に基づく占有者	文化庁長官	滅失・き損を知った日から 10 日以内
文化財保護法 第 139 条	現状変更等	重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為 ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者	文化庁長官	現状変更等をしようとする日の 30 日前まで

第5章 文化的景観の重要な構成要素

1. 基本的な考え方

本文化的景観の価値を示す構成要素のうち、本文化的景観の3つの特徴を示し、それぞれの景観単位を特徴づけている要素を重要な構成要素に特定する。

本文化的景観の3つの特徴（第2章の抜粋）と特定の考え方

本文化的景観の特徴	特定の考え方
特徴① 川と向き合う都市の仕掛けと暮らし	<ul style="list-style-type: none">・城の選地及び錦川の両岸にまたがる岩国城下町の成り立ちに影響する自然的な要素・錦川と向き合う治水や暮らし方を今に伝える遺構や建造物等の要素
特徴② 錦帯橋がつなぐ岩国城下町	<ul style="list-style-type: none">・錦川両岸に一体的に整備された岩国城下町の町割を継承した街区パターンを伝える要素・城下町由来の暮らし方、土地利用の変化を伝える建造物や施設及びその土地等の要素
特徴③ 描かれる風景と物見の生業	<ul style="list-style-type: none">・近世の刷り物等に描かれてきた風景を構成する要素・錦帯橋を中心とした名勝地として整備されることにより、現在の錦川沿いの風景を構成している要素・近世以降、岩国城下町や錦帯橋への往来者をもてなす生業を営む又はその生業の特徴を残している建造物又は施設等の要素

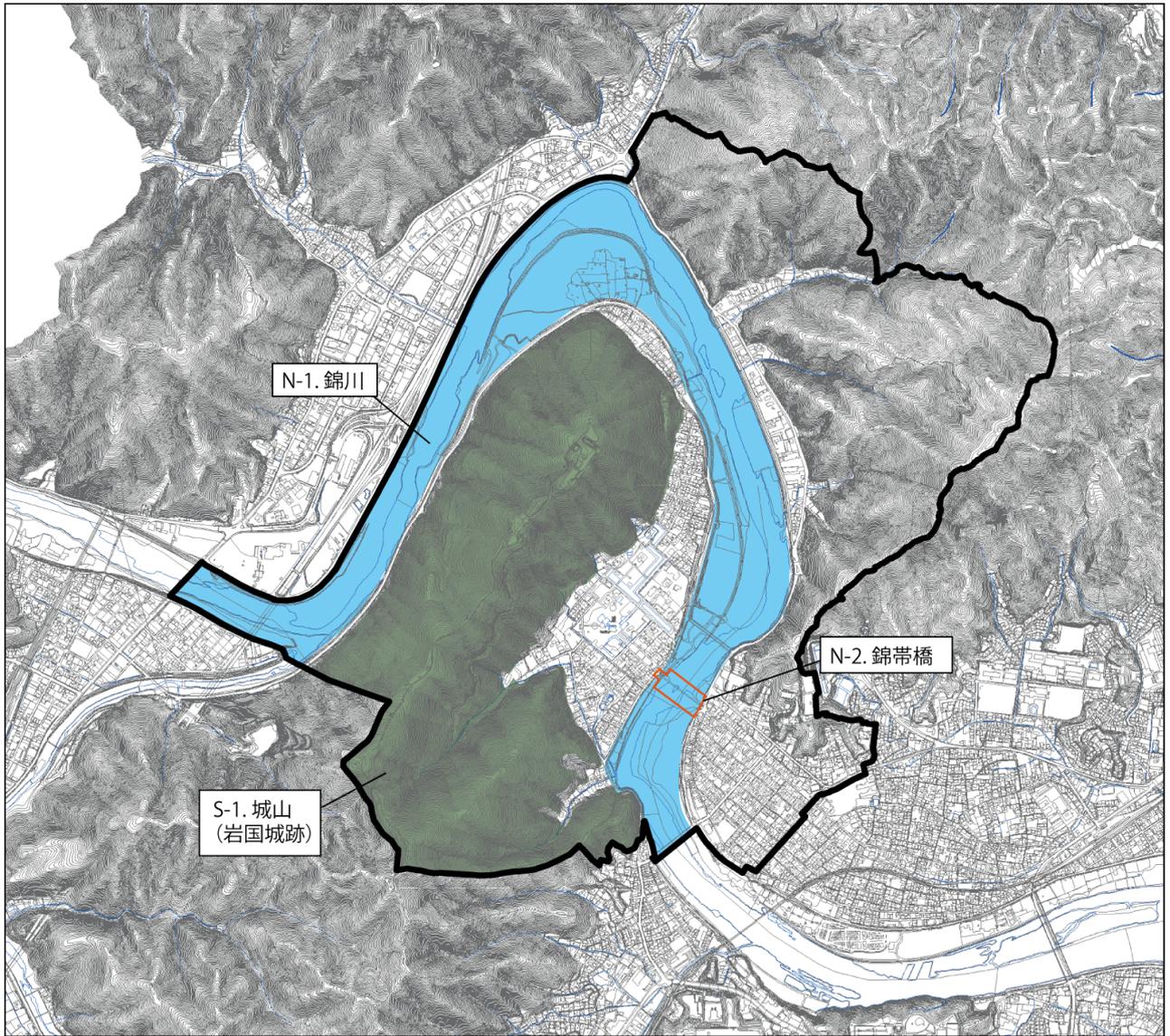
2. 重要な構成要素の特定

■重要な構成要素の一覧

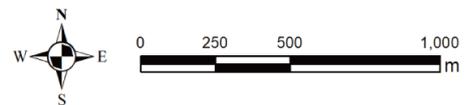
景観単位	番号	要素名	文化的景観の特徴	分類	指定状況
城山	S-1	城山（岩国城跡）	① ② ③	山林	
錦川	N-1	錦川	① ② ③	河川	
	N-2	錦帯橋	① ② ③	建造物	国指定名勝
横山地区	Y-1	旧目加田家住宅	① ②	建造物	国指定重要文化財
	Y-2	香川家長屋門	① ②	建造物	県指定有形文化財
	Y-3	吉川史料館	① ②	建造物	市指定有形文化財
	Y-4	岩国徴古館	②	建造物	国登録有形文化財
	Y-5	旧吉川家岩国事務所	②	建造物	県指定有形文化財
	Y-6	岩国高校記念館	②	建造物	
	Y-7	M家住宅	① ②	建造物	
	Y-8	H家住宅	① ②	建造物	
	Y-9	T家住宅	① ②	建造物	
	Y-10	御土居及び吉香神社	②	寺社、史跡、石造物	国指定重要文化財
	Y-11	岩国吉川家墓所	②	石造物	県指定史跡
	Y-12	掘割	① ②	水路	
	Y-13	水路	① ②	水路	
	Y-14	桜並木	③	樹林	
—	地区内の道路	②		NO. R-1～R-14	
岩国地区	I-1	S家住宅・門・塀	②	建造物	
	I-2	A家住宅・門・塀	②	建造物	
	I-3	Y家門・塀	②	建造物	
	I-4	F家住宅・門・塀	②	建造物	
	I-5	細田写真館	②	建造物	
	I-6	観光交流所 本家松がね（國安家住宅）	② ③	建造物	国登録有形文化財 景観重要建造物
	I-7	M家住宅	②	建造物	
	I-8	柳原喜輪商会	②	建造物	
	I-9	うまもん	② ③	建造物	
	I-10	白為旅館	① ② ③	建造物	
	I-11	おみやげ処あきもと	① ② ③	建造物	
	I-12	しろたい食堂	① ② ③	建造物	
	I-13	海部屋	① ② ③	建造物	
	I-14	M家住宅	① ② ③	建造物	
	I-15	S家住宅	① ② ③	建造物	
	I-16	Y家住宅	① ② ③	建造物	
	I-17	K家住宅	① ② ③	建造物	
	I-18	椎尾八幡宮	②	寺社、石造物	
—	地区内の道路	②		NO. R-15～R-36	

■重要な構成要素（道路）

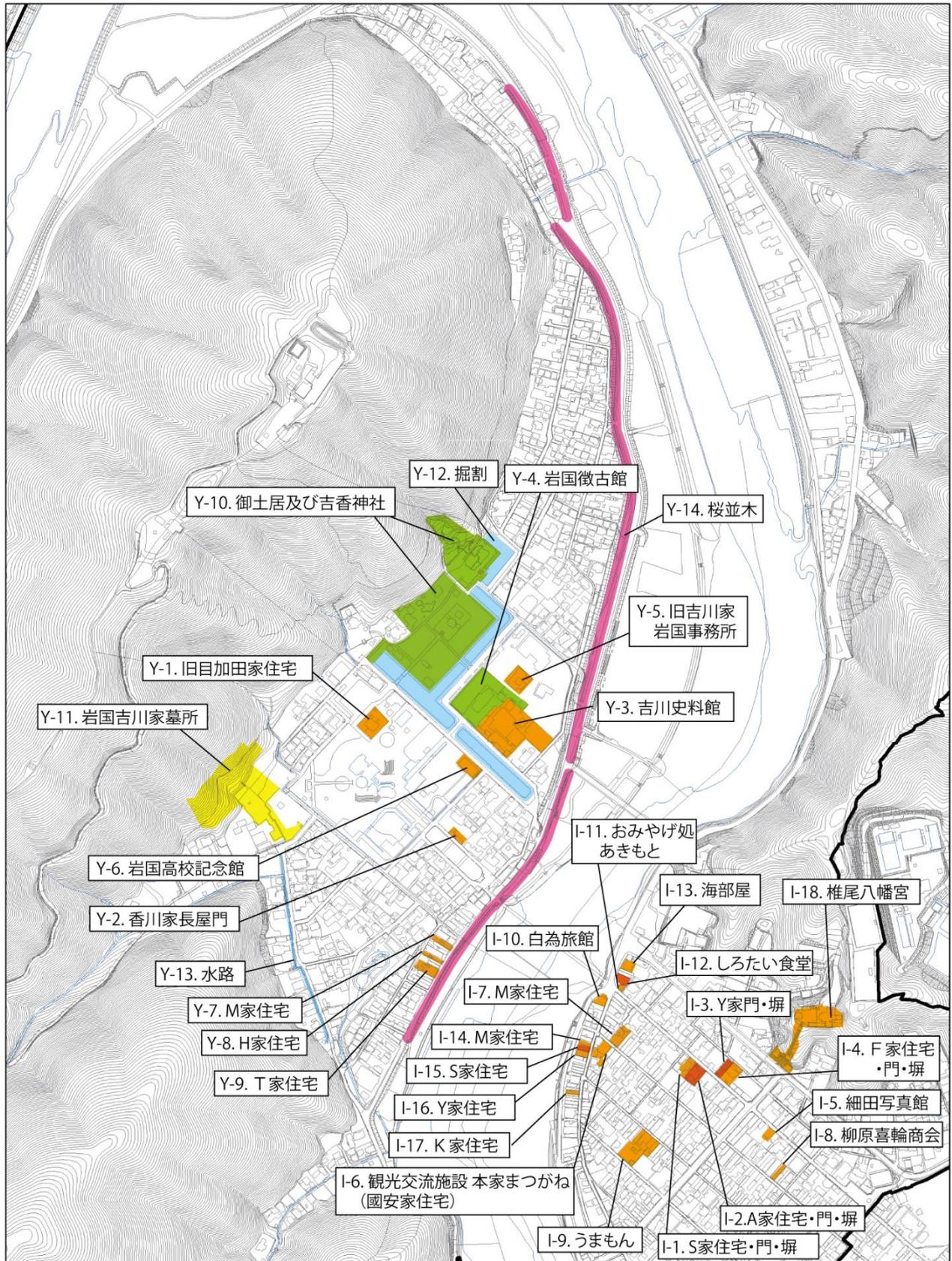
景観単位	番号	路線名	文化的景観の特徴	分類	指定状況
横山地区	R-1	横山2号線	②	道路	景観重要道路
	R-2	横山3号線	②	道路	景観重要道路
	R-3	横山6号線	②	道路	景観重要道路
	R-4	横山7号線	②	道路	景観重要道路
	R-5	横山8号線	②	道路	景観重要道路
	R-6	横山9号線	②	道路	景観重要道路
	R-7	横山11号線	②	道路	景観重要道路
	R-8	横山14号線	②	道路	景観重要道路
	R-9	横山15号線	②	道路	景観重要道路
	R-10	横山17号線	②	道路	景観重要道路
	R-11	横山18号線	②	道路	景観重要道路
	R-12	横山19号線	②	道路	景観重要道路
	R-13	横山20号線	②	道路	景観重要道路
	R-14	横山24号線	②	道路	景観重要道路
岩国地区	R-15	岩国5号線	②	道路	景観重要道路
	R-16	岩国6号線	②	道路	景観重要道路
	R-17	岩国7号線	②	道路	景観重要道路
	R-18	岩国11号線	②	道路	景観重要道路
	R-19	岩国14号線	②	道路	景観重要道路
	R-20	岩国15号線	②	道路	景観重要道路
	R-21	岩国17号線	②	道路	景観重要道路
	R-22	岩国18号線	②	道路	景観重要道路
	R-23	岩国19号線	②	道路	景観重要道路
	R-24	岩国20号線	②	道路	景観重要道路
	R-25	岩国22号線	②	道路	景観重要道路
	R-26	岩国23号線	②	道路	景観重要道路
	R-27	岩国24号線	②	道路	景観重要道路
	R-28	岩国25号線	②	道路	景観重要道路
	R-29	岩国27号線	②	道路	景観重要道路
	R-30	岩国28号線	②	道路	景観重要道路
	R-31	岩国29号線	②	道路	景観重要道路
	R-32	岩国30号線	②	道路	景観重要道路
	R-33	岩国31号線	②	道路	景観重要道路
	R-34	錦見1号線	②	道路	景観重要道路
	R-35	錦見43号線	②	道路	景観重要道路
	R-36	錦見100号線	②	道路	景観重要道路



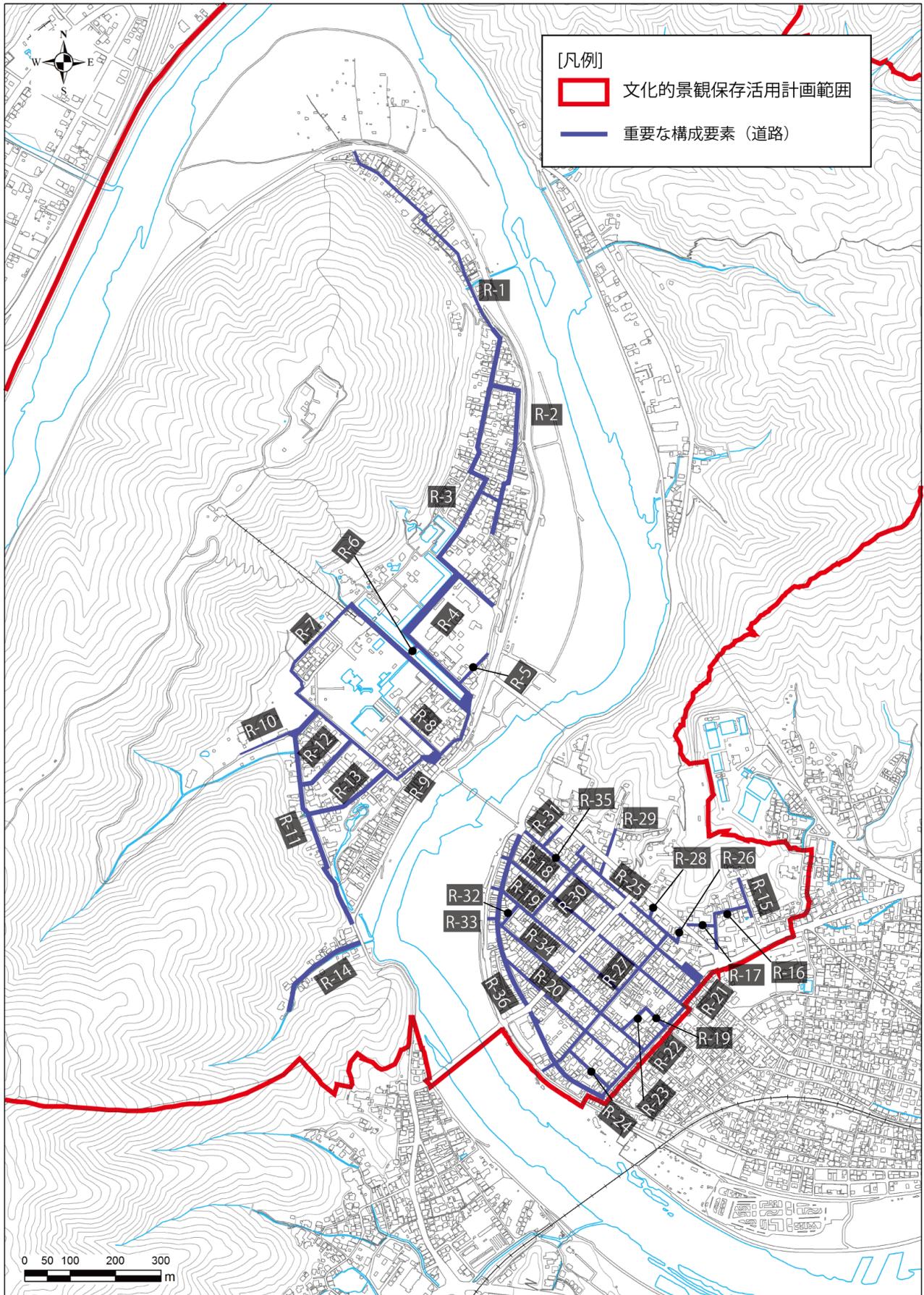
文化的景観保存活用計画範囲



重要な構成要素の位置 (No. S-1、N-1、N-2)



■重要な構成要素の位置 (No. Y-1~Y-14, I-1~I-18)

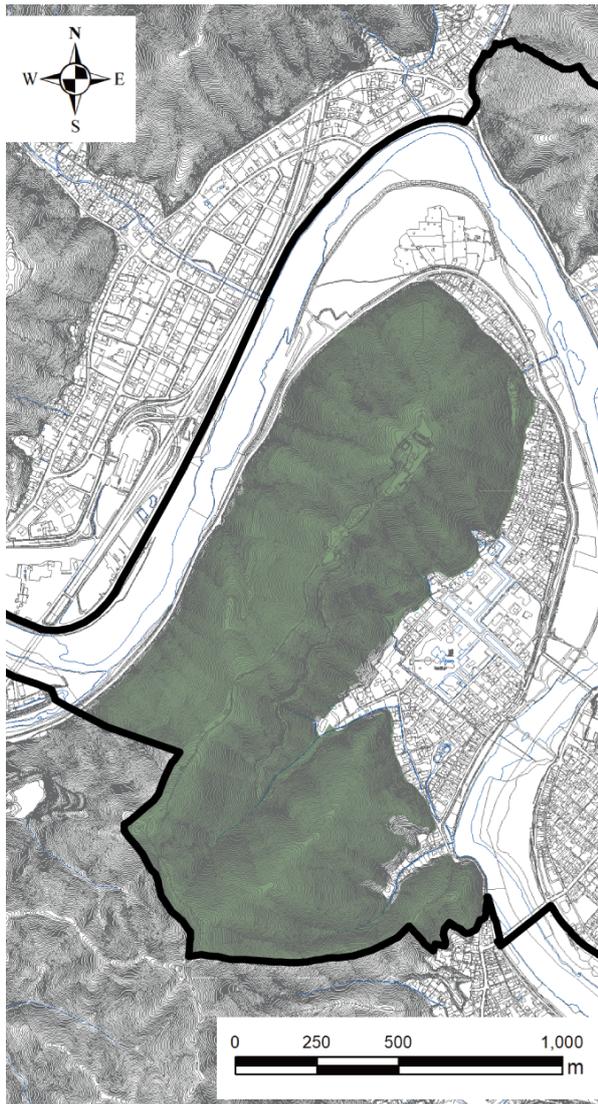


■重要な構成要素の位置（道路）（No. R-1～R-36）

3. 重要な構成要素(個票)

No	S-1	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ③描かれる風景と物見の生業
名称	城山(岩国城跡)		
所在地	横山・多田地内		
所有者等	国(林野庁)	各指定	・国有林(自然休養林) ・風致保安林 ・埋蔵文化財包蔵地
保存対象	・地形 ・岩国城、石切り場の遺構		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削 ・建築物及び工作物の新築、改築、移転又は除去等 <p>ただし、所有者又は権原に基づく占有者が行う国有林及び国有林内の公共施設の管理経営行為については、き損及び滅失並びに現状変更について届出又は通知の対象行為とはならない。</p>		
概要と価値			
<p>岩国-五日市断層帯の影響で北側に大きく迫り出した山であり、この地形が本文化的景観を形成する自然的要因の一つとなっている。</p> <p>関ヶ原の戦いの後、慶長5年(1600)の吉川広家の岩国入封にあたり、旧山陽道(西国街道)と瀬戸内海を見据えることが出来る城山の山頂に岩国城を築城した。城の石垣の石材は城山山中で採取された石灰岩を利用しており、当時の石切場跡も遺存し、矢穴痕が残ったままになっている岩が現在でも確認出来る。石切場はその後、天明3年(1783)に社殿が建立され、山の鎮守と居館を守護するために「護館神」と名付けられた。この護館神には吉川広家ゆかりの勝軍延命地蔵が安置されている。</p> <p>岩国城は城山の「要害」と呼ばれる山城部分、山麓部には藩主の居館となる御土居を配置するとともに、錦川を外堀とし、錦川右岸の土手を外郭とする総構えの構造をもつ城であった。城山の山城部分の本丸、二の丸、北の丸などの主要な郭のほか、多くの郭が山中に設けられていた。また、元々の天守台が残る本丸部分と北の丸の間には大規模な空堀を設けるなど防御面に重点を置いた縄張りである。このほか、空堀の南側の尾根筋には、豊臣秀吉の朝鮮出兵の際に朝鮮半島内で築かれた倭城にみられる登り石垣と呼ばれる石垣も設けられていることが確認されており、吉川広家が関ヶ原の戦いまで築城中であった米子城の築城技術と同じくする箇所がある。この岩国城の要害と呼ばれた山城部分、山麓部の御土居、外郭となる土手と錦川を基にして城下町を整備しながら近世都市としての岩国の歴史が始まる。</p> <p>岩国城の山城部分については慶長13年(1608)に完成したが、元和元年(1615)の一国一城令により破却され、また寛永期にも追加の破却がなされている。ただ城の破却については他の城のように徹底的に破壊したものではなく、不徹底なものである。旧山陽道からの眺望がある西側について、石垣の破却がなされているものの、基底部は残されており、石垣の頂部に据え置く天端の石は、戦時の際に積み直すことが出来るように意図的に平坦面に配置されていることがうかがえる。また、城下町のある東側の石垣については、良好に残されている。このように、破却が不徹底であることや、幕府の確認のために旧山陽道から見える箇所のみを破却する巧妙なあり方は、他に例を見ないものである。</p> <p>城山全体は元和、寛永の一国一城令により城が破却された以降は、御用林として藩により入林や伐採の管理がなされてきた。</p> <p>現在は、国有林として適切な管理がなされている。このうち施業林である西側においては、帯状等高線伐採が行われるなど、景観に配慮した施業が行われているほか、檜皮の採取等の土地利用がなされている。東側は風致保安林が指定されており、これにより錦帯橋の背景となる森林環境が維持されてきた。</p> <p>城山は、「岩国自然休養林」に指定されるとともに、「レクリエーションの森」として、ハイキングや自然探勝、生態観察、遺跡探訪等に利用されている。城跡の一部は復興天守やロープウェイなどの施設を備えた公園として整備されている。</p> <p>この城山からの眺めは、錦川、岩国山、横山地区と岩国地区にまたがる城下町などを見渡せ、「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の全体像を理解することが出来る。また、山中には錦帯橋を描いた近世の刷り物の構図となった視点場も有している。</p>			

位置図



(岩国城跡の詳細は次頁参照)



城山からの景観

写真



岩国城下町から見た城山



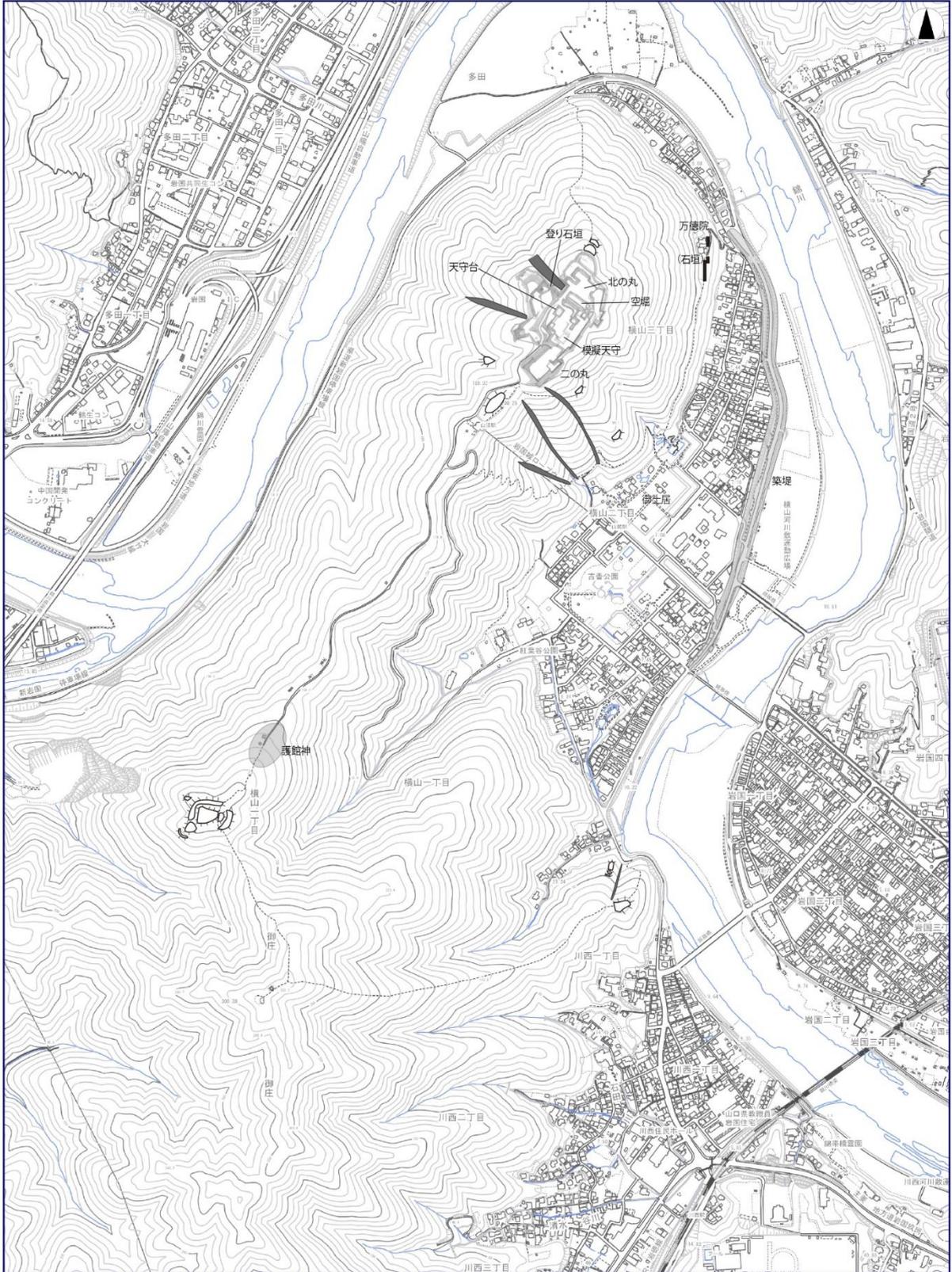
旧山陽道側から見た城山



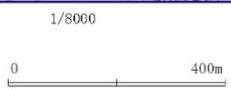
岩国城跡二の丸石垣



空堀



岩国城跡縄張り図
 (木島2001および赤色立体図から作成)



■NO. S-1 城山（岩国城跡）の各要素の位置（詳細図）

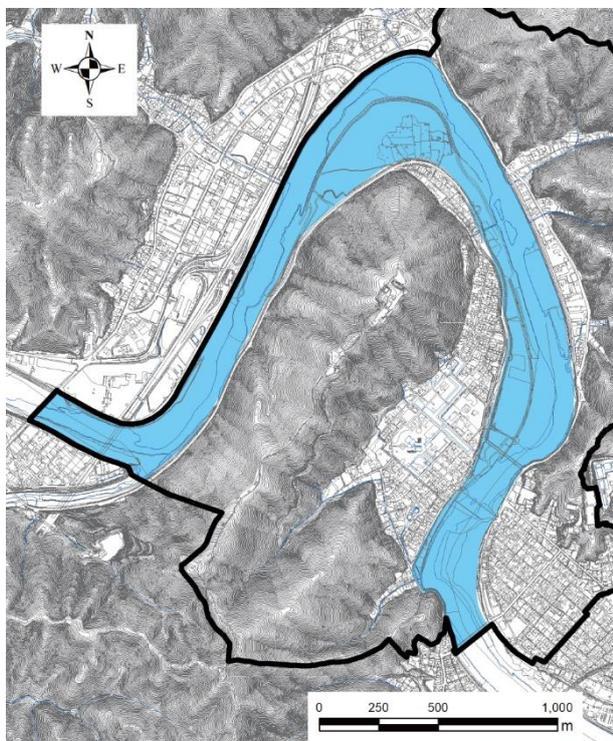
No	N-1	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	錦川		
所在地	横山・岩国地内ほか		
所有者等	山口県	各指定	景観重要河川
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・流路 ・河床の掘削 ・堤防遺構（横山側の石積護岸） ・水防林（竹林） 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・流路の変更 ・土地の掘削、盛土、切土 ・工作物、土木構造物の新築、改築、除去等 ・水防林（竹林）の伐採 		

概要と価値

錦川は山口県と島根県の県境となる中国山地に源流を發する川で、下流では城山に沿って大きく逆S字に蛇行する箇所があり、この蛇行が終わる部分において、中世には右岸側に大内氏によって永興寺が建てられ、寺院としてだけでなく、軍事拠点としての利用も行われた。その後、近世になると吉川広家が岩国の地に入封し、城下町を整備するに伴い、錦川の両岸に堤防を築いた。このことにより横山・岩国地区の土地利用が進み、都市の拡大を可能にした。近世当初は兩岸を船渡しすることによって行き来がなされていたが、恒常的に城下町の兩岸での往来が出来るよう延宝元年（1673）に錦帯橋が架けられた。橋上や河原での人の様子、上流側の鳴子岩・屏風岩等は、錦帯橋を描いた刷り物に一体的に描かれてきた。

錦川の河川空間は、堤防や水防林などの治水施設のほか年中行事や錦帯橋を眺める場等、町の地先空間として現在も利用されているほか、「錦帯橋のう飼」「錦川水の祭典（花火）」「錦帯橋芸術祭」等のイベントが催されるなど、往来を育む取組にも活用されている

位置図



写真



錦川の蛇行箇所（空中写真）



石出し護岸

No	N-2	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	錦帯橋		
所在地	岩国一丁目地先		
所有者等	岩国市	各指定	国指定名勝
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錦帯橋の位置 ・ 錦帯橋の仕様 ・ 通行機能 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錦帯橋の位置の変更 ・ 錦帯橋の修理、架け替え ・ 通行機能の停止（一時的なものを除く） 		

概要と価値

本文化的景観の中でも、その根幹となる要素である。錦川の兩岸、右岸の横山地区と左岸の岩国地区（錦見地区）に跨る岩国城下町は、船による行き来がなされていたが、川の増水時には舟運が不可能となり、橋が架けられることもあったが、度々流失する状況であった。

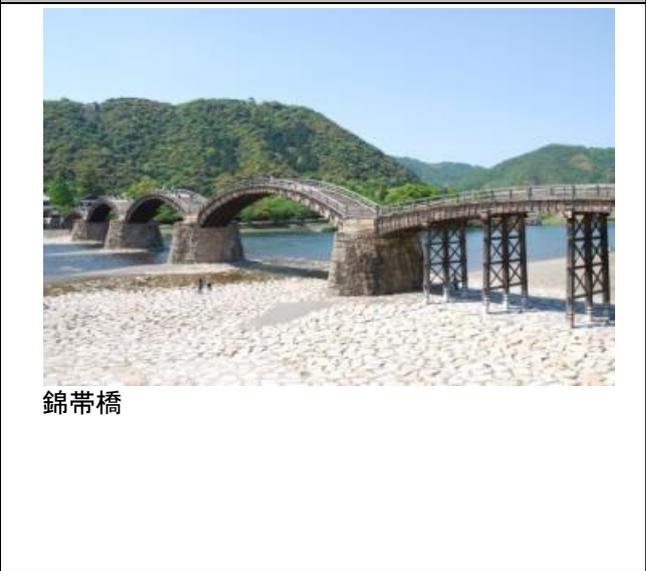
その後延宝元年（1673）、三代藩主吉川広嘉が大陸より亡命してきた僧独立から「西湖遊覧志」を薦められ、これをヒントに創建されたのが錦帯橋である。元々の渡しの位置に架橋された錦帯橋は、錦川の間に四つの橋台、兩岸にも橋台を築き、木造の三つの反橋（アーチ橋）と二つの桁橋を架け、河床には敷石を配して護床工とし、水流を調節し、河床の洗掘を防いでいる。

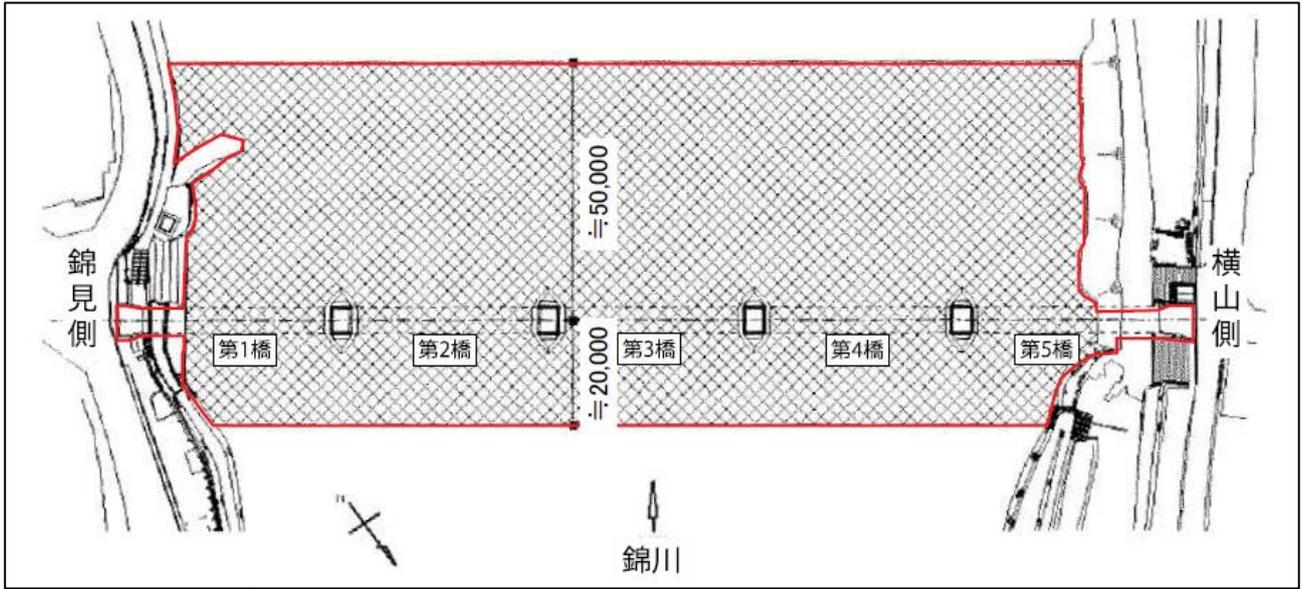
錦帯橋の架橋は兩岸に展開する岩国城下町を一つの空間的まとまりとして結節し、人々の暮らしを結び付けてきた。創建以降、2度の流失を受けながらも、基本的な構造様式を変化させず、修理や架け替えを繰り返しながら横山地区と岩国地区との間の往来を現在も支え続けている。

また、その特徴的な構造美は、錦川、周囲の山々、城下町と調和しつつ、人々を魅了し続けてきた。近世には猿橋（山梨県大月市）、棧（長野県木曾郡上松町）とともに「三奇橋」の一つに数えられるとともに、当時の橋の番付では西の大関に位置付けられており、全国的に評価されていたことがわかる。また、万葉集を本歌に歌枕として詠まれていた岩国山とともに錦帯橋は描かれる風景の主題となり、刷り物によってその美観は各地へ流布され、多くの旅行者が物見の場として錦帯橋へと向かうこととなり、こうした旅人達の道中日記等にも錦帯橋は記述されることとなる。近代になっても、錦帯橋は岩国の地における観光の中心であり、岩国地区には旅館や土産物屋等のもてなしの生業や新たな物見の要素（観光資源）を育みながら、現在まで岩国の観光を牽引する文化財、観光資源となっている。

この錦帯橋の存在が、岩国城下町としての一つのまとまりを生み出しており、現在も岩国市の宝として大切に受け継がれている。

位置図	写真
------------	-----------





■NO. N-2 錦帯橋の位置 (詳細図)

No	Y-1	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	旧目加田家住宅		
所在地	横山二丁目		
所有者等	岩国市	各指定	国指定重要文化財（建造物）
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・工作物（塀）の外観 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・工作物の外観の変更 		

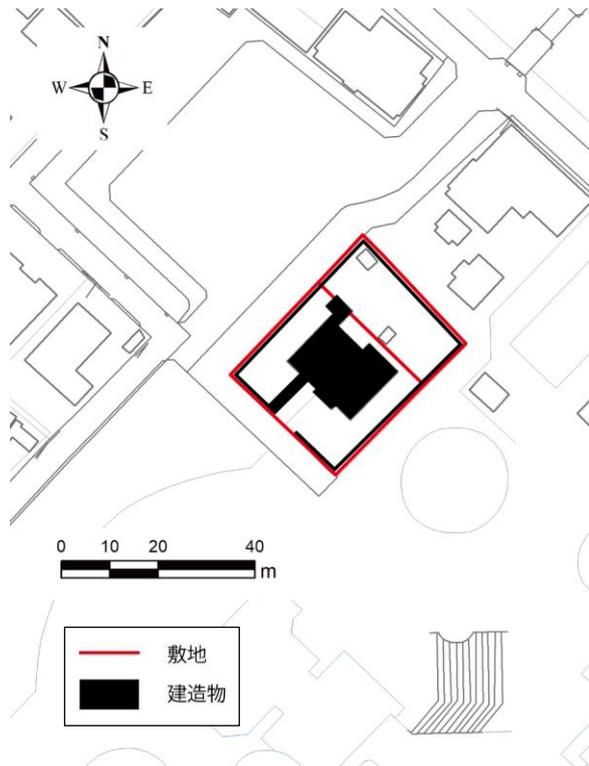
概要と価値

岩国藩士目加田家の住宅で、18世紀後半の入母屋造りの建築。岩国における中流武家の住居様式を伝えており、昭和49年（1974）には重要文化財に指定されている。

敷地は江戸時代からの屋敷割を残している。建物の屋根は軒丸瓦と軒平瓦を交互に葺く「本葺き」を簡略化した「二平葺き」と呼ばれる両袖瓦を利用した独特の葺き方が残る岩国の武家住宅の典型例でもある。また、内水が増した際の避難用の舟をくくる柱や2階建て構造などの特色も有しており、2階部分については正面の南側からは見えない屋根構造でもある。

岩国城下町における武家住居の様式を現代に伝える建造物である。

位置図



写真



旧目加田家住宅（南側）



旧目加田家住宅（北側）

No	Y-2	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	香川家長屋門		
所在地	横山二丁目		
所有者等	岩国市	各指定	県指定有形文化財
保存対象	・建築物の位置 ・建築物（長屋門）の外観		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		

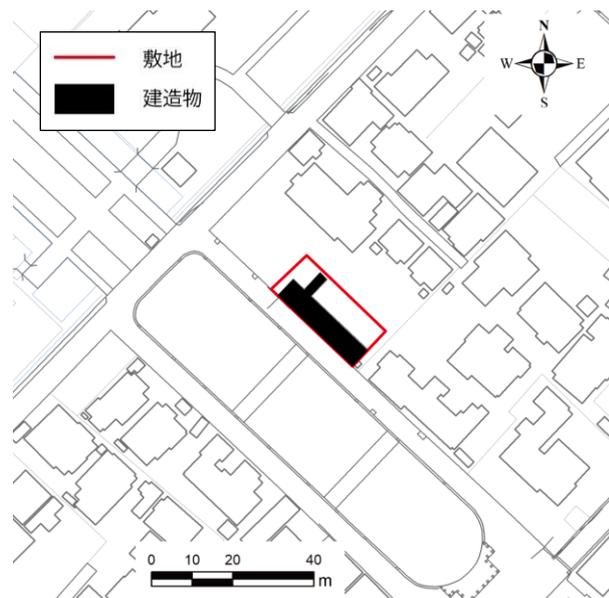
概要と価値

岩国藩の家老を務めた香川氏の表門で、17世紀後半の香川家当主香川正恒が建造したもの。昭和41年（1966）に県指定文化財に指定されている。門は家臣、使用人の部屋である長屋と門扉とを棟続きにした長屋門の型式を採る。建物は入母屋造りであり、屋根は（軒）丸瓦と（軒）平瓦を交互に葺く「本葺き」であり、上級武士の門としての風格を備えている。

また長屋門は香川家の敷地内で位置も外観の改変もなく、現在も岩国城下町に現存する最古級の建造物でもあり、そして錦帯橋の創建にも関わった大工棟梁であった大屋嘉左衛門によるものとも伝えられている。長屋門の基礎は石積によって嵩上げがなされており、浸水時への対応もなされている。

旧目加田家住宅とともに横山地区に残る武士住居の様式を伝える建築物である。

位置図



写真



長屋門全景



長屋門（正面）

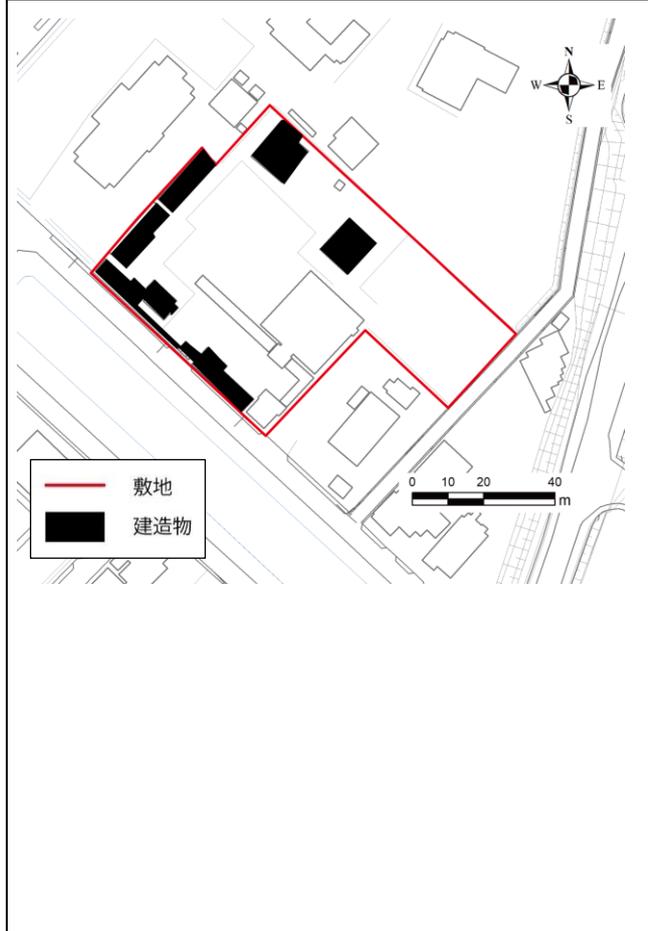
No	Y-3	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	吉川史料館		
所在地	横山二丁目		
所有者等	財団法人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物（長屋・門・蔵）の外観	各指定	市指定有形文化財
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		

概要と価値

寛政5年（1793）に7代藩主吉川経倫の隠居所である昌明館（昌明御殿）として建造され、経倫死後は8代藩主経忠の夫人喬松院が居住した。明治には吉川家の家職を司る用達所がおかれるなど、吉川家による土地利用が続いている。

18世紀末の昌明館としての建物は長屋2棟と門が残存しており、「昌明館付属屋及び門」として市の文化財指定を受けている。付属屋である長屋は入母屋造りの建物で、石積の基礎を有しており、浸水に対する造りとなっている。敷地の多くは吉川史料館として利用されており、旧岩国藩主吉川家が所有する歴史資料等を収蔵・展示している。この吉川史料館の資料を保管する収蔵庫は切妻造の土蔵で、近世の建物と同じく浸水に対応するため石積による嵩上げがなされている。

位置図	写真
------------	-----------



長屋及び門



蔵

No	Y-4	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	岩国徴古館		
所在地	横山二丁目		
所有者等	岩国市	各指定	国登録有形文化財
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 		

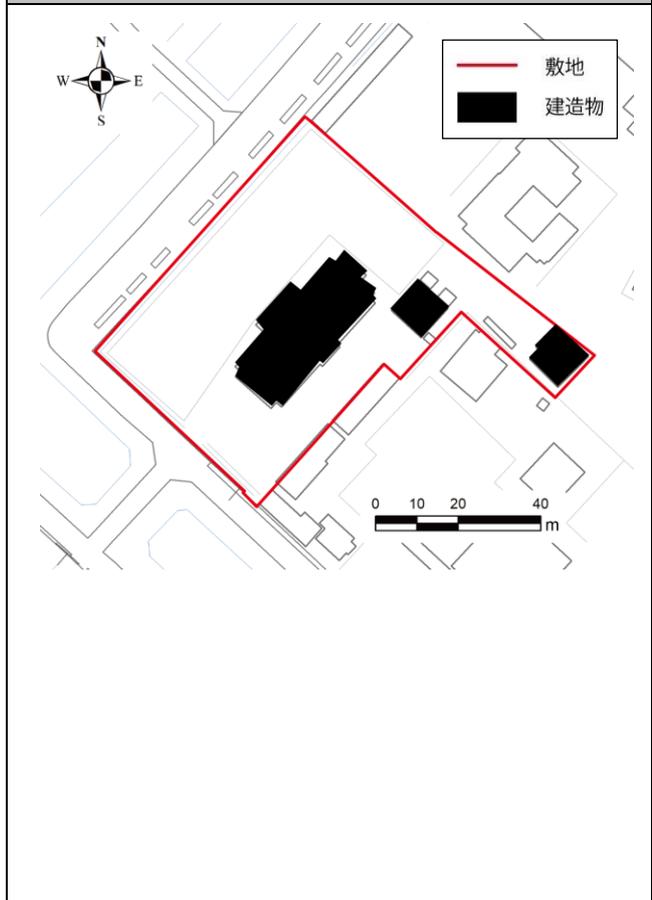
概要と価値

旧藩主家である吉川家によって美術工芸品や歴史資料を展示保管する博物館として昭和17年(1942)9月着工、昭和20年(1945)3月竣工した。岩国中学校出身の佐藤武夫が設計者で、太平洋戦争中の資材不足の中、屋根は煉瓦造り寄棟瓦葺きで外壁には鈹滓タイルを使用している。ドイツ古典主義の影響がみられる意匠は正面の列柱や内部の柱に特色がある。昭和26年(1951)に岩国市に寄贈され、現在は岩国市立博物館「岩国徴古館」として使用されており、藩政史料等、岩国の歴史に関する資料の保管・展示・研究する役割を担っている。平成10年(1998)に岩国市最初の国登録有形文化財に登録されている。

近世の武家屋敷や藩政機関の建物による土地利用から近代以降、文教施設や公園としての土地利用が進んだ横山地区のあり方を示す建築物である。

また、史資料の保管のために二つの収蔵庫を有している。第一収蔵庫は、昭和19年(1944)に現在地に移築されたもので、第二収蔵庫は、明治24年(1891)に現在地に建築された。ともに木造2階建、切妻造、棧瓦葺で、石積み三段の背の高い基礎は、錦川の氾濫や湿気に備えたものとなっている。平成19年(2007)、国登録有形文化財に登録されている。

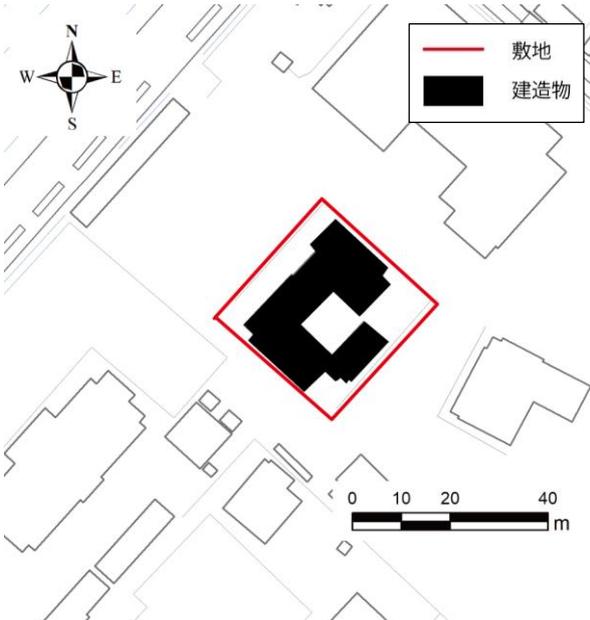
位置図	写真
-----	----



岩国徴古館（正面）



岩国徴古館第一収蔵庫

No	Y-5	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	旧吉川家岩国事務所		
所在地	横山二丁目		
所有者等	岩国市		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 	各指定	県指定有形文化財
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 		
概要と価値			
<p>昭和6年（1931）に旧藩主である吉川家の岩国事務所として建設された。この岩国事務所は吉川家の家職の事務を司る「用達所」を改称したもので岩国での吉川家の土地や小作の管理を行った。その後、昭和45年（1970）頃から平成20年（2008）までは「岩国市青年の家」として使用された。現在は岩国徴古館の付属施設として利用されている。</p> <p>建物は事務室棟と倉庫、便所を設けており、事務室棟は平屋建てと2階建てをL字形に配しており、土蔵造の倉庫と便所を後方に配している。</p> <p>この事務所の設計は当時の吉川家当主吉川元光と関わりがあった堀口捨己によるもので堀口は元光の別荘であった聴禽寮なども設計している。近代以降の旧藩主家と岩国との関わりを伝える建造物である。</p>			
位置図		写真	
		 <p>旧岩国吉川家事務所外観</p>	

No	Y-6	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	岩国高校記念館		
所在地	横山二丁目		
所有者等	岩国市		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 		

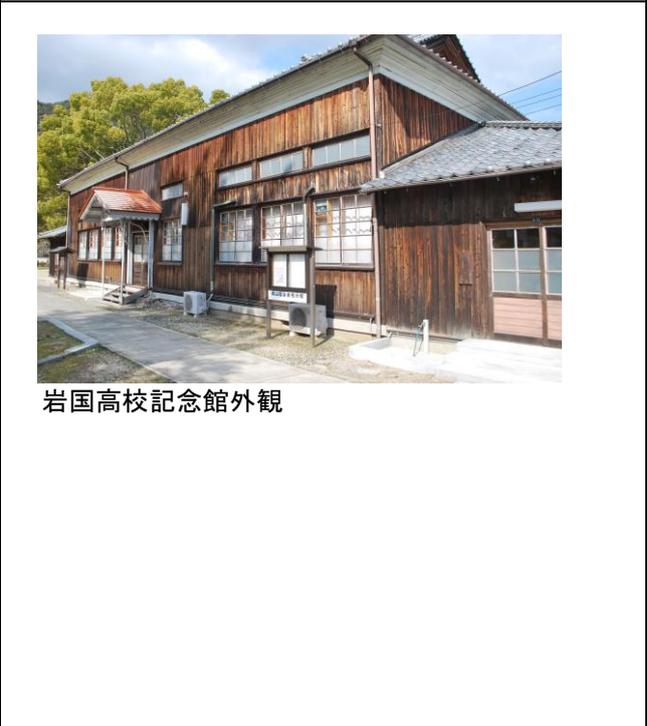
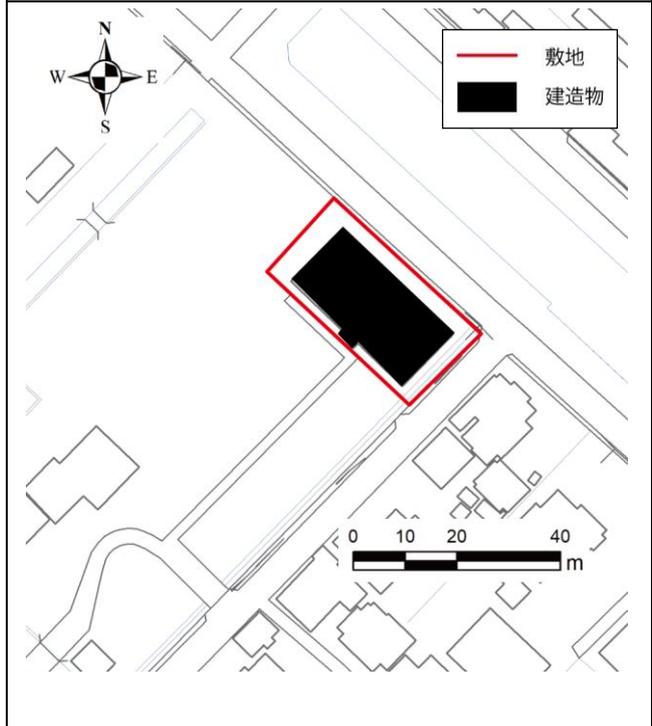
概要と価値

近世は武家屋敷であった場所に、大正5年（1916）、旧制岩国中学校の同窓生によって武道場として建てられた。昭和40年（1965）から旧制岩国中学校を継承した岩国高校の川西への移転に際して現地に保存されることとなり、内部の補修及び改修が行われ、昭和45年（1970）から「岩国高校記念館」、「横山自治会館」として利用されている。同校が川西に移転した後、用地は公園（吉香公園）となっている。

建物は入母屋造で屋根は棧瓦で葺かれているが、外観に洋風の意匠を取り入れ和洋折衷となっている。

この建物は近代以降横山地区に置かれた教育施設の在り方を伝える要素である。なお、現在は、「横山自治会館」として各種行事に利用されている。

位置図 写真



No	Y-7	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	M家住宅		
所在地	横山一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>横山地区旭町に位置する建物。旭町（元々は「川原町」。大正15年（1926）に改称）は、かつては土手の外側（川側）に位置しており、藩主や重臣達の屋敷地が置かれた横山地区において、唯一の町人地として整備された場所であった。平入屋根の町家であり、外観は1階部分に格子を設けている。また、錦川が増水の折には、建物まで水が上がるがあったため、家財道具を小屋裏に上げる空間が設けられていた。</p> <p>この旭町の建物群は、錦川河川改良工事（昭和7～13（1932～36）年度）に伴い、昭和11（1936）年度に新たな堤防の上に曳家された。M家住宅もこうした旭町での水とつきあう暮らしを顕著に表している建物の一つであり、横山地区における暮らし方を現在に伝えている。</p>			
位置図		写真	

No	Y-8	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	H家住宅		
所在地	横山一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>横山地区旭町に位置する建物で、明治又は大正期の建物と推察され、かつては指物屋が営まれていたとされる。</p> <p>旭町（元々は「川原町」。大正15年（1926）に改称）は、かつては土手の外側（川側）に位置しており、藩主や重臣達の屋敷地が置かれた横山地区において、唯一の町人地として整備された場所であった。平入屋根の町家であり、外観は1階部分に格子を設けている。また、錦川が増水の折には、建物まで水が上がるがあったため、家財道具を小屋裏に上げる空間が設けられていた。</p> <p>この旭町の建物群は、錦川河川改良工事（昭和7～13（1932～36）年度）に伴い、昭和11（1936）年度に新たな堤防の上に曳家された。H家住宅もこうした旭町での水とつきあう暮らしを顕著に表している建物の一つであり、横山地区における暮らし方を現在に伝えている。</p>			
位置図		写真	

No	Y-9	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	T家住宅		
所在地	横山一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>横山地区旭町に位置する建物で、明治又は大正期の建物と推察され、かつては染物屋が営まれていたとされる。</p> <p>旭町（元々は「川原町」。大正15年（1926）に改称）は、かつては土手の外側（川側）に位置しており、藩主や重臣達の屋敷地が置かれた横山地区において、唯一の町人地として整備された場所であった。平入屋根の町家であり、外観は1階部分に格子を設けている。また、錦川が増水の折には、建物まで水が上がるがあったため、家財道具を小屋裏に上げる空間が設けられていた。</p> <p>この旭町の建物群は、錦川河川改良工事（昭和7～13（1932～36）年度）に伴い、昭和11（1936）年度に新たな堤防の上に曳家された。T家住宅もこうした旭町での水とつきあう暮らしを顕著に表している建物の一つであり、横山地区における暮らし方を現在に伝えている。</p>			
位置図		写真	

No	Y-10	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	御土居及び吉香神社		
所在地	横山二丁目		
所有者等	宗教法人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・工作物の形態意匠 ・石造物 ・遺構（石垣・礎石・堀） 	各指定	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定重要文化財（吉香神社） ・国登録有形文化財（錦雲閣）
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・石造物の移設及び除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外観の変更 ・遺構の改変 ・土地の掘削 	

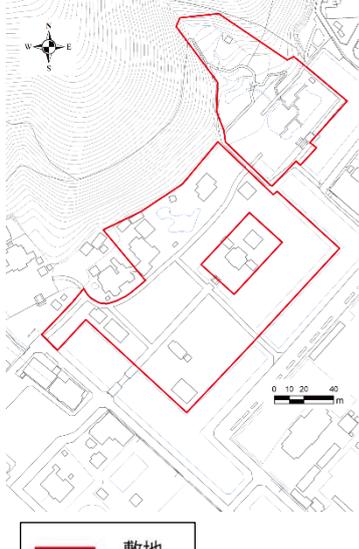
概要と価値

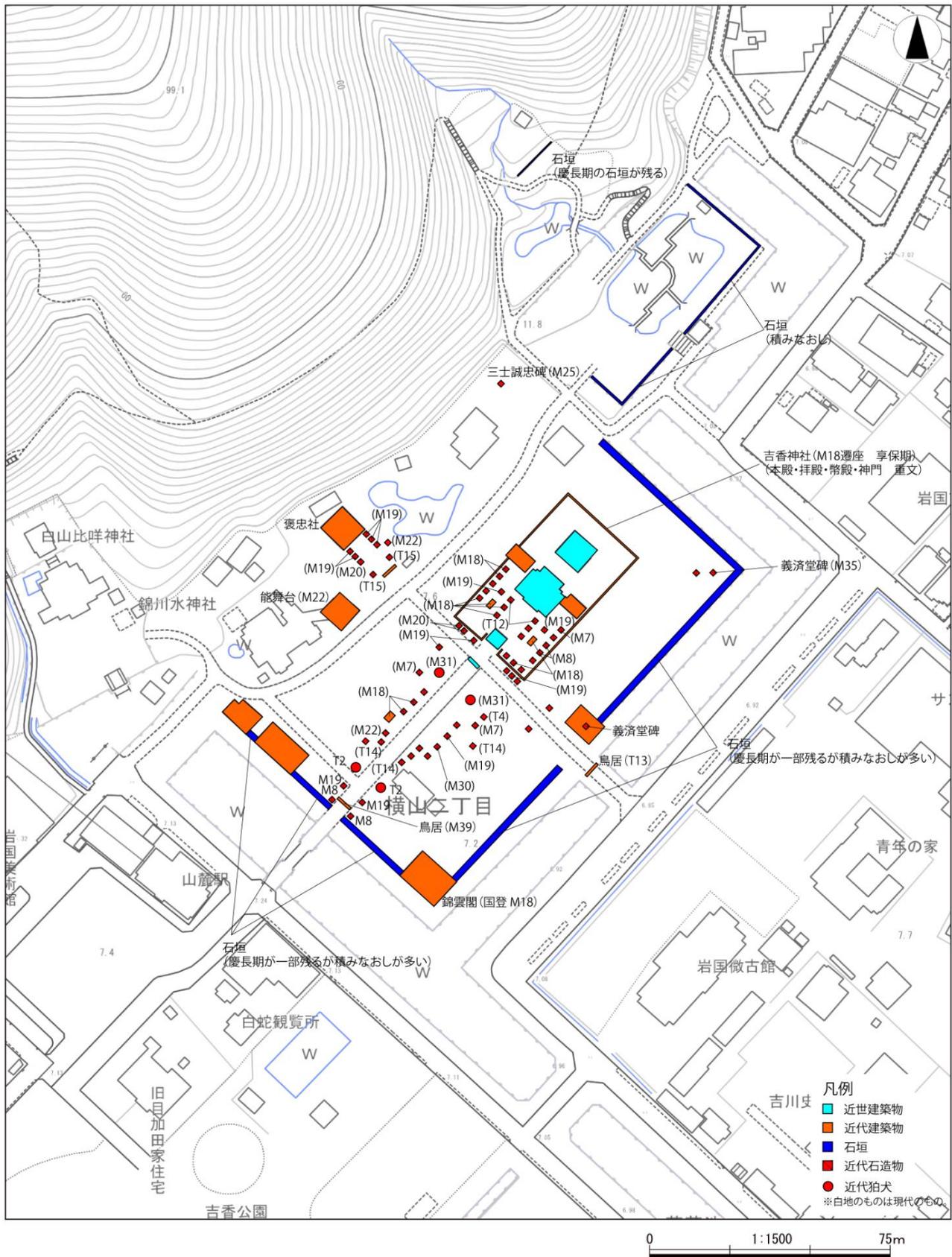
御土居は、山頂部の山城、外郭となる錦川右岸の土手とともに岩国城跡の総構えの一角として山麓部の居館として吉川広家により築かれた。山城部分は元和及び寛永の一国一城令で破却されたが、藩主の居住と統治機能の場として明治4年（1871）の廃藩置県まで利用され続けてきた。近代になると岩国における行政と吉川家の家政の場が居館の外になると、吉香神社の遷座や公園の整備が進み、現在に至っている。また、居館を圍繞する石垣は積みなおしも見られるが、吉川広家が築いた慶長期の石垣も一部残っており、城の様相も色濃く残している。区域内には、吉香神社の絵馬堂として建てられた錦雲閣などが位置する。

吉香神社は、元々は享保13年（1728）に白山宮（白山比咩神社）境内に造営されたもので、吉川興経をまつる霊社を新庄（広島県北広島町）より勧請した。その後、本殿、拝殿、神門を明治18年（1885）に現在地である御土居（御館）の跡地に移築し、新たに塀や建物を付して整備したものである。以降は吉川家歴代を祀る神社として、現在も多くの参拝者が訪れる。建物は、本殿が切石積みの基壇に建つ三間社流造で正面に軒唐破風、千鳥破風を付し、拝殿は入母屋造妻入りの母屋の両側面に庇を付して背面に幣殿を張り出している。神門は左右に脇門付き袖塀をもつ四脚門である。これらは18世紀初期の社殿建築の代表例として国の重要文化財に指定されている。

石造物は、現境内地に遷座した明治18年（1885）以降に建てられた石灯笼や狛犬が多く、旧藩主家や旧家臣の子孫達が奉納したものが多く、岩国側の町衆による奉納狛犬なども確認出来、近代都市としての横山地区、岩国地区のつながりも伺うことが出来る。山頂部の山城、外郭となる錦川右岸の土手とともに岩国城跡の総構えの一角として山麓部の居館として吉川広家に築かれたのが御土居である。山城部分は元和及び寛永の一国一城令で破却されたが、藩主の居住と統治機能の場として明治4年（1871）の廃藩置県まで利用され続けてきた。近代になると岩国における行政と吉川家の家政の場が居館の外になると、吉香神社の遷座や公園の整備が進み、現在に至っている。

また、居館を圍繞する石垣は積みなおしも見られるが、吉川広家が築いた慶長期の石垣も一部残っており、城の様相も色濃く残している。

位置図	写真	
 <p>(詳細図は次頁参照)</p>	 <p>御土居の石垣</p>	 <p>吉香神社拝殿</p>
	 <p>錦雲閣</p>	



■NO. Y-10 御土居及び吉香神社の各要素の位置 (詳細図)

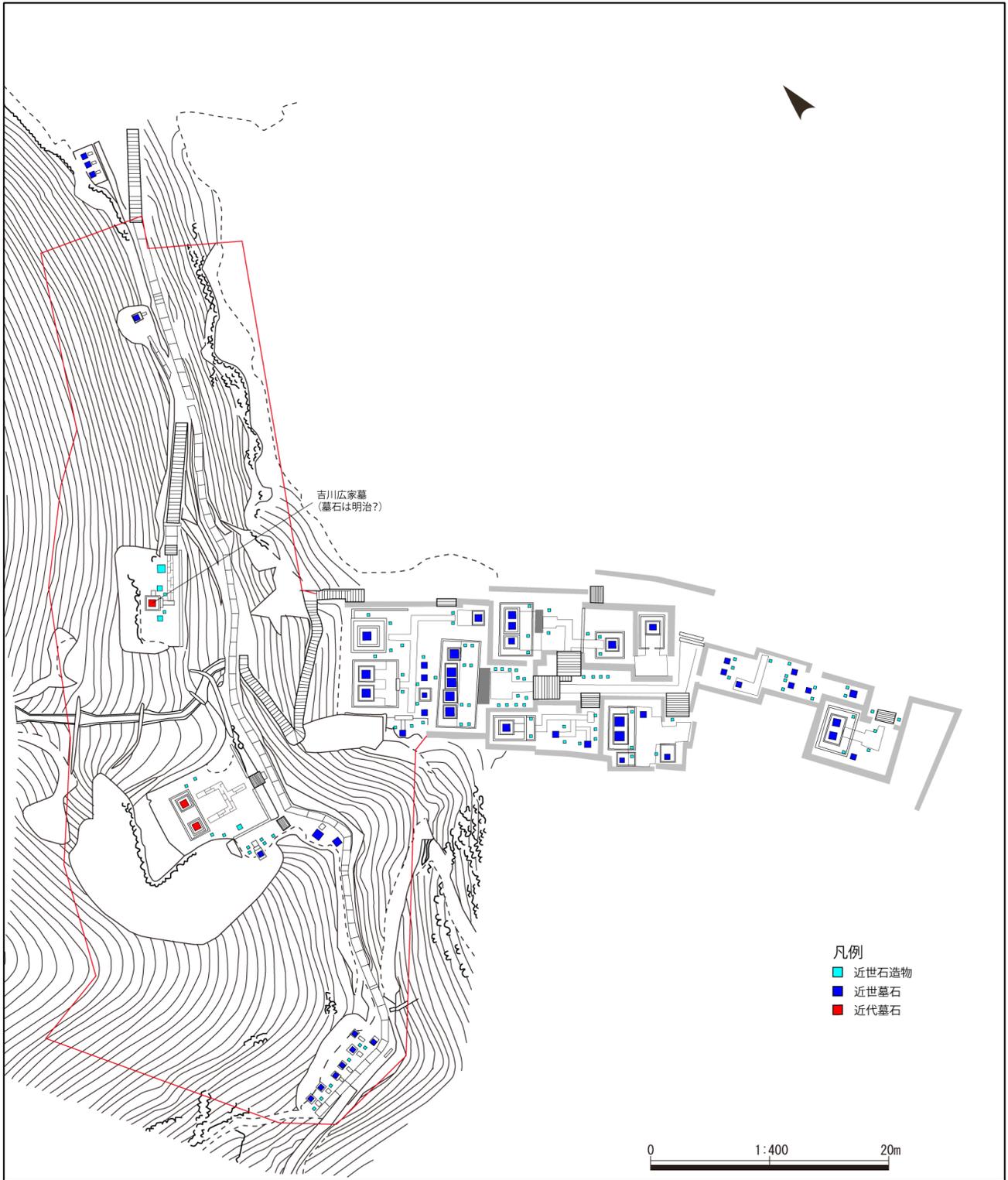
No	Y-11	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	岩国吉川家墓所		
所在地	横山一丁目		
所有者等	岩国市		
保存対象	・工作物（塀、墓石、灯籠、石囲み、門）	各指定	・県指定史跡
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・工作物の外観の変更		

概要と価値

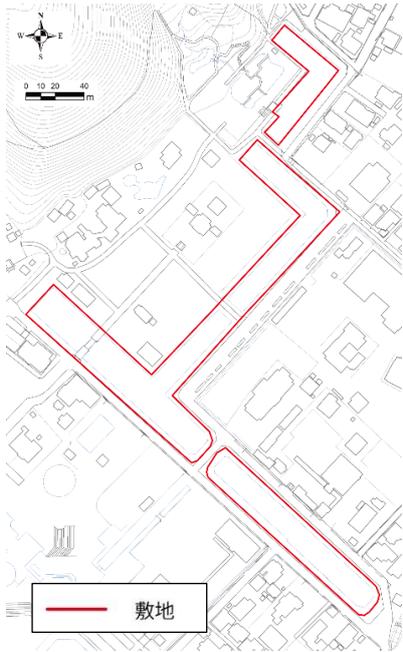
岩国を領有した岩国吉川家初代広家から 12 代経幹まで（6代経永を除く）の藩主及びその一族の墓所で、五輪塔を墓石としたものが多く、また藩主及び御台所（藩主の正室）のは巨大であり、大名墓としての風格を備えている。また、墓域を白壁で囲繞しながら幕末まで墓所の造営が継続され墓域を拡大されてきた。墓域内には墓以外にも区画のための白壁や石囲いや門、藩士が寄進した石灯籠もあり、墓所としての格式を高めている。周辺の吉川家の菩提寺である洞泉寺や、大内氏ゆかりの永興寺等の寺院群とともに、城下町南側を奥つ城としての空間を形成し、横山側における都市空間を形成している。

位置図	写真
------------	-----------





■NO. Y-11 岩国吉川家墓所の各要素の位置 (詳細図)

No	Y-12	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	掘割		
所在地	横山一丁目、横山二丁目		
所有者等	岩国市	各指定	
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・遺構（堀） 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・土地の掘削 		
概要と価値			
<p>掘割は居館である御土居の堀として造られたもので、こうした堀は水を張ったものが各地で見られるが御土居は築造当初より、内水氾濫に対応するために空堀となっており、このように防御と治水を兼ねていることが掘割の特色である。現在は水をたたえた箇所と菖蒲園として利用されている箇所がある。</p> <p>水路とともに横山側の内水氾濫のリスクを軽減する役割をもち、水との付き合いかたを示している。横山地区における内水対策の在り方を今に伝えるとともに、横山地区側の城下町を形成する要素である。</p>			
位置図		写真	
			

No	Y-13	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	水路		
所在地	横山一丁目		
所有者等	岩国市		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 水路の位置 水路の幅 石積の擁壁 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 水路の位置の変更 水路の幅員、深度の変更 石積の形状の変更 開渠状態の変更 		
概要と価値			
<p>錦川を外堀として、防御のための外郭線にもなった堤防は、錦川の氾濫を防ぐ役割を果たしていたが、城山と堤防に囲繞された横山地区は内水氾濫が生じることになり、その対策として錦川の下流側に設けられた芦堀へと排水出来るように水路が設けられ、幕末期の絵図にも図示されている。現在でも、石積の擁壁が残存している箇所があり、当時の排水施設の様子を伝えている。</p>			
位置図		写真	
			

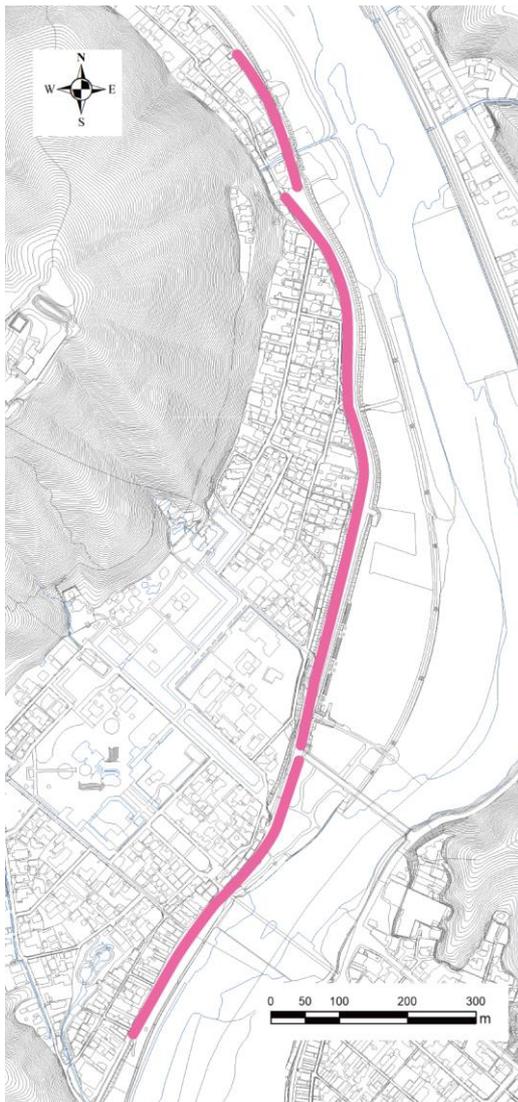
No	Y-14	特徴	③描かれる風景と物見の生業
名称	桜並木		
所在地	横山地区内		
所有者等	岩国市	各指定	
保存対象	・桜が連続する空間		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・樹木（桜）の伐根、移植等		

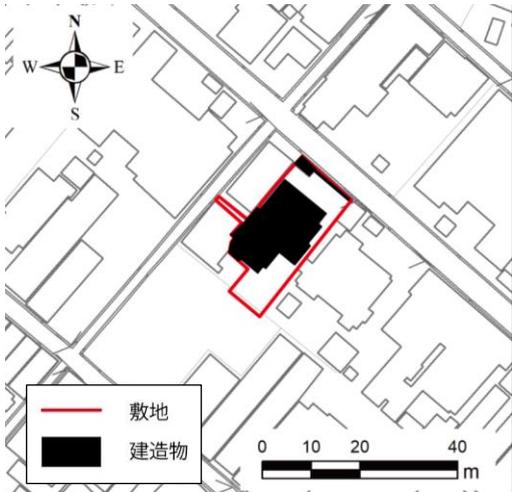
概要と価値

桜は和歌などの題材になるなど古くから愛でられる花であった。近世の岩国においても御土居や寺院にあった桜は、藩主をはじめ家臣達、武士階級にも愛でられていた。

近代になると、明治19年（1886）には旧藩主家である吉川家から贈られた200本の堅皮吉野桜が吉香神社などに植えられ、明治43年（1910）には岩国保勝会から贈られた1,000本の苗木が土手沿いに植えられるなど、かつての城下では桜の植樹が進んだ。以降、錦川右岸の河原や土手、御土居周辺などは山口県内でも有数の桜の名所となっており、平成2年（1990）には、日本さくら名所100選に「吉香公園・錦帯橋」として選定されるなど、近代以降における人々の往来を作り出す要素ともなっている。

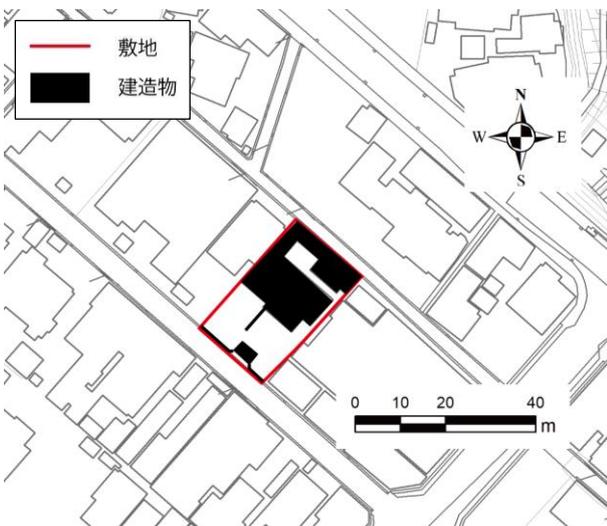
位置図	写真
------------	-----------



No	I-1	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	S家住宅・門・塀		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・工作物（門塀）の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・工作物の位置の変更 ・工作物の外観の変更 ・屋根の形態、庭園樹木の伐採 		
概要と価値			
<p>江戸時代の岩国藩士二宮家の屋敷地とされ、現在も住宅として利用されている。</p> <p>近世の主要街路である大明小路に沿って薬医門、塀を携えた武家住宅の屋敷構えで、庭園の奥に切妻屋根の主屋が建つ。主屋は、大明小路側に2階窓を有するなど構造の点から町家を移築したと推測されるが、そのまま利用するのではなく玄関に式台を設けるなど、武家住宅の様式に改めた箇所もある。</p> <p>大明小路から門と塀越しに大きな瓦屋根と庭園の植木が垣間見える様は、武家地由来の屋敷構えを継承している。</p>			
位置図		写真	
			

No	I-2	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	A家住宅・門・塀		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・工作物（門塀）の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・工作物の位置の変更 ・工作物の外観の変更 ・屋根の形態、庭園樹木の伐採 		
概要と価値			
<p>江戸時代から岩国藩士朝枝家の屋敷であり、建築年代は明確でないが、江戸後期の武家住宅の姿をよく伝えている。</p> <p>近世の主要街路である大明小路に沿って薬医門、塀を携えた武家住宅の屋敷構えで、庭園の奥に入母屋屋根の主屋が建つ。主屋は一時期医院として利用されたこと等に伴い、内部の改装が見られる。建物の裏側に2階を設け、表側は1階まで屋根を葺下ろしているため、非常に大きく見える屋根が象徴的である。これは、横山地区の旧目加田家住宅（重要文化財）と同一の形式であり、岩国の特徴を有している建物と言える。</p> <p>大明小路から門と塀越しに大きな瓦屋根と庭園の植木が垣間見える様は、武家地由来の屋敷構えを継承している。</p>			
位置図		写真	

No	I-3	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	Y家門・塀		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物（門塀）の位置 ・工作物（門塀）の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の位置の変更 ・工作物の外観の変更 ・屋根の形態、庭園樹木の伐採 		
概要と価値			
<p>江戸時代は岩国藩士福原家の屋敷であった。</p> <p>近世の主要街路である大明小路に沿って薬医門、塀を携えている。これらの建築年代は不詳であるが、塀には両袖瓦を用いた二平葺きがなされており、岩国特有の瓦を用いた希少な建造物といえる。門塀の奥には庭園と住宅を有し、大明小路からは門塀を通してそれらを垣間見ることができる。</p> <p>岩国城下町における武家地の住宅の様子を伝える重要な要素である。</p>			
位置図		写真	

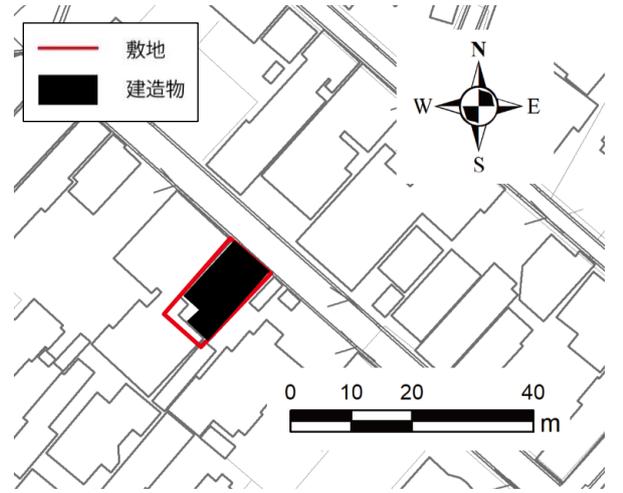
No	I-4	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	F 家住宅・門・塀		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・工作物（門塀）の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・工作物の位置の変更 ・工作物の外観の変更 ・屋根の形態、庭園樹木の伐採 		
概要と価値			
<p>元々は岩国藩士広瀬家の屋敷であり、現存する門の棟札に文政 13 年（1830）銘があり、主屋もその頃に建てられたと考えられる。主屋は戦前に一部改造が行われているが、構造としては武家住宅の特色を残しながら現在も住居として利用されている。</p> <p>近世の主要街路である大明小路に薬医門、塀を携えた武家住宅の屋敷構えで、庭園の奥に入母屋屋根の主屋が建つ。主屋に後年に増築された洋館部分には擬洋式が見られ、近世から近代を経た住居様式の変化が外観にも見られる。岩国城下町における武家地の住宅の様子を伝える重要な要素である。</p>			
位置図		写真	
			

No	I-5	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	細田写真館		
所在地	岩国二丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 		

概要と価値

昭和5年（1930）頃に建てられた木造2階建てで、外壁は人造石洗い出しに目地を入れ石造に似せた建物である。近代に建てられた各地の写真館と同じくファサードの意匠を重視した擬洋風のいわゆる看板建築物である。近世都市から商業都市へと近代化していく城下町の変化、そして近代化された大明小路の賑わいをうかがい知ることができる建物であり、またこの写真館は岩国地区での人々やその営みなどの数多くの記録を残してきた。南面の外観には、2階の撮影室に大量の自然光を取り入れるための明かり屋根が設置されており、それは表の擬洋風ファサードからはうかがい知られないよう工夫がされていて当時の建築技術の巧みさを示す。2階は現在も撮影スタジオとして使用されている。

建築物は近代都市の変化を示すものであり、商店としての間口の規模や近代の擬洋風建築の趣きを伝える外観を保存対象とする。

位置図	写真
	

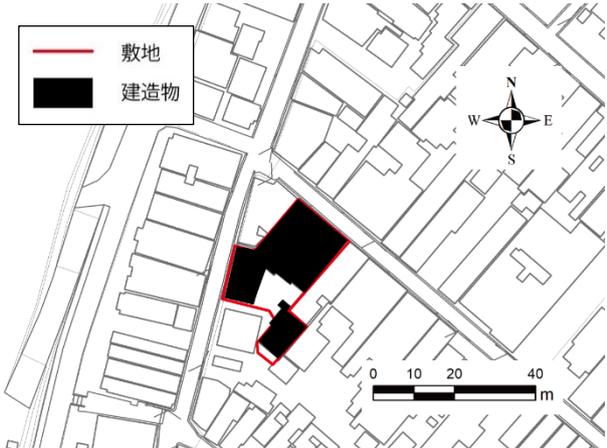
No	I-6	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	観光交流所 本家松がね (國安家住宅)		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	岩国市		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	・国登録有形文化財 ・景観重要建造物
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		

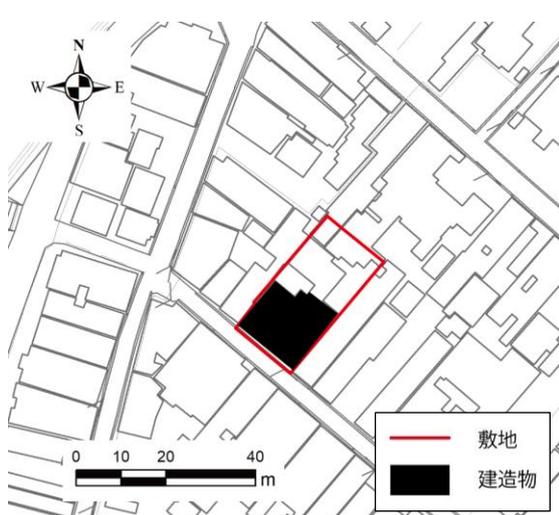
概要と価値

岩国の有力商家が集まる本町筋（玖珂町）に立地する元鬻付油製造販売業「松金屋」の主屋で、嘉永3年（1850）頃に建てられたもの。近世には往来者の泊まる大宿に指定されていた。昭和初期に國安家の所有となると、醤油醸造が営まれる。

平成12年（2000）には国の登録有形文化財となり、平成29年（2017）からは、地域の歴史や周辺の施設案内等を担う「観光交流所 本家松がね」として利用されている。

前面道路に面した建物配置、2階部分の虫小窓や正面の商家らしい大きな間口を有する外観を保存対象とする。

位置図	写真
	

No	I-7	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	M家住宅		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 		
概要と価値			
<p>岩国七町の中でも武家地横山に近い玖珂町に位置する。「玖珂町図面」（天保14年（1843））の記載と建物現況から、天保14年以前に千束屋助右衛門の居宅として建設されたものとされる。また、欄間の墨書から、建設時期は文政年間とも推察される。</p> <p>M家は、江戸後期から昭和戦前まで、錦川の川船による荒物の卸商を営んだ。上流の広瀬や六日市から米や紙を運んだ帰りの船を利用して、莫産（ごぞ）、たらい、農機具などの生活用品を販売する商いであった。「桝八」の屋号は荒物屋を始めた初代八兵衛（庄兵衛とも称す）に由来し、嘉永6年（1853）以前の創業であったとされる。終戦後に荒物屋を廃業し、建具職を営むなどされた。</p> <p>現在は続き間の座敷、2階、箱階段がそのまま残り、庭園や井戸も当時の様子を残している。また、通りに面するミセ部分は土間に改築されガレージや展示場として活用されている。表の柱にはぶちょうや大戸建具の痕跡がそのまま残り、またミセや仏間の痕跡もよく残っている。過去から現在までの建物の変遷がよく分かる。</p> <p>江戸時代において、玖珂町、柳井町にはかつて大店の町家が多く店を構えており、このM家は、その様子を伝える重要な構成要素である。</p>			
位置図		写真	
			

No	I-8	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	柳原喜輪商会		
所在地	岩国二丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・建築物の構成 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・建築物の構成の変更 		
概要と価値			
<p>岩国七町の米屋町（鍛冶屋町）に位置しており、昭和元年（1926）からは自転車販売を営んでいる。それ以前は大正初めから蓄音機の販売をしていた。建物の起源は大正初めと伝えられている。</p> <p>間口が狭く奥に長い屋敷割りの土地に建つ典型的な町家で、通りに面して平入りの2階建て、敷地の奥側には総2階建ての建物がある。2棟の間は池のある庭園があり、建物の行き来には渡り廊下が作られている。奥の総2階建ての1階は浴室や仏間などがあり、2階には床、床脇を備えた座敷があり「ヘヤニカイ」と呼んでいた。戦後に鍛冶屋町の商売が盛況な頃は、芸妓を呼び同業者で座敷遊びをしていた。</p> <p>現在の建物正面には自転車販売の看板が前面に取り付けられ建物本体は見えない様になっている。</p> <p>岩国七町には間口の狭い敷地が数多く存在する。江戸時代から現在まで、事業者が入れ替わりながらも営みが継続してきたことが、岩国城下町の活力を支えてきたと言える。</p>			
位置図		写真	

No	I-9	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	うまもん		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	法人		
保存対象	・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・ 建築物の位置の変更 ・ 建築物の外観の変更		

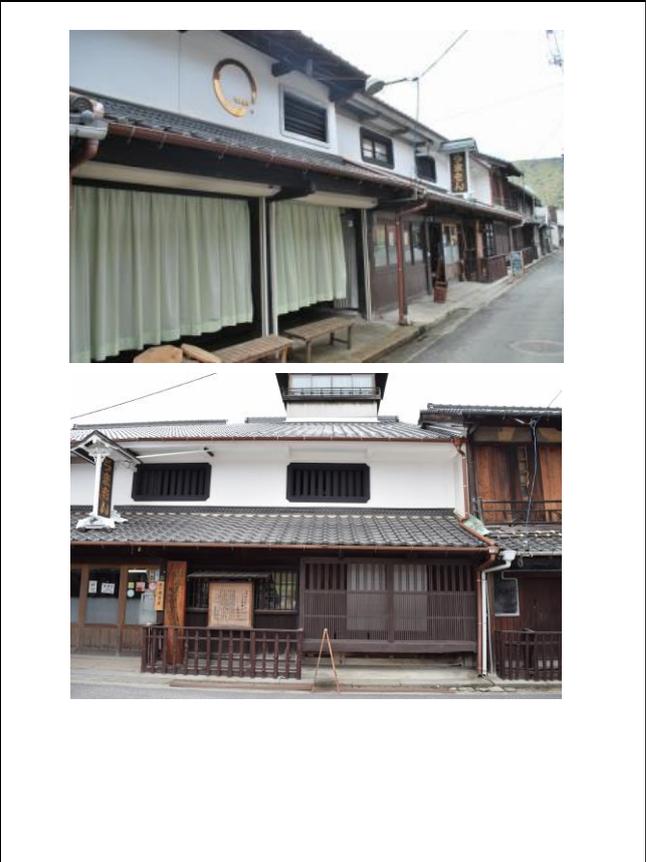
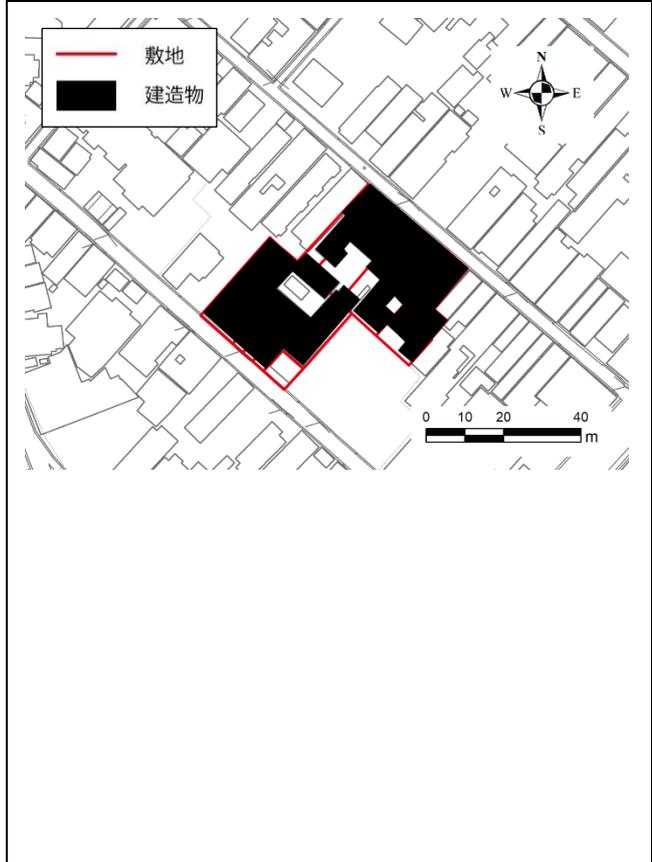
概要と価値

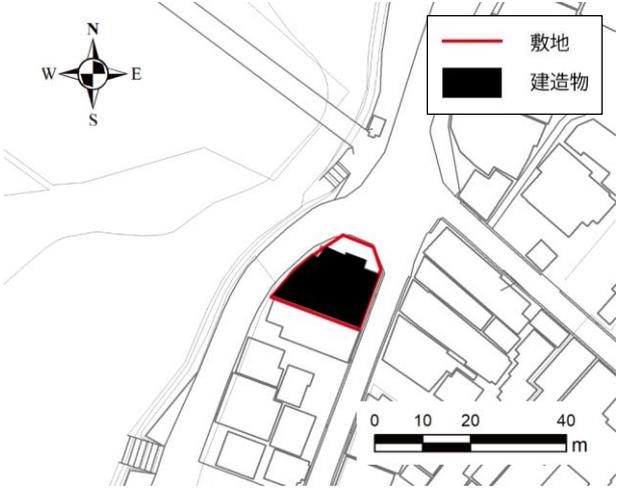
魚町に建つ建物で、享保年間（1716～36）に伊予から移住してきた八百屋家が代々醤油業を営んできた後、現在は、明治初期に建てられた建物をそのまま利用し、漬物を中心とした食品製造販売を営む。

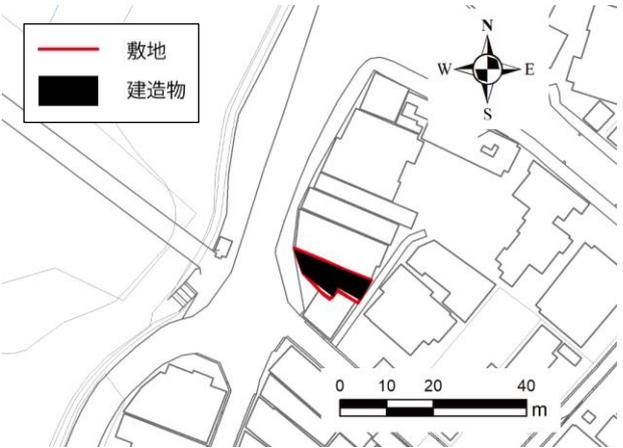
前面道路に面した建物配置で、天保年間の絵図で確認できる間口規模を継承している。建物は明治初期の建物で切妻造、平入、棧瓦葺の中二階建て、大正時代の改築の際に展望用に設けられた3階が付されている。外観では屋根の棟高が異なる3、4軒の町家が並んでいるように見えるが、内部は一体の建物である。1階部分は土間の全面開口、ガラス戸、出格子、格子戸、両開きの木門、と多様な様式で構成され、魚町筋らしい賑わいを演出している。岩国七町における商家の建物利用が変化してきた様、生業の在り方を示す要素である。

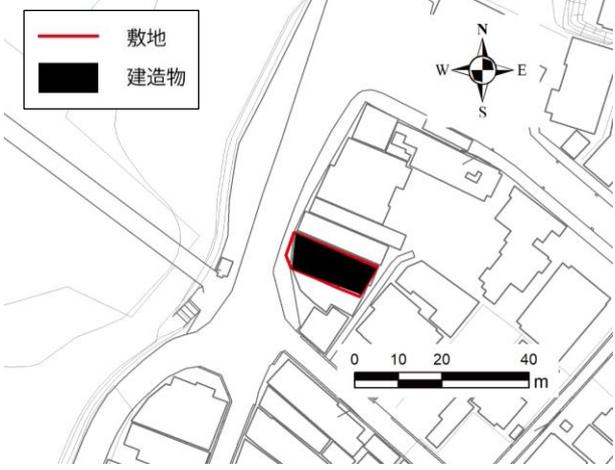
近世の商家の様式を受け継いだ明治期の和風建築の外観および、大正期に望楼として増築された3階部分の近代的要素を含めた外観を保存対象とする。

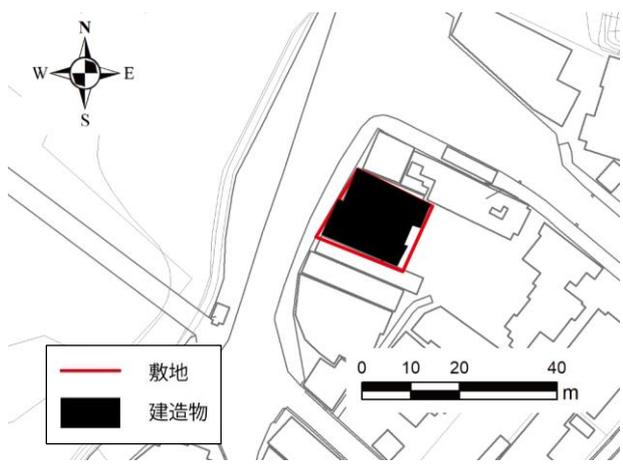
位置図 **写真**



No	I-10	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	白為旅館		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>錦帯橋の袂で旅館業を営む大正13年(1924)建築の木造3階建ての建物で、ナカドテとカワドテとの分岐点に位置する。戦後まもなく、現位置よりも少しだけ錦帯橋寄りであったものを道路整備等に伴い、曳屋によって現在地に立地する。もともとナカドテの懸作りだった空間を曳家の際にコンクリート造の地下階に改造して、現在も有効に利用している。</p> <p>錦帯橋側に正面を向いており、棧瓦葺き入母屋屋根の特徴的な外観はこの限界でアイストップ的な役割を担っている。2階と3階は錦川を眺める居室や座敷となっており、それが建物の外観となって表れている。建てられた当初から2、3階は旅館の座敷で、橋を眺める機能とそれが分かる外観の立ち姿は現在も変わらない。</p> <p>近世には錦帯橋を描いた刷り物等のなかに描かれ、近代以降は錦帯橋を見る物見と宿泊、飲食などの営みの場としての機能も有している。</p>			
位置図		写真	
			

No	I-11	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	おみやげ処 あきもと		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・ 建築物の位置の変更 ・ 建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>錦帯橋の目元にある木造2階建ての建物。土手下に向けて造られた2棟からなり、高低差を活かした建物利用がなされている。堤防に面する店舗部分は明治期の建物とされており、昭和初期から商店や土産物屋が営まれてきた。土手に懸る構造で地下空間を有している。奥の棟は住居であり、表からは見えない。</p> <p>通りの突端にあるため変形だが、もとは入母屋屋根で平入の間口を店とする町家の構成である。増改築を経て現在の特徴ある外観になった。1階は大きな開口部を有し、2階は錦川を眺めることができる腰窓が設けられている。</p> <p>錦帯橋とともに刷り物等に描かれてきた橋本町の建物は、錦帯橋及び周辺と一体となった風景を構成している。近世には錦帯橋を描いた刷り物等の構図のなかに橋本町の建物は描かれ、近代以降は錦帯橋を見る物見と宿泊、飲食などの営みの場としての機能も有している。</p>			
位置図		写真	
			

No	I-12	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	しろたい食堂		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>堤防（土手）でもある錦川沿いの道路に面する、木造2階建ての建物。土手下に向けて造られた2棟からなり、高低差を活かした建物利用がなされている。大正頃は旅館、その後食堂や旅館を経て、現在は食事処を営む。ナカドテに懸る構造で地下空間を有している。</p> <p>錦川沿いの道路に面した建物配置となっている。食事処として使用する1階は間口に沿って大きな開口部を有しており、2階の錦川に面する部分には外部を十分に楽しめる腰窓が設けられている。道路沿いの棟は切妻屋根（平入）である。</p> <p>錦帯橋とともに刷り物等に描かれてきた橋本町の建物は、錦帯橋及び周辺と一体となった風景を構成している。近世には錦帯橋を描いた刷り物等の構図のなかに橋本町の建物は描かれ、近代以降は錦帯橋を見る物見と宿泊、飲食などの営みの場としての機能も有している。</p>			
位置図		写真	
			

No	I-13	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町 ③描かれる風景と物見の生業
名称	海部屋		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	・建築物の位置 ・建築物の外観	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更		
概要と価値			
<p>錦川を向いた木造3階建ての造りで、昭和17年（1942）頃は旅館、昭和42年（1967）頃は土産物屋として利用され、現在に至っている。隣接する錦帯館の同じく、物見を意識した建物といえる。また屋根は観光地らしく変則的な形状で面白い。1階が土間の開口、2、3階が川を眺めるための窓を有する構成の外観は、橋本町が近代から現在にかけて担ってきた観光のあり様を十分に表現している。</p> <p>近世には錦帯橋を描いた刷り物等の構図のなかに橋本町の建物は描かれ、近代以降は錦帯橋を見る物見と宿泊、飲食などの営みの場としての機能も有している。錦帯橋をやや見下ろす高さである3階と大きな窓の外観によって、名勝範囲と横山側を見渡す景観を作り出しており、外観と部屋の機能について、文化的景観の特徴を考える上で重要である。</p>			
位置図		写真	
 <p>The map shows the location of the building (black square) and its plot (red line) within the surrounding urban layout. A compass rose indicates North (N), South (S), East (E), and West (W). A scale bar shows 0, 10, 20, and 40 meters.</p>		 <p>The photograph shows the building from a street-level perspective. It is a three-story traditional Japanese building with a dark roof and a prominent window on the second floor. A green awning covers the entrance area.</p>	

No	I-14	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	M家住宅		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・ナカドテの痕跡 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・土地の掘削、盛土、切土 ・建築物の構成 		

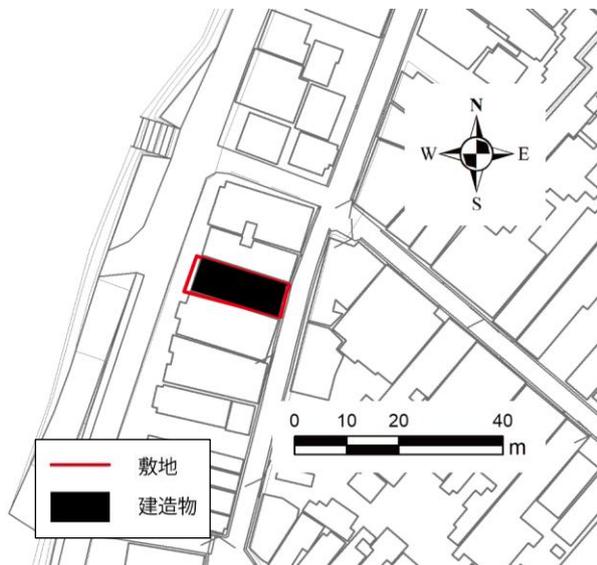
概要と価値

この住宅のかつての家主である大工職人は、錦帯橋の修理、当家を始めとする多くの建物の修理、改築に携わってきた。

間口は、元々は左側9尺幅、右側2間幅の2軒分で、いずれも松金屋（玖珂町）の別宅であった。現在は、左右2棟の間の壁を抜き1棟として使われている。ナカドテ側は平入り町家の造りであり、ナカドテ側の建物からカワドテ側にかけて大屋根（切妻屋根）がかけられている。かつてはナカドテ側に懸作りの建物、カワドテ側に平場建ての建物の前後2棟構成であったが、当主の大工仕事によって少しずつ改築されて現在の姿になった。一部で3階の部屋が増築されている。ナカドテ側の1階土間部分はガレージとしても使用されており、地下にはナカドテの石垣が残る。カワドテ側の2階には、錦川を眺める部屋とバルコニーが設けられており、川を眺める暮らしが受け継がれている。

土手町は錦川左岸の土手に形成された町で、慶安2年（1649）に町部として公認された。町と川とを繋ぐ位置にある土手町において典型的な前後2棟構成の痕跡が残っており、土手を利用した住まいの起源と、それを活かし増改築しながら現在の暮らしに適合させてきたことを示す建物である。

位置図



写真



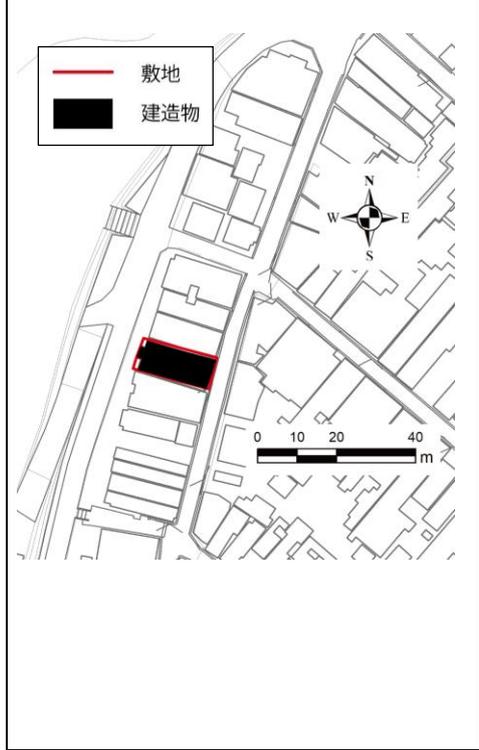
No	I-15	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	S家住宅		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・ナカドテの痕跡 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・土地の掘削、盛土、切土 ・建築物の構成 		

概要と価値

ナカドテ側は平入り町家の造りであり、ナカドテ側の建物からカワドテ側の建物にかけて大屋根（切妻屋根）がかけられている。構造的にはナカドテ側の懸作りの建物、カワドテ側の平場建ての建物の前後2棟から成り立ち、その痕跡が段差や天窓の構造に残っている。ナカドテ側の1階土間部分は、洋裁の作業場として使用されており、地下にはナカドテの石垣が残る。川側の2階には、錦川を眺める部屋とバルコニーが設けられており、川を眺める暮らしが受け継がれている。

土手町は錦川左岸の土手に形成された町で、慶安2年（1649）に町部として公認された。町と川とを繋ぐ位置にある土手町において、昭和の堤防が整備される以前の町と川との関わりを伝える建物である。土手町における住居建築の典型である前後2棟で構成されており、土手を利用した住まいのあり方を現在に伝えている。

位置図 **写真**



No	I-16	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	Y家住宅		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人	各指定	
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・ナカドテの痕跡 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・土地の掘削、盛土、切土 ・建築物の構成 		

概要と価値

もやい壁を共有する左右2棟が現存しており、それぞれ地下空間及びナカドテの石垣が残る。ナカドテ側は平入り町家の造りであり、ナカドテ側の建物からカワドテ側の建物にかけて大屋根（切妻屋根）がかけられている。構造的にはナカドテ側の懸作りの建物、カワドテ側の平場建ての建物の前後2棟から成り立ち、その痕跡が段差の構造に残っている。川側の2階には、錦川を眺める部屋が設けられており、川を眺める暮らしが受け継がれている。

土手町は錦川左岸の土手に形成された町で、慶安2年（1649）に町部として公認された。町と川とを繋ぐ位置にある土手町において、昭和の堤防が整備される以前の町と川との関わりを伝える建物である。土手町における住居建築の典型である前後2棟で構成されており、土手を利用した住まいのあり方を現在に伝えている。

位置図	写真

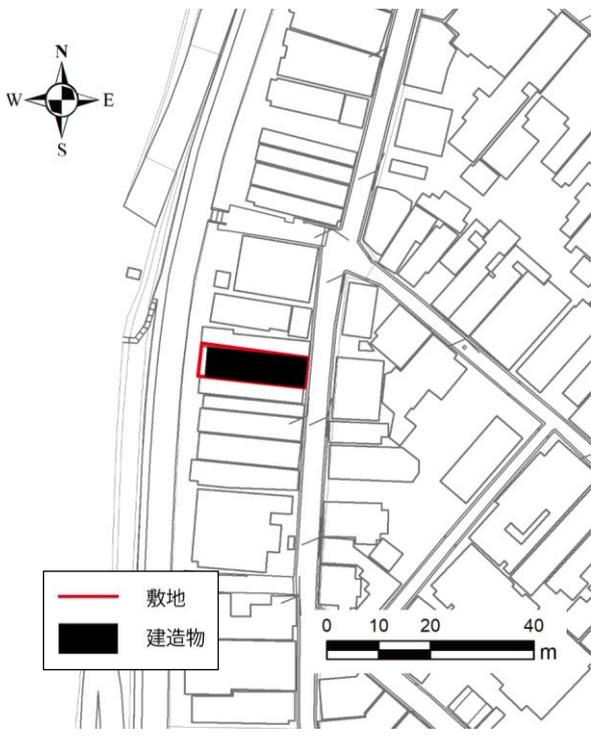
No	I-17	特徴	①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし ②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	K家住宅		
所在地	岩国一丁目		
所有者等	個人	各指定	
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・ナカドテの痕跡 		
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更 ・建築物の外観の変更 ・土地の掘削、盛土、切土 ・建築物の構成 		

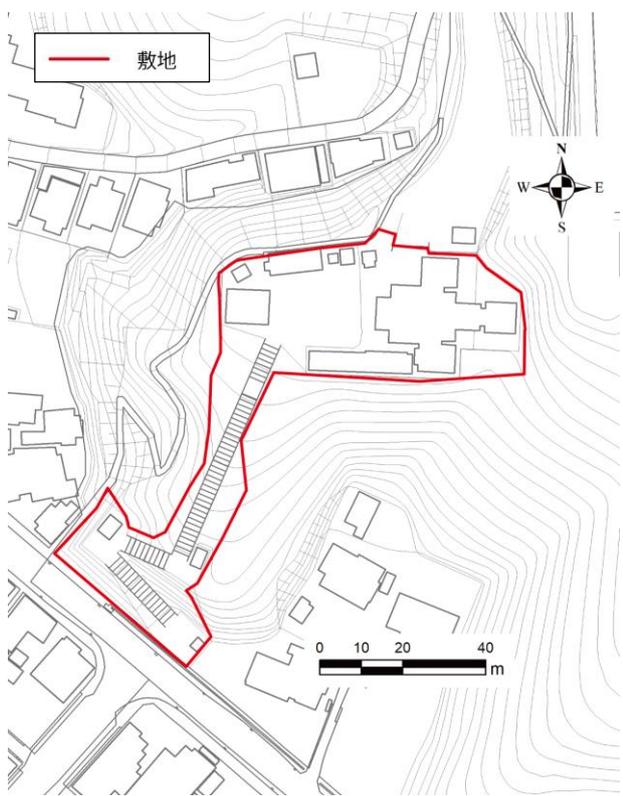
概要と価値

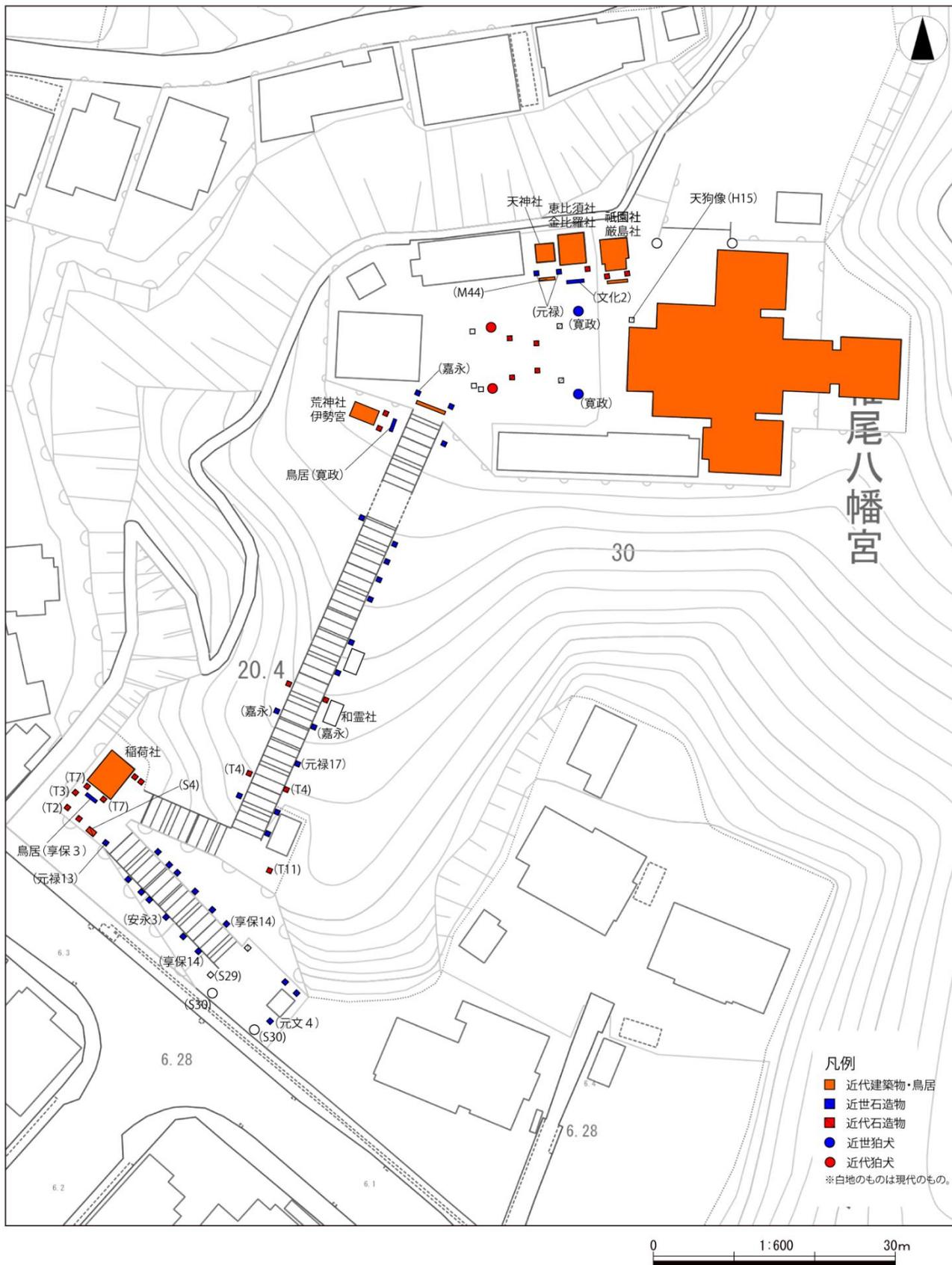
この建物の起源は分かっていない。現当主は約 50 年前に空き家となっていたこの住宅に移り住んだ。建物はナカドテ側の懸作りの建物、カワドテ側の平場建ての建物の前後 2 棟から成り立ち、その間は樋を渡して雨水が屋内に入らないようにして居室化されている。当主は腕の良い大工で、改築しながら現在の暮らしに適合する住居にしてきた。ナカドテ側はかつて逗子二階建てだったが、子供部屋が必要になると 2 階部分を作り替えて正式な居室階とし、2 階座敷の客間と物見台も作られた。ナカドテ側の 1 階土間部分はガレージとして、地下は大工仕事の間として使用されてきた。地下にはナカドテの石垣が残る。川側の 2 階には、錦川を眺める続き間座敷とバルコニーが設けられており、川を眺める暮らしが受け継がれている。

土手町は錦川左岸の土手に形成された町で、慶安 2 年（1649）に町部として公認された。町と川とを繋ぐ位置にある土手町において、昭和の堤防が整備される以前の町と川との関わりを伝える建物である。土手町における住居建築の典型である前後 2 棟で構成されており、土手を利用した住まいのあり方を現在に伝えている。

位置図	写真
-----	----

 <p style="text-align: center;"> 敷地 建造物 </p>	
--	--

No	I-18	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	椎尾八幡宮		
所在地	岩国四丁目		
所有者等	宗教法人		
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・石造物 	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更（社殿・摂社） ・建築物の外観の変更 ・石造物（石灯籠・狛犬）の移転及び除去 		
概要と価値			
<p>寛永3年（1626）、錦見の家中と町人の産土神として勧請された。現在の社殿は銅板葺きの屋根をもち、近代のものである。石造物は近世に建てられた石灯籠が多く確認できる。奉納者は錦見（岩国地区）の町衆が大半を占めており、町衆によって現在まで支えられてきた神社であることがわかる。狛犬は寛政期のものが大阪で製作されたものであり、各地との交流も伺えるものも見受けられる。</p> <p>そして、毎年のおびす祭り等の祭礼が執り行われている。また、寛文元年（1661）からは33年ごとに大祭（御神幸祭）が催されている（前回開催は平成25年（2013））。これらの祭礼の際には、旧町人地に御幣が連なり、町に一体感を感じさせる趣が表れている。氏神としての信仰と祭礼を通じて地域の文化やコミュニティが育まれてきた。</p>			
位置図		写真	
 <p>(詳細図は次頁参照)</p>			



■NO. I-18 椎尾八幡宮の各要素の位置 (詳細図)

No	R-1～R-14	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	道路		
所在地	横山二丁目		
所有者等	岩国市		
保存対象	・路線網	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置の変更 ・道路の幅員の変更 		
概要と価値			
<p>横山地区は藩主居館である御土居を基準にして屋敷割がなされ、武家屋敷及び道路が整備された。この道路は現在も受け継がれ、市道として維持管理がなされている。横山地区の道路は岩国地区とは異なり、城下町といいながらも、直交しあう道路に沿っての屋敷割ではなく、城内であることを意識した鉤の手状の直角に曲がる箇所が多く、御土居や御蔵元など藩の主要施設の配置によって作り出されたものといえる。近世から現代にかけて横山地区における歴史や暮らしのあり方を伝える要素となっている。</p>			
位置図		写真	
(P43 位置図参照)			

No	R-15～R-36	特徴	②錦帯橋がつなぐ岩国城下町
名称	道路		
所在地	岩国地内		
所有者等	岩国市		
保存対象	・路線網	各指定	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置の変更 ・道路の幅員の変更 		
概要と価値			
<p>城下町の整備時及び承応3年（1654）の大火後に整備された町割を構成する道路。主要街路の一つである大明小路は山代地域と城下町、外港である今津とをつなぐ岩国往来の一部にもなっている。</p> <p>この道路を基軸として地域の生活・生業が継続するとともに、その環境下で地域の文化やコミュニティが受け継がれてきた。</p>			
位置図		写真	
(P43 位置図参照)			

第6章 文化的景観の整備活用に関する事項

1. 岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全に向けて

- ・城山、岩国山では、森林環境の適切な保全を図るとともに、土砂災害等への対策が必要となる場合には、文化的景観の価値を損ねず、錦帯橋や錦川からの眺望景観に配慮した整備となるよう調整を図る。
- ・近世から描かれてきた錦帯橋や岩国山、城山等が織りなす風景を楽しみ、文化的景観の全体像を体感できる視点場の整備を図る。

2. 城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承に向けて

- ・岩国城跡及び御土居周辺については、史跡として適切な保全を図るとともに、今後、調査を実施した上で、史跡としての価値を明らかにする。また、都市岩国の始まりを示す遺構の保存に向け、必要に応じて整備を図る。
- ・横山地区における水をいやす工夫を伝える要素（護岸、掘割、水路、嵩上げ地盤等）については、保存活用に向けた整備を図る。
- ・建造物をはじめとする重要な構成要素は、生活・生業との関係を踏まえ、価値を継承するための手段や手法を検討し、必要に応じて修理等を行う。また、修理等に当たっては、持続的な保存活用が可能となるよう、利活用等に向けたサポートを行う。第7章で示すように個別に担当窓口との事前協議を行いながら、必要な技術的支援及び財政的支援を行う。
- ・錦川の水辺や水面を活用した生業（鵜飼い、遊覧船、漁業等）の継承と水辺を楽しむ場の再生・整備を図り、川との関わりを感じる機会の維持・創出を図る。

3. 城下町由来のまちなみと文化の継承に向けて

- ・建築物・工作物等の修景に関する技術的支援（専門家等の派遣等）及び財政的支援（助成制度等）を行い、通りごとの特色ある景観との調和・形成を図る。
- ・歴史的建造物及びその周辺の延焼防止に向けた仕組みづくりに取り組む。
- ・町家や時代性を象徴する外観を有する近代建築物等、通りの景観を特徴づける歴史的建造物については、所有者の意向を踏まえ景観法に基づく景観重要建造物の指定を行う。また、商業地域における既存の木造建築物のリノベーション等により、もてなしの生業の創出につながる店舗や旅館等としての新たな利用も可能となるよう、必要となる仕組みや制度づくりに取り組む。
- ・歴史的建造物の修復等を促進する仕組みを通して、技術者の知識・技術の向上を図る。
- ・川と向き合う都市の価値を伝える土手町や旭町において、特徴ある建物と暮らし方に関する意識啓発と住みこなしの文化の継承を図る。
- ・現代的な住まい方や事業活動の中で、文化的景観の価値を継承したまちなみと調和し、

活かす暮らし方として「(仮称) 岩国スタイル」を地域住民や事業者とともに検討し、具体的なイメージを共有・発信することにより、持続的なまちなみ保全と岩国城下町での豊かな暮らし方、まちの賑わい創出に関する意識の醸成を図り、将来的な仕組みづくりにつなげる。

- ・ 椎尾八幡宮の大祭をはじめとした祭りや、南条踊りや小糠踊り等の伝統芸能の継承につながる仕組みや環境の整備を図る。
- ・ 岩国寿司や岩国れんこん等、地区住民や来訪者が味わってきた郷土料理・食材の普及・継承を図るとともに、歴史・文化を楽しむ新たな料理等の開発を支援する。

4. 錦帯橋の物見が育む生業の持続・創出と物見の往来を支える環境の整備に向けて

- ・ 城下町地区内の円滑な回遊のためのお勧めルートの設定や施設（通路、案内サイン、照明、駐車場等）の整備を図る。また、近世以降、継承されてきた錦帯橋を中心とした往来について、広い城下町内を回遊できるよう、来訪者による移動手段について、徒歩移動を補完する新たな交通手段の整備等を検討するなど、岩国地区と横山地区の両岸の町の往来を促進することによる賑わいの再生を図る。
- ・ 空き家や空き店舗については、利用希望者と建物等をつなぐ仕組みを早急に検討し、官民の連携のもと、持続的な活用が可能な整備を図る。
- ・ 錦帯橋を中心とした往来から町全体への往来へとつながる、新たな機会づくりに資する事業活動の展開を支援する仕組みづくりに取り組み、賑わい創出を図る。

5. 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成に向けて

- ・ 文化的景観は、地域固有の魅力であり、その魅力の特徴を見せてくれるものが重要な構成要素である。こうした文化的景観に関する情報について住民等と共有し、その価値の継承に向けた取組につながるよう、ホームページやパンフレット等、多様な媒体を活用した普及・啓発に取り組む。
- ・ まち歩きや意見交換を行う座談会等を開催するなど、住民等と継続的な関わりを持つ機会の創出を行う。
- ・ 住民以外の市民・来訪者に向けても、本文化的景観に関する学習の機会を設ける。
- ・ 文化的景観の価値やその特徴、まちの魅力を来訪者に発信するガイド等の人材の育成を図る。
- ・ 岩国城下町の暮らしや生業を特徴づける歴史的な建造物を活用する公開活用するプログラムや社会実験等を行うことを通して、歴史的建造物の活用イメージを広げることにより、地区内外の多様な人材による既存ストックの利活用につなげる。
- ・ 本文化的景観の価値や特徴を保全・創出していく上で、歴史的建造物の修理やリノベーション等に携わる技術者（建築設計者、大工・施工者等）に対する講習会等を実施

し、文化的景観の保存・整備に携わる人材の育成を図る。

6. 文化的景観の価値の保存に向けた持続的な取組

- ・本文化的景観の価値や魅力をより深めていくとともに整備の際の参考とするため、地域住民等との連携を図りながら、継続した調査研究を行う。これにより、本文化的景観の在り方に関する方針等の確認・見直し等を適宜行うこととする。
- ・文化的景観の保存活用に関する取組について、適宜記録を残すことにより、情報や知識、技術等の蓄積を図る。

第7章 文化的景観の保存及び活用のために必要な体制

1. 運営に関する方針

保存管理・整備活用の取組をはじめとする様々な取組を推進していくためには、庁内における関係部署や県の関係機関・部局も含めた相互の協議・連携体制を確立する必要がある。また、行政は、地域住民に向けた情報発信を行うとともに、住民や地区内事業者と協働で多様な分野にわたる様々な取組を総合的に推進していくことが必要である。

そのため、庁内の横断的な連携体制に加え、各分野の専門家等の参画も含めた地域と持続的に関わり続ける体制の構築を構築する。また、官民が協力・連携しつつ一体となった取組を行うことができる運営及び管理体制の構築を図ることとする。

2. 運営体制

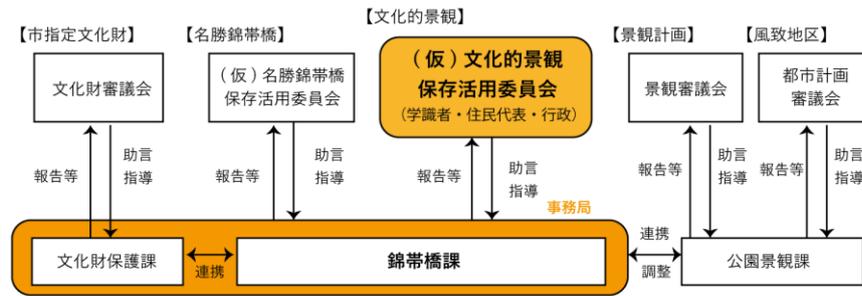
(1)市の体制

文化的景観保存活用計画対象範囲において、文化的景観担当部署である錦帯橋課及び文化財保護担当部署である文化財保護課が中心となり、住民・事業者等と意思を共有しながら、文化的景観の保全・継承を推進する。文化的景観の保護においては、文化財保護施策として、重要な構成要素に対する現状変更等の届出の運用を行うことに加え、文化的景観の範囲における取組を包括して進めることが重要である。このため、これまで本区域において各分野で個別に展開されてきた歴史的な景観の保全・整備に関する施策・事業との連携・調整を図ることが必要であり、庁内一丸となった取組を推進する体制が重要である。

文化的景観は、景観計画区域内に位置づけられる。文化的景観の保存活用に向けては、すでに取り組んでいる景観計画に基づく届出制度及び景観条例に基づく修繕・修景の助成制度、景観重要建造物の指定等からなる景観行政との連携が重要となる。このことから、景観行政を所管する公園景観課との連携・調整を推進し、円滑な景観計画の運用を図る。

さらに、城下町地区における都市計画を所管する都市計画課、まちづくりの観点から各事業の調整を行う拠点整備推進課、商業や観光の振興施策を所管する商工振興課及び観光振興課についても、各課が所管する事業を実施する上での連携・調整を推進することにより、文化的景観の保存活用に向けた庁内の一体的な体制の確立を進める。

また、本市の文化的景観の中でも大きな要素を担っている森林、河川は、本市のみならず林野庁、山口県河川課など、国、県の関係行政機関との協調が重要であることから、文化的景観担当部局を中心として、組織的かつ継続的な連携・調整による取組を行うこととする。



(仮称) 文化的景観保存活用委員会等の運用体制図

3. 保存管理・整備活用体制

(1) 地域住民や事業者等との連携体制

本文化的景観の区域内では、地域住民による自治活動、各種団体や事業者による商業・観光活動、各種団体等による文化活動といった多様な活動が展開されている。今後に向けて、住民・事業者等の理解のもと、文化的景観の保存活用に向けた取組が継続的・効果的になされるよう、次のとおり連携を図る。

- ・地域の資源の価値を理解し、共有するため、これまで受け継がれてきた自治の単位（単位自治会、自治会連合会）を軸とした情報提供や意見交換を進める。あわせて、地域における景観形成や文化継承活動に取り組む団体等の育成支援を図る。
- ・空き家・空き店舗の利活用に向け、地域における空き家・空き店舗の把握、利活用希望者との仲介を担う団体等の育成を図り、団体等と連携した取組を行う。こうした取組により、文化的景観の大切さを伝え、保存活用の取組に関わる担い手を増やしていく。
- ・本文化的景観の価値や魅力を観光資源として活用するため、観光事業者や観光ガイド等への普及啓発を図り、これと連携した観光施策の展開を図る。

(2) 技術者の育成に向けた各種団体との連携体制

歴史的建造物の継承や、文化的景観を踏まえた建造物の建設を図る観点から、次のとおり技術者の育成に向けた各種団体との連携を図る。

- ・歴史的建造物を持続可能な形で保存活用するとともに、文化的景観を継承した新たな建造物の誘導を図るため、建築関係団体等と協力して建築士等の育成を図る。
- ・伝統工法による木造建築物の修理技術をもつ大工技術者の育成を図る。
- ・新たに建てられる建物等が周辺景観と調和し、地区の景観をけん引する建物となるよう、景観まちづくりにおける景観賞の活用等により技術者の意識や技術の向上を図る。